

東京地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 所得税更正処分取消等請求事件
国側当事者・国（上尾税務署長）
平成20年2月8日棄却・控訴

判 示 事 項

- (1) 納税者が、理事長を務めていた社会福祉法人が運営する施設の寄附口座から払戻しを受けた金員を原資とするもの以外について、所得又は架空の貸付金債権の発生の有無を争うことは、訴訟の終結間近に至って、新たな主張立証を追加しようとするものであって、故意又は過失によって時機に後れた攻撃防御方法（民事訴訟法157条1項）であり、許されないとの国の主張が、納税者は、第5回口頭弁論で陳述した準備書面(3)によって所得又は架空の貸付金債権の発生 of 各事実についてこれを否認し、反論をしていたところ、さらに、第9回口頭弁論において陳述した準備書面(6)により、この反論を詳細にしたに過ぎず、時機に後れた攻撃防御方法ということはできないとして排斥された事例
- (2) 納税者が理事長を務めていた社会福祉法人が運営する施設の会費口座及び寄附口座から引き出された金員を取得した事実については、納税者が第5回口頭弁論で陳述した準備書面(3)において、これを認めた上、納税者の社会福祉法人に対する貸金の返済として受領した旨主張していたものであるから、納税者が第9回口頭弁論において陳述した準備書面(6)において、この受領自体を否認することは、自白の撤回に当たり、許されないとされた事例
- (3) 税務調査の際に納税者が課税庁職員に提出した現金出納簿は、納税者の自己資金と社会福祉法人が運営する施設の寄附口座を巡る収支をさかのぼって整理することにより、納税者自身がその内容を理解することを目的として作成したものにとすぎず、実際の日々の現金の出納状況をそのまま記録したのではなく、寄附口会計の現実の現金の流れを反映したものではないとの納税者の主張が、当該出納簿は納税者自身が出入金の状況を理解するために作成したその点では正確な内容のものというべきであって、この点に関する納税者の主張は失当であり、また、本件の各更正処分が事実に基づかないものであり違法であるとの主張も理由がないとして排斥された事例
- (4) 納税者が社会福祉法人の運営する施設の寄附口座及び会費口座から預金の払戻しを受けるなどして取得した金員は、社会福祉法人に対する貸付債権の返済又は社会福祉法人の負担すべき債務の弁済に費消するためのものであるとは認められず、いずれも当該寄附口座等から払戻しを受けた時点で納税者の所得に該当し、各係争年分に係る総所得金額の計算上、雑所得に含まれるとされた事例
- (5) 重加算税の趣旨及び賦課要件
- (6) 納税者は工事代金の領収書等の作成に関与していないから、納税者には事実の隠ぺい又は仮装行為がないとの納税者の主張が、納税者は、自らが社会福祉法人の運営する施設の寄附口座の払戻金等を受領し費消していた事実を隠ぺいしようという意図の下に、当該寄附口座に係る会計の出納管理を行う立場にあることを奇貨として当該寄附口座の金員を不正に領得しつつ、その発覚を免れるべく、出納簿に寄附金の名目で集めた金員について、施設の工事等の支払に当てた旨、又は、納税者に対する架空の貸付金債権への返済に充てた旨の虚偽の記載をするなどして、正規の支出をしたものと装った上、自らが当該寄附口座の払戻し等によって受領した金員を除外して雑所得を計算して所得金額を計算した確定申告書を提出し、所得金額の過少申告をしたものということができるから、た

とえ納税者が工事代金の領収書等の作成自体に関与していなかったとしても、そのことにより上記判断が覆るものではないとして排斥された事例

- (7) 納税者は、真実は社会福祉法人の運営する施設の寄附口座から払戻しを受けた金員等を受領していたにもかかわらず、出納簿に故意に虚偽の記載をし、あたかも工事代金の支払をし、あるいは、納税者に対する債権の返済としての支払と見せる方法により、あたかも所得に含まれないかのごとくに隠ぺいし、又は仮装したものと評価できるというべきであるから、納税者は、故意に課税標準等の計算の基礎となる課税要件事実の一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出したものであるとされた事例

判 決 要 旨

- (1)～(4) 省略

- (5) 国税通則法68条（重加算税）の規定する重加算税は、同法65条（過少申告加算税）から67条（不納付加算税）までに規定する各種の加算税を課すべき納税義務違反が、課税要件事実を隠ぺいし、又は仮装する方法によって行われた場合に、行政機関の行政手続きにより違反者に課されるものであって、これによって、かかる方法の納税義務違反の発生を防止し、もって徴税の実を挙げようという趣旨に出た行政上の措置であり、違反者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目してこれに対する制裁として科せられる刑罰とは趣旨、性質を異にするものである（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同45年9月11日第二小法廷判決・刑集24巻10号1333頁参照）。したがって、同法68条1項による重加算税を課し得るためには、納税者が故意に課税標準等又は納税等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺい、仮装行為を原因として過少申告の結果が発生したものであれば足り、それ以上に、申告に際し、納税者において過少申告を行うことの認識を有していることまで必要とするものではないと解するのが相当である（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同62年5月8日第二小法廷判決・裁判集民事151号35頁参照）。

- (6)・(7) 省略

判	決
原告	甲
訴訟代理人弁護士	長谷川 健 細川 健夫
被告	国
代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分行政庁	上尾税務署長 笠原 光雄
指定代理人	乙部 竜夫 塔岡 康彦 徳永 俊二 池田 美喜男 馬田 茂喜

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 上尾税務署長が原告に対し平成15年7月9日付けでした、原告の平成10年分の所得税の更正処分のうち課税総所得金額708万0900円、還付金に相当する税額32万4300円を下回る部分及び重加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも同年11月5日付け異議決定（以下「本件異議決定」という。）及び同17年11月16日付け審査裁決（以下「本件裁決」という。）により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 2 上尾税務署長が原告に対し平成15年7月9日付けでした、原告の平成11年分の所得税の更正処分のうち課税総所得金額715万5150円、還付金に相当する税額29万4980円を下回る部分及び重加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも本件異議決定及び本件裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 3 上尾税務署長が原告に対し平成15年7月9日付けでした、原告の平成12年分の所得税の更正処分のうち課税総所得金額1035万9900円、還付金に相当する税額18万8880円を下回る部分及び重加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも本件裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 4 上尾税務署長が原告に対し平成15年7月9日付けでした、原告の平成13年分の所得税の更正処分のうち課税総所得金額772万7550円、還付金に相当する税額28万5420円を下回る部分及び重加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

知的障害者更生施設A学園（以下「A学園」という。）を開設し運営する社会福祉法人B（以下「B」という。）の理事長の職にあった原告は、平成15年7月9日、上尾税務署長により、原告の平成10年分から平成13年分まで（以下「本件各係争年分」という。）の所得税の各確定申告（以下「本件各確定申告」という。）について、「A学園を支援する親の会会長乙」名義の預金口座等の金員ないし利益をA学園の施設等に関する別紙「本件各工事の状況」記載の14件の請負工事（以下、併せて「本件各工事」という。）に係る工事代金名目で再三にわたり不法に領得したものであり、これら領得した金員ないし利益は原告の雑所得に当たり、また、これらの所得が存在しないかのように事実を隠ぺいし、又は仮装して、本件各確定申告を行ったとして、各更正処分及び重加算税の各賦課決定処分（ただし、このうち、平成10年分及び平成11年分の各更正処分及び各賦課決定処分はいずれも本件異議決定及び本件裁決によりその一部が取り消された後のものであり、平成12年分の更正処分及び賦課決定処分はいずれも本件裁決によりその一部が取り消された後のものである。以下、本件各係争年分の各更正処分を併せて「本件各更正処分」といい、各年分の更正処分をそれぞれ「本件平成10年分更正処分」などといい、本件各係争年分の各賦課決定処分を併せて「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。）をされた。

原告は、従前、原告が上記預金口座の帰属主体であるBが支払義務を負うべきA学園の施設等に関する請負工事（ただし、本件各工事とは異なる工事である。）に係る工事代金の支払のために原告の個人名義で額面総額9000万円の約束手形4通を振り出した上、

その後手形ジャンプや手形書換えをするなどして、最終的に額面総額9000万円強の約束手形を決済して、Bに対し、当該手形決済資金相当額を貸し付けており、その他にも原告はBに対して貸付金債権を有していたのであって、前記の領得したとされる金員は、いずれもそれらの貸付金債権に対する返済として受領したものであるから、原告の所得に該当せず、本件各更正処分はいずれも違法である旨主張するとともに、本件各更正処分に先立ち原告が上尾税務署に提出した本件各工事に係る各工事代金の領収証（乙1、3から8まで、9の1、12から15まで）、請負契約書（乙9の2）及び振込依頼書（乙10、11。以下、前記各領収証及び請負契約書と併せて「本件各領収証等」という。）に関し、本件各工事はいずれも実体のない架空のものであり、本件各領収証等はいずれも虚偽のものであったが、原告は、本件各領収証等を入手した平成13年5月当時、本件各工事及び本件各領収証等がいずれも実体のない虚偽のものであったとは認識していなかったものである上、本件各領収証等は、原告が作成したものではなく、そもそも原告が本件各係争年分の各確定申告書を提出した時点では存在すらしていなかったものであるから、原告には重加算税の賦課の要件である国税通則法（以下「通則法」という。）68条1項所定の事実の隠ぺい又は仮装行為がなく、本件各賦課決定処分は違法である旨主張するものであり、本件は、原告が被告に対し、上記各主張に基づいて本件各更正処分等の取消しを求める事案である。

1 前提事実

本件の前提となる事実、次のとおりである。なお、証拠及び弁論の全趣旨により認めることのできる事実、その旨付記してあり、その余の事実、当事者間に争いのない事実である。また、関係する銀行預金口座が多数に上るため、当該口座が分かる書証番号を初出の際に併記する。

(1) 原告の地位等

原告は、平成9年1月から同17年6月までの間、Bの理事長の職にあり、同10年4月、BによってA学園が設立された。

また、原告は、平成元年4月から同17年6月までの間、C幼稚園及びD幼稚園を運営する学校法人E学園（以下「E学園」という。）の理事長を務めていた。（弁論の全趣旨）

(2) 「A学園支援する親の会会長乙」名義の普通預金口座から原告が預金の払戻しを受けた経緯等

ア 原告は、A学園の開設に先立ち、A学園入園者の保護者である乙（以下「乙会長」という。）に、A学園親の会（以下「親の会」という。）会長への就任を要請し、乙会長の承諾を得ると、同会長に、平成10年1月21日に、F信用金庫八潮南支店に「G学園親の会代表幹事乙」名義の普通預金口座（口座番号 。乙16。以下「G口座」という。）を開設させ、また、同年2月5日に、A学園開設に伴う正式名称の変更に伴って、同支店に「A学園支援する親の会会長乙」名義の普通預金口座（口座番号 。以下「本件寄附口座」という。乙2）を開設させた上、G口座から残高を本件寄附口座に移転させ、同日から同13年4月までの間、乙会長から前記各口座の通帳及び印鑑を預かり、本件寄附口座の払戻し手続等、本件寄附口座に係る会計（以下「本件寄附口会計」という。）の

出納管理を行っていた。G口座は、同年9月に解約された。なお、G学園は、A学園が開設される前の仮称である。

(G口座の開設日、開設店舗及び口座番号につき、乙16。本件寄附口座の開設日につき、乙2)

イ 親の会の会計を担当していた丙(以下「丙会計」という。)は、親の会の各会員が納める会費を管理するため、H銀行(当時。以下同じ。)八潮支店に「A学園親の会会計丙」名義の普通預金口座(口座番号 。以下「本件会費口座」という。乙20)を開設した。(弁論の全趣旨)

ウ 原告は、本件寄附口座の通帳及び印鑑を用いて、親の会会員である入園者の保護者らからBに対する寄附金が入金されていた本件寄附口座の預金を随時引き下ろすなどしていた。

本件各更正処分において、上尾税務署長が原告の雑所得であるとしたもののうち、原告が少なくとも本件寄附口座から預金の払戻しを受けた事実を認めているものは、以下のとおりである。

(ア) 平成10年において

① 6月22日 22万5750円

ただし、本件平成10年分更正処分においては、原告がこの金員を平成10年7月8日に領得したとして雑所得とされている。

② 8月31日 150万円

③ 9月2日 470万4000円

④ 9月30日 241万5000円

⑤ 9月30日 450万円

ただし、本件平成10年分更正処分においては、原告が上記④及び⑤の合計691万5000円のうち315万円と350万円の2口を平成10年9月30日に領得したとして雑所得とされている。

⑥ 10月2日 22万5397円

⑦ 10月9日 89万2500円

⑧ 10月21日 45万0794円

⑨ 11月2日 50万円

⑩ 11月20日 95万6550円

⑪ 11月25日 140万円

⑫ 11月30日 400万円

⑬ 12月18日 105万円

⑭ 12月21日 73万5000円

⑮ 12月28日 300万円

(イ)平成11年において

① 1月5日 45万0794円

② 1月7日 52万5000円

③ 1月7日 9万5150円

④ 1月12日 25万円

- ⑤ 1月20日 126万円
- ⑥ 1月29日 45万0794円
- ⑦ 3月10日 297万5000円
- ⑧ 3月12日 9万4520円
- ⑨ 3月12日 22万5383円
- ⑩ 4月6日 23万円

ただし、本件平成11年分更正処分において同日付けの雑所得とされたのは、このうちの20万円である。

- ⑪ 4月20日 57万7500円

ただし、本件平成11年分更正処分において同日付けの雑所得とされたのは、このうちの50万円である。

- ⑫ 5月27日 250万円
- ⑬ 6月2日 23万5000円
- ⑭ 6月2日 420万円

なお、これは、本件寄附口座から払い戻されたものではなく、I銀行（当時。以下同じ。）国分寺支店のJ株式会社（以下「J社」という。）名義の普通預金口座（口座番号 ）。以下「本件J口座」という。乙50）に振り込まれた後、同日中に、そのまま、I銀行三田支店の原告名義の普通預金口座（口座番号 ）。なお、口座開設当時は、口座番号であった。乙19の1）及びK銀行（当時。以下同じ。）神田支店の原告名義の普通預金口座（口座番号 ）。乙19の2）に移し替えられたものであるが、この資金移動を含め、当事者間に争いがない。

- ⑮ 6月4日 367万5000円

なお、これは、本件寄附口座から払い戻されたものではなく、本件J口座に振り込まれた後、同日中に、そのまま、I銀行三田支店の原告名義の普通預金口座（口座番号 ）に移し替えられたものであるが、この資金移動を含め、当事者間に争いがない。

- ⑯ 6月22日 23万5000円
- ⑰ 7月5日 73万5000円

ただし、原告は、上記金額を超える73万5630円の払戻しを認めている。

- ⑱ 7月19日 21万円
- ⑲ 7月28日 15万円
- ⑳ 8月5日 24万円
- ㉑ 8月5日 12万6000円
- ㉒ 8月24日 16万8000円
- ㉓ 9月6日 31万5000円
- ㉔ 9月27日 105万円

ただし、本件平成11年分更正処分においては、原告がこの金員と本件会費口座から本件寄附口会計の現金勘定に入金された121万5123円の合計金額のうちの225万円が同日付けの雑所得とされている。

㉔	10月12日	21万円
㉕	10月22日	12万6000円
㉖	10月23日	23万円
㉗	12月7日	23万5000円
㉘	12月21日	23万5000円
㉙	12月21日	47万2500円
㉚	12月28日	18万9000円
(ウ) 平成12年において		
①	1月17日	420万円
②	1月19日	18万9000円
③	2月2日	12万0750円
④	2月17日	24万円
⑤	2月29日	25万円
⑥	4月17日	17万円
⑦	4月18日	6万円
⑧	4月27日	26万円
⑨	5月2日	31万5000円
⑩	5月19日	36万7500円
⑪	5月26日	12万円
⑫	6月7日	99万7500円
⑬	6月15日	10万円
⑭	7月4日	18万円
⑮	8月21日	56万円
⑯	8月31日	15万7500円
⑰	9月11日	10万5000円
⑱	10月5日	10万5000円
⑲	10月18日	100万円
㉑	10月24日	84万円
㉒	11月13日	27万円
㉓	12月18日	21万円
㉔	12月20日	250万円
(エ) 平成13年において		
①	1月15日	23万円
②	1月18日	100万円
③	1月30日	200万円
④	2月15日	15万円
⑤	2月16日	35万円
⑥	2月21日	52万5000円
⑦	3月9日	300万円
⑧	3月9日	10万円

(3) 本件寄附口座に金員を振り込む方法による原告からの貸付け

原告は、平成10年7月8日、本件寄附口座に1300万円を振り込む方法で1300万円を貸し付けた（以下「本件1300万円貸付け」という。）。

(4) 原告に対する本件各更正処分等と本件訴訟に至る経緯等

ア 原告は、上尾税務署長に対し、別表1から別表4までの各「確定申告」欄記載のとおり、それぞれ所定の期限内に、原告の本件各係争年分に係る所得税の各確定申告書（以下、併せて「本件各確定申告書」という。）を提出して本件各確定申告をした。

イ 上尾税務署長は、原告に対し、平成13年7月9日、別表1から別表3までの各「更正処分」欄記載のとおり、原告の平成10年分から平成12年分までに係る所得税の各更正処分をし、また、平成15年6月10日、別表4の「更正処分」欄記載のとおり、原告の平成13年分に係る所得税の更正処分をした。

ウ 上尾税務署職員は、原告に対する査察を行い、原告から、本件各領収証等及び本件寄附口会計に係る現金出納簿（以下「本件出納簿」という。乙17）の提出を受けた。

本件各工事を請け負った工事業者名及び工事内容と本件各領収証等の対応関係は、別紙「本件各工事の状況」記載のとおりであった。

しかし、実際には、本件各工事は、いずれも虚偽のもので実体がなく、これらに対応する本件各領収証等は、いずれも虚偽のものであって、本件各工事を請け負った各工事業者ら（具体的には、L株式会社（以下「L」という。）、株式会社M（以下「M」という。）、株式会社N（以下「N」という。）又はJ社であるが、以下、これらの工事業者らを併せて「本件各工事業者ら」という。）に対し、本件各領収証等に対応する工事代金の支払がされた事実はなかった。

エ 上尾税務署長は、原告に対し、平成15年7月9日、別表1から別表4までの各「更正処分及び賦課決定処分」欄記載のとおり、原告の本件各係争年分に係る所得税の各更正処分及び各加重算税賦課決定処分をした。

オ 原告は、平成15年8月6日、上尾税務署長に対し、上記エの各更正処分及び各加重算税賦課決定処分を不服として、別表1から別表4までの各「異議申立て」欄記載のと通りの異議申立てをした。これに対し、上尾税務署長は、同年11月5日、別紙1から別紙4までの各「異議決定」欄記載のと通りの本件異議決定をした。

カ 原告は、平成15年11月14日、国税不服審判所長に対し、本件異議決定を不服として、別表1から別表4までの各「審査請求」欄記載のと通りの審査請求をした。これに対し、国税不服審判所長は、平成17年11月16日、別表1から別表4までの各「審査裁決」欄記載のと通りの本件裁決をした。

キ 本件各更正処分は、Bの理事長であった原告が、本件各係争年に、本件各工事の工事代金支払名目により再三にわたって本件寄附口座の親の会の預金の払戻しを受けるなどしていたことについてされたものであるが、それは、上記払戻しの名目とされた本件各工事の各請負契約が原告の作出した架空のものであり、原告は当該各請負契約を原因として本件寄附口座から多額の金員の払戻しを受けるなどしていたものであるから、そのようにして領得した金員ないし利益が原告の雑所得

に当たるというべきところ、本件各確定申告にはこれらが計上されていなかったとして、これらを雑所得として計上した上で総所得金額に算入してされたものであった。

また、本件各賦課決定処分は、本件各確定申告において、上記のとおり、本件各工事の工事代金名目で不正に領得した金員を本件各工事業者らに支払ったものと仮装することによって、自己に帰属すべき所得を隠匿し、過少に申告していたものであるから、このような原告の行為は、通則法68条1項に規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出したとき」に該当するとして、原告が本件各更正処分により新たに納付すべきこととなった所得税額（ただし、平成10年分から平成12年分までについては、本件異議決定又は本件裁決により一部取り消された後のものに、通則法65条4項の規定に基づき計算した金額）を基礎として、各重加算額を計算した上でされたものであった。

ク 原告は、平成18年5月12日、本件訴えを提起した。（当裁判所に顕著な事実）

(5) 原告に対する刑事事件の経緯

ア 原告は、平成17年6月16日に逮捕され、同月17日付けで勾留され、後記オのとおり同18年1月16日に保釈が認められるまで、7箇月にわたり、接見禁止の状態で身柄を拘束された。（弁論の全趣旨）

イ 原告は、平成17年中に、さいたま地方裁判所に業務上横領の罪で起訴された（平成●●年（〇〇）第●●号事件。以下、当該事件を「別件刑事事件」という。）。

その起訴事実とは、Bの理事長であった原告が、本件寄附口座の通帳及び印鑑を預かり、A学園の入園者の保護者から本件寄附口座に振込入金されたBに対する寄附金の管理及び本件寄附口座からの預金の払戻し等の業務に従事していたものであるところ、本件寄附口座から平成11年6月2日に420万円を、及び同月4日に367万5000円を、ほしいままに、自己の用途に充てる目的で、自己が管理する本件J口座に振込入金して横領したというものであった。（乙32、弁論の全趣旨）

ウ 原告は、本件寄附口座の預金の帰属主体は親の会であり、原告が本件寄附口座から預金の払戻しを受けた行為は、乙会長の了解の下に、原告の親の会に対する貸付金の返済として受領したものであるから、横領には当たらないと主張して、別件刑事事件の罪状を否認し続けた。（弁論の全趣旨）

エ 原告は、平成18年1月に、別件刑事事件の公判廷において、それまで罪状を否認していたものを一転し、罪状全部を認めた。（弁論の全趣旨）

オ 原告は、平成18年1月16日、保釈が認められた。（弁論の全趣旨）

カ さいたま地方裁判所は、平成18年6月8日、原告に対し、起訴事実のとおり罪となるべき事実を認定し、業務上横領罪が成立するとして、懲役2年6月、執行猶予5年の判決（以下「別件刑事判決」という。）を言い渡した。別件刑事判決は、同月23日に確定した。（乙32）

2 被告が主張する原告の所得税額等

被告が本件訴訟において主張する原告の所得税額及び重加算税額の課税根拠及び計

算過程は、以下のとおりである。

原告は、これらのうち、①原告が本件寄附口座から払戻しを受けた金額を親の会から不正に領得した金額として雑所得の金額に計上すべきこと及びこれを前提とする部分並びに②重加算税の賦課の要件である納税者である原告による事実の隠ぺい又は仮装行為の存在を争うものであり、その余の課税根拠及び計算関係については争っていない。

(1) 本件各更正処分の根拠

(平成10年分)

ア 総所得金額（別表5-1「順号③」） 2899万8474円

上記金額は、次の（ア）及び（イ）の金額の合計額である。

（ア） 給与所得の金額（別表5-1「順号①」） 922万3483円

上記金額は、次のa及びbの各給与収入金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

a E学園D幼稚園からの給与収入金額 920万1000円

上記金額は、原告が平成11年3月12日に上尾税務署長に提出した原告の平成10年分の所得税の確定申告書（以下「平成10年分確定申告書」という。）に添付した平成10年分給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄に記載された金額と同額である。

b E学園から役員報酬として給付を受けたと認定された金額

229万7404円

上記金額は、平成13年6月に、上尾税務署長が実施したE学園の調査により、原告が、同法人から役員報酬として給付を受けたと認定された金額である（乙27・調査報告書別表「平成10年分」の「認定賞与」欄参照）。

（イ） 雑所得の金額（別表5-1「順号②」） 1977万4991円

上記金額は、次のaからfまでの合計額であり、原告が親の会から不正に領得した金額の合計額である。

a 設備追加工事代金支払の名目で不正に領得した金額 729万円

上記金額は、原告が親の会のLに対する平成10年8月31日付けのA学園設備追加工事代金1029万円（乙1、別表6「順号8」）の支払を装って、その一部を以下のa及びbの方法で不正に領得した金額の合計額である。

(a) 本件寄附口座から引き出した金員と本件寄附口会計の現金勘定から不正に領得した金額（別表6「順号3から5まで」） 379万円

(b) 原告の親の会に対する借入金残高を減少させた金額（別表6「順号6」）

350万円

上記金額は、原告が、親の会が支払うべき上記の工事代金につき自らが支払を立て替えたことによって発生する親の会に対する求償債権と、原告の親の会に対する借入金を対当する金額で相殺することにより、同金額に相当する原告の親の会に対する借入金の残高が減少したとして会計処理したものであるが、Lは、上記の工事代金を受領していないから、原告は、上記の方

法をもって、原告の親の会からの借入金の残高を不当に減少させたことにより、同金額相当の利益を得たものである。

なお、上記工事代金の金額１０２９万円と上記(a)及び(b)記載の領得した金員との差額である３００万円については、原告が作成した現金出納簿には、親の会に対する貸付金として記載されている（別表６順号７）。

- b 電話機設置工事代金支払の名目で不正に領得した金額（別表６順号９及び１０）３１５万円

上記金額は、原告が親の会のMに対する平成１０年９月３０日付けの電話機設置工事代金（乙３、別表６順号１１）の支払を装って、不正に領得した金額である。

- c 駐車場ゲート工事追加分代金の名目で不正に領得した金額（別表６順号１２）９５万６５５０円

上記金額は、原告が親の会のMに対する平成１０年１１月２０日付けの駐車場ゲート工事追加分代金（乙４、別表６順号１３）の支払を装って、工事代金相当額を本件寄附口座から引き出し、不正に領得した金額である。

- d 配線追加工事代金支払の名目で不正に領得した金額（別表６順号１４）１４０万円

上記金額は、原告が親の会のMに対する平成１０年１１月２５日付けの配線追加工事代金（乙５、別表６順号１５）の支払を装って、工事代金相当額を本件寄附口座から引き出し、不正に領得した金額である。

- e 実習用地地盤改良工事代金支払の名目で不正に領得した金額（別表６順号１６ないし１９）５４８万円

上記金額は、原告が、親の会のMに対する平成１０年１２月２８日付けの実習用地地盤改良工事代金５８８万円（乙６、別表６順号２１）の支払を装って、工事代金相当額を本件寄附口座から引き出した金員と本件寄附口会計の現金勘定から不正に領得した金額である。

なお、上記架空工事代金の金額５８８万円と上記領得金員の差額である４０万円については、原告が作成した現金出納簿には、親の会に対する貸付金として記載されている（別表６順号２０）。

- f 架空の貸付金に対する返済金の名目で不正に領得した金額（別表７「平成１０年分計」の「差引領得額」欄参照）１４９万８４４１円

上記金額は、原告の親の会に対する貸付金により、親の会のMに対する平成１０年８月３１日付けのプロパン、警備、電気工事変更追加分代金１９７１万８０００円（乙７、別表６順号２）を支払ったと装って、原告が、当該貸付金に対する返済金の名目で、平成１０年中に親の会から不正に領得した金額であり、原告が平成１０年中に親の会から貸付金の返済金として受領したとする金額１４４９万９４４１円（別表７「平成１０年分計」の「原告が返済を受けたとする金額」欄参照）から、真実親の会に対する貸付金の返済金として受領したと認められる金額１３００万１０００円（別表７「平成１０年分計」の「左のうち貸付金返済額」欄参照）を控除した後の金員である。

イ 所得控除の額の合計額（別表５－１順号④） ４４５万１５５３円

上記金額は、次の（ア）及び（イ）の金額の合計額である。

（ア） 寄附金控除の金額 ２１５万４１７３円

上記金額は、平成１０年分における原告のＢに対する特定寄附金の金額２１６万４１７３円に、所得税法７８条１項（平成１７年法律第２１号による改正前のもの、以下同じ。）の規定を適用して算出した金額である。

（イ） 寄附金控除の金額以外の所得控除の金額 ２２９万７３８０円

上記金額は、原告が平成１０年分確定申告書に記載した、社会保険料控除の金額、生命保険料控除の金額、扶養控除の金額及び基礎控除の金額の合計額と同額である。

ウ 課税される総所得金額（別表５－１順号⑤） ２４５４万６０００円

上記金額は、所得税法８９条２項の規定に基づき、上記アの総所得金額２８９９万８４７４円から上記イの所得控除の額の合計額４４５万１５５３円を控除した後の金額（ただし、通則法１１８条１項の規定により１０００円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

エ 納付すべき税額（別表５－１順号⑨） ５７３万３２００円

上記金額は、次の（ア）の金額から（イ）及び（ウ）の各金額を控除した後の金額（ただし、通則法１１９条１項の規定により１００円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

（ア） 課税される総所得金額に対する税額（別表５－１順号⑥）

６７８万８４００円

上記金額は、上記ウの課税される総所得金額２４５４万６０００円に、所得税法８９条１項の規定による税率を適用して算出した金額である。

（イ） 特別減税額（別表５－１順号⑦） ９万５０００円

上記金額は、平成１０年分所得税の特別減税のための臨時措置法（平成１０年法律第１号）３条及び４条の規定により算出した特別減税額であり、原告が平成１０年分確定申告書に記載した金額と同額である。

（ウ） 源泉徴収税額（別表５－１順号⑧） ９６万０２００円

上記金額は、次のａ及びｂの金額の合計額である。

ａ Ｅ学園Ｄ幼稚園からの給与所得に係る源泉徴収税額

５３万１６００円

上記金額は、原告が平成１０年分確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

ｂ Ｅ学園から役員報酬として給付を受けたと認定された金額に係る源泉徴収税額 ４２万８６００円

上記金額は、平成１３年６月に、上尾税務署長が実施したＥ学園の調査により、原告が、同法人から役員報酬として給付を受けたと認定された金額に係る源泉徴収税額である（乙２７・調査報告書別表「平成１０年分」の「源泉徴収税額」欄参照）。

（平成１１年分）

ア 総所得金額（別表５－２順号③） ３２９４万２８１０円

上記金額は、次の（ア）及び（イ）の金額の合計額である。

（ア） 給与所得の金額（別表５－２順号①） ９８０万９３３９円

上記金額は、次の a 及び b の各給与収入金額の合計額から所得税法 28 条 3 項に規定する給与所得控除額を同条 2 項の規定に基づいて控除した後の金額である。

a E 学園 D 幼稚園からの給与収入金額 ９２８万３５００円

上記金額は、原告が平成 12 年 3 月 13 日に上尾税務署長に提出した原告の平成 11 年分の所得税の確定申告書（以下「平成 11 年分確定申告書」という。）に添付した平成 11 年分給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄に記載された金額と同額である。

b E 学園から役員報酬として給付を受けたと認定された金額

２８３万１５９４円

上記金額は、平成 13 年 6 月に、上尾税務署長が実施した E 学園の調査により、原告が、E 学園から役員報酬として給付を受けたと認定された金額である（乙 27・調査報告書別表「平成 11 年分」の「認定賞与」欄参照）。

（イ） 雑所得の金額（別表５－２順号②） ２３１３万３４７１円

上記金額は、次の a から e までの合計額であり、原告が親の会から横領した金額の合計額である。

a 用水面補修工事代金支払の名目で不正に領得した金額（別表 6 順号 26 から 29 まで） ８３万５０００円

上記金額は、原告が親の会の M に対する平成 11 年 3 月 16 日付けの用水面補修工事代金 283 万 5000 円（乙 8、別表 6 順号 31）の支払を装って、その一部を本件寄附口座（乙第 2 号証）から引き出し、不正に領得した金額である。

なお、上記工事代金の金額 283 万 5000 円と上記不正に領得した金額の差額である 200 万円については、原告が作成した現金出納簿には、親の会に対する貸付金として記載されている（別表 6 順号 30）。

b 圃場新設工事代金支払の名目で不正に領得した金額（別表 6 順号 24）

２９７万５０００円

上記金額は、原告が、親の会の N に対する平成 11 年 3 月 10 日付けの圃場新設工事代金（乙 9 の 1、別表 6 順号 25）の支払を装って、工事代金相当額が本件会費口座から本件寄附口座に送金された後、上記工事代金相当額を本件寄附口座から引き出し、不正に領得した金額である。

c 施設内補修工事代金支払の名目で不正に領得した金額（別表 6 順号 32）

４２０万円

上記金額は、原告が親の会の J 社に対する平成 11 年 6 月 2 日付けの施設内補修工事代金（乙 10、別表 6 順号 33）の支払を装って、工事代金相当額を本件寄附口座から引き出し、不正に領得した金額である。

d 焼却炉、フェンスワイヤー工事代金支払の名目で不正に領得した金額（別表

6 順号 3 4)

3 6 7 万 5 0 0 0 円

上記金額は、原告が親の会の J 社に対する平成 1 1 年 6 月 4 日付けの焼却炉、フェンスワイヤー工事代金（乙 1 1、別表 6 順号 3 5）の支払を装って、工事代金相当額を本件寄附口座から引き出し、不正に領得した金額である。

- e 架空の貸付金に対する返済金の名目で不正に領得した金額（別表 7「平成 1 1 年分計」の「差引領得額」欄参照） 1 1 4 4 万 8 4 7 1 円

上記金額は、原告の親の会に対する貸付金により、親の会の M に対する平成 1 0 年 8 月 3 1 日付けのプロパン、警備、電気工事変更追加分代金 1 9 7 1 万 8 0 0 0 円（乙 7、別表 6 順号 2）を支払ったと装って、原告が、当該貸付金に対する返済金の名目で、平成 1 1 年中に親の会から不正に領得した金額であり、原告が、平成 1 1 年中に親の会から貸付金の返済金として受領したとする金額 1 1 9 4 万 8 4 7 1 円（別表 7「平成 1 1 年分計」の「原告が返済を受けたとする金額」欄参照）から、真実親の会に対する貸付金の返済金として受領したと認められる金額 5 0 万円（別表 7「平成 1 1 年分計」の「左のうち貸付金返済額」欄参照）を控除した後の金額である。

- イ 所得控除の額の合計額（別表 5－2 順号④） 1 1 2 5 万 2 4 2 6 円

上記金額は、次の（ア）から（エ）までの金額の合計額である。

- （ア） 医療費控除の金額 4 2 万 2 8 4 2 円

上記金額は、次の a の金額から b の金額を控除した後の金額に所得税法 7 3 条 1 項の規定を適用して算出した金額である。

- a 支払った医療費の金額 8 2 万 2 8 4 2 円

上記金額は、原告が平成 1 1 年分確定申告書に支払った医療費の金額として記載した金額と同額である。

- b 保険金などで補てんされる金額 3 0 万円

上記金額は、原告が平成 1 1 年分確定申告書に保険金などで補てんされる金額として記載した金額と同額である。

- （イ） 寄附金控除の金額 8 2 2 万 5 7 0 2 円

上記金額は、平成 1 1 年分における原告の B に対する特定寄附金の金額 1 2 1 9 万 4 4 6 6 円が、上記アの原告の平成 1 1 年分の総所得金額 3 2 9 4 万 2 8 1 0 円の 1 0 0 分の 2 5 に相当する金額 8 2 3 万 5 7 0 2 円を超えるため、8 2 3 万 5 7 0 2 円に、所得税法 7 8 条 1 項の規定を適用して算出した金額である。

- （ウ） 扶養控除の金額 1 4 4 万円

上記金額は、所得税法 8 4 条及び経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 号。以下「負担軽減法」という。ただし、平成 1 2 年法律第 1 3 号による改正前のもの。） 3 条の規定を適用して算出した金額である。

- （エ） 医療費控除の金額、寄附金控除の金額及び扶養控除の金額以外の所得控除の金額 1 1 6 万 3 8 8 2 円

上記金額は、原告が平成 1 1 年分確定申告書に記載した、社会保険料控除の金額、生命保険料控除の金額及び基礎控除の金額の合計額と同額である。

ウ 課税される総所得金額（別表５－２順号⑤） ２１６９万円

上記金額は、所得税法８９条２項の規定に基づき、上記アの総所得金額３２９４万２８１０円から上記イの所得控除の額の合計額１１２５万２４２６円を控除した後の金額（ただし、通則法１１８条１項の規定により１０００円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

エ 納付すべき税額（別表５－２順号⑨） ４３４万８５００円

上記金額は、次の（ア）の金額から（イ）及び（ウ）の各金額を控除した後の金額（ただし、通則法１１９条１項の規定により１００円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

（ア） 課税される総所得金額に対する税額（別表５－２順号⑥）

５５３万５３００円

上記金額は、上記ウの課税される総所得金額２１６９万円に、所得税法８９条１項の税率（負担軽減法４条の特例を適用したもの）を乗じて算出した金額である。

（イ） 定率減税額（別表５－２順号⑦） ２５万円

上記金額は、負担軽減法６条２項の規定により算出した金額である。

（ウ） 源泉徴収税額（別表５－２順号⑧） ９３万６８００円

上記金額は、次の a 及び b の金額の合計額である。

a E 学園 D 幼稚園からの給与所得に係る源泉徴収税額

５１万２１００円

上記金額は、原告が平成１１年分確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

b E 学園から役員報酬として給付を受けたと認定された金額に係る源泉徴収税額 ４２万４７００円

上記金額は、平成１３年６月に、上尾税務署長が実施した E 学園の調査により、原告が E 学園から役員報酬として給付を受けたと認定された金額に係る源泉徴収税額である（乙２７・調査報告書別表「平成１１年分」の「源泉徴収税額」欄参照）。

（平成１２年分）

ア 総所得金額（別表５－３順号③） ２７７２万４７８８円

上記金額は、次の（ア）及び（イ）の金額の合計額である。

（ア） 給与所得の金額（別表５－３順号①） ９６６万２１４８円

上記金額は、次の a から c までの各給与収入金額の合計額から所得税法２８条３項に規定する給与所得控除額を同条３項の規定に基づいて控除した後の金額である。

a E 学園 D 幼稚園からの給与収入金額 ８９８万６０００円

上記金額は、原告が平成１３年３月１２日に上尾税務署長に提出した原告の平成１２年分の所得税の確定申告書（以下「平成１２年分確定申告書」という。）に添付した E 学園 D 幼稚園の平成１２年分給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄に記載された金額と同額である。

b 医療法人社団 a からの給与収入金額 240万円

上記金額は、原告が平成12年分確定申告書に添付した医療法人社団 a の平成12年分給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄に記載された金額と同額である。

c E学園から役員報酬として給付を受けたと認定された金額 57万4156円

上記金額は、平成13年6月に、上尾税務署長が実施したE学園の調査により、原告が、E学園から役員報酬として給付を受けたと認定された金額である（乙27・調査報告書別表「平成12年分」の「認定賞与」欄参照）。

(イ) 雑所得の金額（別表5-3順号②） 1806万2640円

上記金額は、次の a 及び b の金額の合計額である。

a Uからの雑所得の金額 124万3200円

上記金額は、原告が平成12年分確定申告書にUからの雑所得の金額として記載した金額と同額である。

b 原告が親の会から不正に領得した金額 1681万9440円

上記金額は、次の(a)から(c)までの合計額であり、原告が、親の会から不正に領得した金額の合計額である。

(a) 補修工事代金支払の名目で不正に領得した金額（別表6順号36及び37） 341万2500円

上記金額は、原告が親の会のMに対する平成12年2月18日付けの補修工事代金（乙12、別表6順号38）の支払を装って、工事代金相当額を本件会費口座から引き出された金員と本件寄附口会計の現金勘定から不正に領得した金額である。

(b) 実習用地地盤改良工事残金支払の名目で不正に領得した金額（別表6順号41から43まで） 192万9690円

上記金額は、原告が、親の会のMに対する平成12年10月24日付けの実習用地地盤改良工事残金（乙13、別表6順号44）の支払を装って、工事代金相当額を本件寄附口座から引き出した金員と本件寄附口会計の現金勘定から不正に領得した金額である。

(c) 架空の貸付金に対する返済金の名目で横領した金額（別表7「平成12年分計」の「差引領得額」欄参照） 1147万7250円

上記金額は、原告の親の会に対する貸付金により、①親の会のMに対する平成10年8月31日付けのプロパン、警備、電気工事変更追加分代金1971万8000円（乙7、別表6順号2）、②親の会のLに対する平成10年8月31日付けのA学園設備追加工事代金1029万円（乙1、別表6順号8）のうちの300万円（別表6順号7）、③親の会のMに対する平成10年12月28日付けの実習用地地盤改良工事代金588万円（乙6、別表6順号20）のうちの40万円（別表6順号20）及び④親の会のMに対する平成11年1月7日付けの電気工事代金246万7500円（乙14、別表6順号23）を支払ったと装って、原告が、当該貸付金に対する返済金の

名目で、平成12年中に親の会から不正に領得した金額1147万7250円（別表7「平成12年分計」の「原告が返済を受けたとする金額欄参照」）である。

イ 所得控除の額の合計額（別表5－3順号④） 795万0066円

上記金額は、次の（ア）及び（イ）の金額の合計額である。

（ア） 寄附金控除の金額 565万2795円

上記金額は、平成12年分における原告のBに対する特定寄附金の金額566万2795円に、所得税法78条1項の規定を適用して算出した金額である。

（イ） 寄附金控除の金額以外の所得控除の金額 229万7271円

上記金額は、原告が平成12年分確定申告書に記載した、社会保険料控除の金額、生命保険料控除の金額、損害保険料控除の金額、扶養控除の金額及び基礎控除の金額の合計額と同額である。

ウ 課税される総所得金額（別表5－3順号⑤） 1977万4000円

上記金額は、所得税法89条2項の規定に基づき、上記アの総所得金額2772万4788円から上記イの所得控除の額の合計額795万0066円を控除した後の金額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

エ 納付すべき税額（別表5－3順号⑨） 369万1700円

上記金額は、次の（ア）の金額から（イ）及び（ウ）の各金額を控除した後の金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

（ア） 課税される総所得金額に対する税額（別表5－3順号⑥）

482万6380円

上記金額は、上記ウの課税される総所得金額1977万4000円に、所得税法89条1項の税率（負担軽減法4条の特例を適用したもの）を乗じて算出した金額である。

（イ） 定率減税額（別表5－3順号⑦） 25万円

上記金額は、負担軽減法6条2項の規定により算出した金額である。

（ウ） 源泉徴収税額（別表5－3順号⑧） 88万4600円

上記金額は、次のaからcまでの金額の合計額である。

a E学園D幼稚園からの給与所得に係る源泉徴収税額

47万0800円

上記金額は、原告が平成12年分確定申告書に添付したE学園D幼稚園の平成12年分給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄に記載された金額と同額である。

b 医療法人社団aからの給与所得に係る源泉徴収税額

33万1200円

上記金額は、原告が平成12年分確定申告書に添付した医療法人社団aの平成12年分給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄に記載された金額と同額である。

c E 学園から役員賞与として給付を受けたと認定された金額に係る源泉徴収
税額 8 万 2 6 0 0 円

上記金額は、平成 1 3 年 6 月に、上尾税務署長が実施した E 学園の調査によ
り、原告が、E 学園から役員賞与として給付を受けたと認定された金額に係る
源泉徴収税額である（乙 2 7・調査報告書別表「平成 1 2 年分」の「源泉徴収
税額」欄参照）。

（平成 1 3 年分）

ア 総所得金額（別表 5－4 順号③） 1 5 0 8 万 2 5 5 0 円

上記金額は、次の（ア）及び（イ）の金額の合計額である。

（ア） 給与所得の金額（別表 5－4 順号①） 7 7 2 万 7 5 5 0 円

上記金額は、原告が平成 1 4 年 3 月 1 8 日に上尾税務署長に提出した原告の平
成 1 3 年分の所得税の確定申告書（以下「平成 1 3 年分確定申告書」という。）
に記載した金額と同額である。

（イ） 雑所得の金額（別表 5－4 順号②、別表 7「平成 1 3 年分計」の「差引額得
額」欄参照） 7 3 5 万 5 0 0 0 円

上記金額は、原告の親の会に対する貸付金により、①親の会の M に対する平成
1 1 年 1 月 7 日付けの電気工事代金 2 4 6 万 7 5 0 0 円（乙 1 4、別表 6 順号 2
3）、②親の会の M に対する平成 1 1 年 3 月 1 6 日付けの用水面補修工事代金 2
8 3 万 5 0 0 0 円（乙 8、別表 6 順号 3 1）のうちの 2 0 0 万円（別表 6 順号 3
0）及び③親の会の M に対する平成 1 2 年 2 月 2 8 日付けの周辺農道補修整備工
事代金 6 3 0 万円（乙 1 5、別表 6 順号 4 0）を支払ったと装って、原告が、当
該貸付金に対する返済金の名目で、平成 1 3 年中に親の会から不正に領得した金
額である（別表 7「平成 1 3 年分計」の「原告が返済を受けたとする金額」欄参
照）。

イ 所得控除の額の合計額（別表 5－4 順号④） 6 6 7 万 0 2 8 6 円

上記金額は、次の（ア）から（ウ）までの金額の合計額である。

（ア） 寄附金控除の金額 3 7 6 万 0 6 3 7 円

上記金額は、平成 1 3 年分における原告の B に対する特定寄附金の金額 6 4 4
万 3 7 1 7 円が、上記アの原告の平成 1 3 年分の総所得金額 1 5 0 8 万 2 5 5 0
円の 1 0 0 分の 2 5 に相当する金額 3 7 7 万 0 6 3 7 円を超えるため、3 7 7 万
0 6 3 7 円に、所得税法 7 8 条 1 項の規定を適用して算出した金額である。

（イ） 扶養控除の金額 1 7 7 万円

上記金額は、所得税法 8 4 条及び負担軽減法 3 条の規定を適用して算出した金
額である。

（ウ） 寄附金控除の金額及び扶養控除の金額以外の所得控除の金額

1 1 3 万 9 6 4 9 円

上記金額は、原告が平成 1 3 年分確定申告書に記載した、社会保険料控除の金
額、生命保険料控除の金額及び基礎控除の金額の合計額と同額である。

ウ 課税される総所得金額（別表 5－4 順号⑤） 8 4 1 万 2 0 0 0 円

上記金額は、所得税法 8 9 条 2 項の規定に基づき、上記アの総所得金額 1 5 0 8

万2550円から上記イの所得控除の額の合計額667万0286円を控除した後の金額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

エ 納付すべき税額（別表5-4順号⑨） 56万5300円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)及び(ウ)の各金額を控除した金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(ア) 課税される総所得金額に対する税額（別表5-4順号⑥）

135万2400円

上記金額は、上記ウの課税される総所得金額841万2000円に、所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 定率減税額（別表5-4順号⑦） 25万円

上記金額は、負担軽減法6条2項の規定により算出した金額である。

(ウ) 源泉徴収税額（別表5-4順号⑧） 53万7100円

上記金額は、原告が平成13年分確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

(2) 本件各賦課決定処分の根拠

ア 平成10年分の重加算税額 162万7500円

上記金額は、上尾税務署長が原告に対してした本件平成10年分更正処分によって、原告が新たに納付すべきこととなった税額479万2400円のうち、原告が平成10年分確定申告書に記載した納付すべき税額△32万4300円（なお、金額の前の△は、還付金の額に相当する税額を表す。以下同じ。）に達するまでの税額（具体的には、△32万4300円と平成13年7月9日付けの減額更正処分後の納付すべき税額△45万9200円との差額の13万4900円）については、通則法65条4項に規定する「正当な理由があると認められる事実に基づく税額」に該当することから、通則法68条1項に規定する「過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額」は、479万2400円から13万4900円を控除した後の金額465万円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）となり、当該465万円に、通則法68条1項の規定に基づき、100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

イ 平成11年分の重加算税額 162万4000円

上記金額は、上尾税務署長が原告に対してした本件平成11年分更正処分によって、原告が新たに納付すべきこととなった税額480万6900円のうち、原告が平成11年分確定申告書に記載した納付すべき税額△29万4980円に達するまでの税額（具体的には、△29万4980円と平成13年7月9日付けの減額更正処分後の納付すべき税額△45万8400円との差額の16万3420円）については、通則法65条4項に規定する「正当な理由があると認められる事実に基づく税額」に該当することから、通則法68条1項に規定する「過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額」は、480万6900円から16万3420円を控除した後の金額464万円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満

の端数を切り捨てた後のもの) となり、当該 464 万円に、通則法 68 条 1 項の規定に基づき、100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額である。

ウ 平成 12 年分の重加算税額 135 万 8000 円

上記金額は、上尾税務署長が原告に対してした本件平成 12 年分更正処分によって、原告が新たに納付すべきこととなった税額 389 万 7740 円のうち、原告が平成 12 年分確定申告書に記載した納付すべき税額 18 万 8880 円に達するまでの税額 (具体的には、18 万 8880 円と平成 13 年 7 月 9 日付けの減額更正処分後の納付すべき税額 20 万 6040 円との差額の 1 万 7160 円) については、通則法 65 条 4 項に規定する「正当な理由があると認められる事実に基づく税額」に該当することから、通則法 68 条 1 項に規定する「過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額」は、389 万 7740 円から 1 万 7160 円を控除した後の金額 388 万円 (ただし、通則法 118 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの) となり、当該 388 万円に、通則法 68 条 1 項の規定に基づき、100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額である。

エ 平成 13 年分の重加算税額 24 万 5000 円

上記金額は、上尾税務署長が原告に対してした本件平成 13 年分更正処分によって、原告が新たに納付すべきこととなった税額 70 万円に、通則法 68 条 1 項の規定に基づき、100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額である。

3 争点

本件の争点は、以下のとおりである。

- (1) 原告が平成 10 年から同 13 年にかけて随時本件寄附口座から払戻しを受けるなどして取得した金員が、原告の B に対する貸付金の返済として受領したもの又は B の負担すべき債務の支払に充てたものと認めることができず、原告の所得として雑所得の金額に算入されるべきものか。

この争点は、具体的には、以下の 2 点に分けられる。

ア 原告が次の行為をしたと認められるか。また、この前提として、原告がこの点を争うことが時機に後れた攻撃防御方法であり許されないか。(争点 1ー所得又は架空の貸付金債権の発生の有無等)

(ア) 平成 10 年において

- ① 原告が、8 月 31 日に、本件寄附口座に何ら振り込んでいないにもかかわらず、本件寄附口会計の現金勘定に 1971 万 8000 円を入金したと仮装して、同金額の貸付金債権を取得したとした事実
- ② 原告が、8 月 31 日に、保護者丁からの寄附金 200 万円 (以下「丁寄附分」という。) 及び同戊からの寄附金 100 万円 (以下「戊寄附分」という。) のうち、少なくとも 229 万円を取得した事実
- ③ 原告が、8 月 31 日に、本件寄附口座に何ら振り込んでいないにもかかわらず、本件寄附口会計の現金勘定に 350 万円を入金したと仮装して、本件寄附口座から借入れ債務のうち 350 万円相当の返済をしたとした事実
- ④ 原告が、8 月 31 日に、本件寄附口座に何ら振り込んでいないにもかかわらず、本件寄附口会計の現金勘定に 300 万円を入金したと仮装して、同金額

の貸付金債権を取得したとした事実

⑤ 原告が、本件寄附口会計の現金勘定から12月17日時点の残高75万3764円を取得した事実

⑥ 原告が、12月28日に、本件寄附口口座に何ら振り込んでいないにもかかわらず、本件寄附口会計の現金勘定に40万円を入金したと仮装して、同金額の貸付金債権を取得したとした行為

(イ) 平成11年において

① 原告が、1月7日に、本件寄附口口座に何ら振り込んでいないにもかかわらず、本件寄附口会計の現金勘定に246万7500円を入金したと仮装して、同金額の貸付金債権を取得したとした行為

② 原告が、3月16日に、本件寄附口口座に何ら振り込んでいないにもかかわらず、本件寄附口会計の現金勘定に200万円を入金したと仮装して、同金額の貸付金債権を取得したとした行為

(ウ) 平成12年において

① 原告が、2月17日に本件会費口口座から340万円の払戻しを受け、本件寄附口会計の現金勘定の同月16日時点の残高15万6553円のうちの1万2500円と合わせて合計341万2500円を取得した事実

② 原告が、2月28日に、本件寄附口口座に何ら振り込んでいないにもかかわらず、本件寄附口会計の現金勘定に630万円を入金したと仮装して、同金額の貸付金債権を取得したとした事実

③ 原告が、本件寄附口会計の現金勘定から10月17日時点の残高28万4053円を取得した事実

イ 原告が本件寄附口口座から預金の払戻しを受けたことを、原告のBに対する手形決済資金等の貸付金債権に対する返済又はBの負担すべき債務の支払に充てたものと認めることができないか。(争点2ー所得該当性の有無)

(2) 原告に、重加算税の賦課の要件である通則法68条1項にいう事実の隠ぺい又は仮装行為が存在するか。(争点3ー事実の隠ぺい又は仮装行為の存否)

4 争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 争点1ー所得又は架空の貸付金債権の発生の有無等

(原告の主張)

ア 原告は、平成19年3月23日の第5回弁論期日において陳述した準備書面(3)において、前記3(争点)(1)アに記載された所得又は架空の貸付金債権の発生の各事実についてこれを否認し、反論していた。そして、原告は、同年11月27日の第9回弁論期日において陳述した準備書面(6)において、この反論を詳細にしたにすぎないのであるから、その主張は時機に後れた攻撃防御方法ではない。

イ 原告が本件各領収証等を入手した経緯及び本件出納簿を作成した経緯等は、次のとおりである。

(ア) 平成13年5月、Bの不正経理などのスキャンダルがマスコミで連日報道されるようになった。

そこで、原告は、そのころ、A学園の施設建設顧問であるOことO(以下「O」

という。)に対し、同10年7月17日に振り出した原告名義のP銀行の額面総額9000万円の約束手形4通(内訳は、額面2000万円のもの、同2500万円のもの、同3000万円のものと及び同1500万円のもの各1通である。以下、併せて「本件9000万円手形」という。)で支払われた各工事代金の各工事業者らへの支払状況等について、その根拠となる工事内訳明細書や領収書等の資料を要求して具体的に報告を求めたところ、Oは、原告に対し、本件各工事の工事内容内訳書と本件各領収証等を交付して、本件各工事の工事代金を本件各工事業者らに支払った旨の報告をした。

- (イ) 原告は、Oから交付された工事内訳明細書や本件各領収証等が正しいものと信じ、この工事内訳明細書及び本件各領収証等に記載された各工事代金額に基づいて、本件寄附口座の入出金の状況と、Oから交付された本件各領収証等の金額及び日付とをなるべく関連付ける形で、何月何日の預金の払戻しは「〇〇工事代」として出金した旨を記載した本件寄附口座に関する本件出納簿を作成した。
- (ウ) 後日、判明したところによれば、本件各工事の工事内訳明細書及び本件各領収証等は、いずれも虚偽のものであったが、原告は、当時、そのことを知らず、いずれも真正なものと信じていた。

原告は、これらの書類の作成に一切関与していない。

- ウ 本件出納簿は、前記イ(イ)のとおり、Oから説明を受けた本件各工事の内訳と工事代金額に基づいて、本件寄附口座の入出金の状況と本件各領収証等に基づく工事代金の支払状況とをなるべく関連付ける形で作成したものであり、平成10年から同13年までの約4年間にわたる自己資金と本件寄附口座をめぐる収支をさかのぼって整理することにより、原告自身がその内容を理解することを目的として作成したものにすぎないのであって、実際の日々の現金の出納状況を記録したものではない。

そうすると、本件出納簿の記載がどうであれ、現実はその日に資金の移動がなければ原告に利得が生じる余地はないところ、本件出納簿に記載されている内容は現実の本件寄附口会計の金銭の移動と一致していないのであるから、本件出納簿の記載内容を根拠に原告に雑所得があるとした本件各更正処分は、いずれも、事実に基づかずに所得を認定したものであり、違法であるというべきである。

- エ 前記3(争点1)(1)アに記載された所得又は架空の貸付金債権の発生の各事実については、以下のとおり、いずれも否認する。

(ア) 平成10年分について

- ① 原告が、平成10年8月31日、本件寄附口座に現金を振り込む方法その他の方法で1971万8000円を貸し付けた事実がないことは認め、当該貸付けを仮装した事実は否認する。
- ② 原告が、平成10年8月31日、丁寄附分及び戊寄附分を取得した事実は否認する。

丁寄附分は平成9年12月26日に、戊寄附分は同月29日に、それぞれH銀行鴻巣支店のB名義の口座(甲55)に直接入金され、同10年1月26日に、同口座から300万円全額が引き下ろされた。したがって、丁寄附分及び

戊寄附分は、共に本件寄附口座の預金ない出本件寄附口会計とは一切関係がない。

- ③ 原告が平成10年8月31日に本件寄附口座に350万円を返済した事実がないことは認め、当該返済を仮装した事実是否認する。
- ④ 原告が平成10年8月31日にBに対し、本件寄附口座に現金を振り込む方法その他の方法で300万円を貸し付けた事実がないことは認め、当該貸付けを仮装した事実是否認する。
- ⑤ 原告が、本件寄附口会計から平成10年12月17日時点の現金残高75万3764円を取得した事実是否認する。

本件出納簿は、現実の現金出納を記録したものではなく、本件出納簿に上記の金額の現金残高がある旨の記載は虚偽であり、理論上の数字にすぎず、実際には存在していなかったものである。原告が本件寄附口座の通帳及び印鑑以外に現金を預かっていたことはない。

このことは、後記(ウ)①及び③の本件寄附口会計からの現金残高の取得に関しても同じである。

- ⑥ 原告が平成10年12月28日にBに対し、本件寄附口座に現金を振り込む方法その他の方法で40万円を貸し付けた事実がないことは認め、当該貸付けを仮装した事実是否認する。

(イ) 平成11年について

- ① 原告が平成11年1月7日にBに対し、本件寄附口座に現金を振り込む方法その他の方法で246万7500円を貸し付けた事実がないことは認め、当該貸付けを仮装した事実是否認する。
- ② 原告が平成11年3月16日にBに対し、本件寄附口座に現金を振り込む方法その他の方法で200万円を貸し付けた事実がないことは認め、当該貸付けを仮装した事実是否認する。

(ウ) 平成12年について

- ① 原告が平成12年2月17日に本件会費口座から340万円の払戻しを受けるとともに、本件寄附口会計の同月16日時点の現金残高15万6553円のうちの1万2500円と合わせて、これを取得した事実是否認する。

本件会費口座の340万円に関しては、親の会の決議に基づき、本件会費口座から直接Bを支援する趣旨で寄附されたものであり、本件寄附口座の金員とは関係がなく、したがって、原告が本件会費口座の預金を不正に払戻しを受けて領得したという事実はない。

また、平成12年2月16日時点の本件寄附口会計の現金残高が15万6553円であったとする本件出納簿の記載は、前記のとおり、内容虚偽の理論上の数字であり、実際には存在していなかったものであるから、原告には領得のしようがない。

- ② 原告が平成12年2月28日にBに対し、本件寄附口座に現金を振り込む形その他の方法で630万円を貸し付けた事実がないことは認め、当該貸付けを仮装した事実是否認する。

- ③ 原告が、本件寄附口会計の平成12年10月17日時点の現金残高28万4053円を取得した事実を否認する。

(被告の主張)

ア 原告が、本件出納簿の記載が実際の金銭の移動と一致するものではないから、本件出納簿に基づく本件各更正処分等は違法である旨主張するとともに、個々の課税処分についても、所得又は架空の貸付金債権の発生の各事実を否認してこれを争い、その立証のための書証(甲38から59の3まで)を提出することは、本件訴訟の終結間近に至って、新たな主張立証を追加しようとするものであって、故意又は過失によって時機に後れた攻撃防御方法であり、訴訟の完結を遅延させるものであるから、許されないというべきであり、民訴法157条1項により直ちに却下されるべきである。

したがって、本件訴訟においては、後記争点2及び争点3のみが審理の対象となり、原告の準備書面(6)における主張内容に関する争点1は、本件訴訟の審理対象とはならないというべきである。

イ 上記アの点をおくとしても、以下のとおりであり、争点1に関する原告の主張がいずれも失当であることは明らかである。

(ア) 本件出納簿をみるに、その「入金」欄には、主に本件寄附口座から原告が引き出した金額が記載され、他方、その「出金」欄には、使途を「摘要」欄に簡潔に記載した上で原告が使用した金額が記載されており、本件寄附口会計の現金出納を示すために原告が作成した帳簿であることは、その外形上からも認めることができる。実際、原告自身、乙会長らに対し、本件出納簿等を示すなどして、本件寄附口座から引き出した金員を適正に本件各工事業者らへの支払に充てた旨説明した事実を認めている。したがって、本件出納簿は、本件寄附口座から原告が引き出した金員について、その使途先を対外的に示す目的で作成された帳簿、更にいえば、親の会に帰属すべき本件寄附口座について、通帳等を保管してその入出金を管理していた原告が、親の会関係者等に対して、本件寄附口座から引き出した金員を親の会のための正当な目的で費消したように見せるために作成した重要な帳簿としての意味を有していたことは明らかである。

そして、もともと、原告は、本件寄附口会計の出納管理を行う立場にあることを奇貨として、親の会の金員を不正に領得しつつ、その発覚を免れるべく、本件寄附口会計に係る本件出納簿に、入園者の保護者らから寄附金の名目で集めた金員について、A学園の施設工事や機械設備及び衣類の購入等の支払に充てた旨虚偽の記載をするなどして、正規の支出をしたものと装っていたものである。

したがって、本件出納簿の意義について、単に原告自身が理解するために作成されたものであるなどという原告の主張は、失当であるというほかない。

(イ) 前記(ア)のとおり、本件出納簿は、原告において、本件寄附口座から原告が引き出した金員の使途状況を対外的に証明するために作成されたものであるというべきところ、本件出納簿には、本件寄附口座から引き出された金員がほとんどすべて記載されており、原告がこれを費消するまでの流れが示されている。

本件出納簿には、別表8-1のとおり、平成10年分において、本件寄附口口

座から引き出された金員は、振込料、手数料等少額な引出しを除くと、43件の合計約1億4000万円に上るが、これらの金員引出行為がすべて本件出納簿の入金欄に記載され、かつ、使途状況についても、本件平成10年分更正処分において原告が不法に領得したと認められたものを含む39件の合計約1億4000万円が本件出納簿の出金欄に記載されている。これらをみると、平成10年分における原告の領得行為の手法は、①親の会の工事代金の支払を装って、原告が本件寄附口座から現金を引き出して領得すること、及び、②原告が親の会に金員を貸し付けたように仮装して、その返済を装って本件寄附口座から金員を引き出して領得することであったことが容易に読み取れる。また、これらの手法の使い分けについては、本件寄附口座に十分な残高がある場合は、上記①の手法により直ちに金員を領得し、本件寄附口座に十分な現金がない場合には、上記②の手法により、いったん親の会に対する架空貸付金を作出し、事後に本件寄附口座の残高が増加した際に、当該架空貸付金の返済を装って領得していたことがうかがえるというべきである。

本件出納簿には、別表8-2のとおり、平成11年分において、本件寄附口座から引き出された金員は、振込料、手数料等少額な引出しを除くと、44件の合計約3600万円であるが、これらの金員引出行為がすべて本件出納簿の入金欄に記載され、かつ、使途状況についても、本件平成11年分更正処分において原告が不法に領得したと認められたものを含む40件の合計約3600万円が本件出納簿の出金欄に記載されている。これらをみると、平成11年分における原告の領得行為の手法は、原告が親の会の負担すべき工事代金を立替払いしたとして、原告から親の会に対する架空の貸付金を作出しておき、事後に、当該立替金の返済を装い、本件寄附口座から預金を引き出して領得するというものであったことが容易に読み取れる。

本件出納簿には、別表8-3のとおり、平成12年分において、本件寄附口座から引き出された金員は、振込料、手数料等少額な引出しを除くと、29件の合計約1800万円であるが、これらの金員引出行為がすべて本件出納簿の入金欄に記載され、かつ、使途状況についても、本件平成12年分更正処分において原告が不法に領得したと認められたものを含む28件の合計約1700万円が本件出納簿の出金欄に記載されている。これらをみると、平成12年分における原告の領得行為の手法は、平成11年分と同様、いったん原告から親の会に対する架空の貸付金を作出しておき、事後に、その返済を装い、本件寄附口座の残高状況を見ながら預金を引き出して領得するというものであったことが容易に読み取れる。

本件出納簿には、別表8-4のとおり、平成13年分において、本件寄附口座から引き出された金員は、振込料、手数料等少額な引出しを除くと、13件の合計約1100万円強であるが、そのうち12件の合計1100万円弱の金員引出行為が本件出納簿の入金欄に記載され、かつ、使途状況についても、本件平成13年分更正処分において原告が不法に領得したと認められたものを含む10件の合計約1100万円弱が本件出納簿の出金欄に記載されている。これらをみる

と、平成13年分における原告の領得行為の手法も、平成11年分及び平成12年分と同様、いったん原告から親の会に対する架空の貸付金を作成しておき、事後に、その返済を装い、本件寄附口座の残高状況を見ながら預金を引き出して領得するというものであったことが容易に読み取れる。

- (ウ) 以上の本件出納簿の外形及びその記載内容からすれば、①本件寄附口座から現実に取り出されている金員は、それが金融機関を通じた取引である以上架空の出金とはいえない上、本件寄附口座を管理していたのは原告であるから、原告がそれらの金員を引き出したことは明らかであり、また、②上記により原告が引き出した金員のほぼすべてが本件出納簿の「入金」欄に記載されており、さらには、③本件出納簿の「入金」欄に記載された金員は、ほとんどすべて「出金」欄に記載され、その用途先についても「摘要」欄に記載された上で、現実に費消されたことが明らかである。

したがって、本件寄附口座を管理し、その引出行為及び用途状況について本件出納簿を作成した原告自身が、本件寄附口座から現実に各金員を引き出し、それらを取得し、又は費消していたことは明らかであるから、原告のそれらの取得又は費消について、例えば、原告の親の会に対する正規の貸付金の返済としての取得や、親の会が負担すべき正規の工事代金の支払に充てるなど、正当な目的による取得又は費消であったと認められない限りは、それらは原告が不法に領得したものであり、その限りにおいて、用途状況を表す「摘要」欄の記載は、原告が自らの不法な領得行為を隠ぺいするためにした虚偽の記載であるというべきである。

そして、原告の本件9000万円手形の立替金の返済である旨の主張や親の会が負担すべき正規の工事代金の支払である旨の主張は、後記争点2（被告の主張）のとおり、破綻していることが明らかであるから、本件寄附口座から引き出した金員のうち被告が原告の所得として認定した部分が、いずれも原告が不法に本件寄附口座から領得した金員であることは明らかというべきである。

- ウ 前記3(1)ア記載の所得又は架空の貸付金債権の発生の各事実については、以下のとおり、本件出納簿の記載内容及び関係各証拠からこれを認めることができるというべきである。

(ア) 平成10年分について

- ① 原告が、平成10年8月31日、本件寄附口座に何ら振り込んでいないにもかかわらず、本件寄附口会計の現金勘定に1971万8000円を入金したと仮装して、当該金額の貸付金債権を取得したとした事実について

原告自身、1971万8000円の貸付けをしていない事実を認めている。それにもかかわらず、本件出納簿には、同日、相手科目欄に「借入」とし、摘要欄に「理事長より」、入金欄に「1971万8000円」と記載があるのであるから、原告は、同日、架空ではあるが、当該金額の貸付金債権を取得したとしたことができる。そして、この1971万8000円の貸付金債権について、別表7のと通りの充当関係により、原告は、平成10年中にその返済名目によって149万8441円を別途領得し、同11年中にその返済名目

によってその余の１８２１万９５５９円を別途取得していることから、上尾税務署長は、平成１０年分の所得として１４９万８４４１円を計上し、平成１１年分の所得としてその余の１８２１万９５５９円を計上したものであり、この判断に誤りはない。

- ② 原告が、平成１０年８月３１日、丁寄附分及び戊寄附分を取得した事実について

まず、丁寄附分及び及び戊寄附分が当初入金されたＨ銀行鴻巣支店のＢ名義の口座は、Ｂの正規の口座ではなく、Ｂの寄附金台帳（乙８８）をみても記載がなく、寄附金の受入れの手続がされていなかったといえることができるから、同口座の金銭は、実質的には、親の会又は丁らに帰属すると解すべきである。

そして、丁寄附分及び戊寄附分に係る合計３００万円は、確かに平成１０年１月に引き出されているものの、これを親の会又は丁らのために正規に支出した形跡はないから（むしろ後記のその後の金銭の流れをみると、少なくとも２００万円は原告が自己のために費消したことが判明している。）、いずれにしても、原告がこの３００万円を領得したことは明らかである。そして、その領得時期については、原告が実際に上記３００万円を引き出したのは平成１０年１月であり、同年８月３１日にＬに対する１０２９万円の「設備追加工事代金」

（乙１）の一部として支出した旨本件出納簿に記載したことが、単なるつじつま合わせのための事後の証拠隠滅工作であったとしても、いずれにしても、原告が平成１０年中に上記３００万円を領得したこと自体は間違いない。ただ、上尾税務署長は、ここにおいては、原告がＬに対して１０２９万円の支払をしたことを示す架空の領収証（乙１）を利用して領得した金額を特定したため、１０２９万円から後記④の架空貸付金債権分３００万円を除いた７２９万円の限度で所得と認定することとし、ここから原告が平成１０年８月３１日に本件寄附口座から引き出して領得した１５０万円と後記③の架空返済金３５０万円を控除した２２９万円（丁寄附分及び戊寄附分の一部である。）を平成１０年分の原告の所得と認定したものであるが、この点に誤りがないことは明らかである。

なお、丁寄附分及び戊寄附分のその後の金銭の流れについては以下のとおりである。

原告は、同１０年１月２６日に、Ｈ銀行鴻巣支店のＢ名義の口座（甲５５）に入金されていた丁寄附分及び戊寄附分について全額払戻しを受け、同日中に、その全額をＨ銀行鴻巣支店のＥ学園名義口座（乙５３）に入金し（Ｅ学園の総勘定元帳（乙８９）上は、Ｅ学園が原告から借り入れたこととされている。）、これを翌２７日に全額出金した後（上記元帳上は、Ｅ学園が原告に返済したこととされている。）、翌２８日にＱ銀行鴻巣支店のＢ名義口座（乙９０）を開設して新規としてその全額を入金し、同年３月１０日に全額を出金した後、同日中にそのうち２００万円を原告名義でＢへ寄附した体裁を取り、これによって原告は平成１０年分の所得税において寄附金控除を受けているのである。

このように、原告は、丁寄附分及び戊寄附分の合計３００万円について、最

初に、正規ではないB名義口座に入金させた後、複数の口座を経由させて資金の出所が発覚しないようにしつつ、途中で原告自身の資金であるかのような帳簿操作をした上、最終的にはそのうち200万円を原告自身による寄附という体裁を取って寄附金控除を受けているのであり、残り100万円についても領得したことは明らかである。

- ③ 原告が平成10年8月31日に本件寄附口会計の現金勘定において350万円を返済したと仮装して、原告の本件寄附口口座からの借入れ債務のうち350万円相当を返済したとした事実について

原告は、本件出納簿に記載されているとおり、平成10年2月16日に、本件寄附口口座から500万円の払戻しを受けた上、「理事長へ」の「貸付金」との名目でこれを取得したのであるから、本件寄附口口座に対する500万円の貸付金返還債務を負担していたといえることができる。そして、原告自身が認めているように、同年8月31日に本件寄附口口座に350万円を返済した事実はない。それにもかかわらず、本件出納簿の記載上、同日に「理事長貸付返済」として、あたかも原告が本件寄附口口座に350万円を返済したかのように装い、その350万円をLに対する設備追加工事代金である1029万円の一部として費消したかのように装うことによって、現実には当該350万円の貸付金返還債務を免れたといえることができる。したがって、原告は、上記350万円について不法な利益を得たといえることができる。

なお、現金の形をとった利得のみならず、現物給付、債務免除等の経済的利益も課税の対象となると解すべきであるから、原告の上記のような不法な利益も原告の所得に該当することは明らかである。

- ④ 原告が平成10年8月31日に、本件寄附口口座に何ら振り込んでいないにもかかわらず、本件寄附口会計の現金勘定に300万円を入金したと仮装して、同金額の貸付金債権を取得したとした事実について

原告自身、平成10年8月31日にBに対し、本件寄附口口座に現金を振り込む形その他の方法で300万円を貸し付けた事実はないと認めている。

そして、本件出納簿には、同日、相手科目欄に「借入」とし、摘要欄に「理事長より」、入金欄に「300万円」との記載があることから、原告は、同日、当該金額相当の架空の貸付金債権を取得したとしたといえることができる。そして、当該貸付金債権については、別表7のと通りの充当関係により、原告は平成12年中にその返済名目によって別途300万円を領得したといえることから、上尾税務署長はこれを平成12年分の所得として計上したものであり、この判断に誤りはない。

- ⑤ 原告が、本件寄附口会計から平成10年12月17日時点の現金残高75万3764円を取得した事実について

本件出納簿には、平成10年12月10日時点において、残高が75万3764円存在する旨の記載があるところ、本件出納簿の「入金」欄は、本件寄附口口座からの出金状況をそのまま反映させたものであり、同「入金」欄記載のとおり原告が本件寄附口口座から現実に引き出して出金したものであるから、

仮に、同日時点において上記の残高に相当する金銭が現金として保管されていなかったとしても、同額に相当する金銭は現実原告が取得し、又は費消したものであることが明らかである。したがって、いずれにしても、同額相当の金銭が平成10年中に本件寄附口座から出金され、かつ、原告が領得したものであることに変わりはない。このことは、原告自身、本件寄附口座から出金した金銭の用途状況について、つじつまを合わせるため、本件出納簿にあえて平成10年12月28日付けで架空工事代金として588万円という金額を支出した旨記載していることから裏付けられる。仮に、原告が、同日、同月10日時点で存在しているとされている現金残高75万3764円相当の金員について現実取得し、又は費消していないのであれば、架空工事代金の金額として、588万円ではなく、上記金額を控除した518万5000円とすれば足りたはずであるからである。

- ⑥ 原告が平成10年12月28日にBに対し、本件寄附口座に何ら振り込んでいないにもかかわらず、本件寄附口会計の現金勘定に40万円を入金したと仮装して、架空の当該金額相当の貸付金債権を取得したとした事実について

原告自身、40万円を貸し付けていない事実を認めている。それにもかかわらず、本件出納簿には、同日、相手科目欄に「借入」とし、摘要欄に「理事長より」、入金欄に「40万円」と記載があることから、原告は、同日、架空の当該金額相当の貸付金債権を取得したとしたということが出来る。そして、この貸付金債権については、別表7のと通りの充当関係により、平成12年中にその返済名目によって別途40万円を領得したということが出来ることから、上尾税務署長はこれを平成12年分の所得として計上したものであり、この判断に誤りはない。

(イ) 平成11年について

- ① 原告が平成11年1月7日にBに対し、本件寄附口座に何ら振り込んでいないにもかかわらず、本件寄附口会計の現金勘定に246万7500円を入金したと仮装して、架空の当該金額相当の貸付金債権を取得したとした事実について

原告自身、246万7500円を貸し付けていない事実を認めている。それにもかかわらず、本件出納簿には、同日、相手科目欄に「借入」とし、摘要欄に「理事長より」、入金欄に「246万7500円」と記載があることから、原告は、同日、架空の当該金額相当の貸付金債権を取得したとしたということが出来る。そして、この246万7500円の貸付金債権については、別表7のと通りの充当関係により、平成12年中に130万6162円を、平成13年中にその余の116万1338円をそれぞれその返済名目によって別途領得したということが出来ることから、上尾税務署長は、130万6162円を平成12年分の所得として、その余の116万1338円を平成13年分の所得として、それぞれ計上したものであり、この判断に誤りはない。

- ② 原告が平成11年3月16日にBに対し、本件寄附口座に何ら振り込んでいないにもかかわらず、本件寄附口会計の現金勘定に200万円を入金したと

仮装して、架空の当該金額相当の貸付金債権を取得したとした事実について

原告自身、200万円を貸し付けていない事実を認めている。それにもかかわらず、本件出納簿には、同日、相手科目欄に「借入」とし、摘要欄に「理事長より」、入金欄に「200万円」と記載があることから、原告は、同日、架空の当該金額相当の貸付金債権を取得したとしたということができる。そして、当該貸付金債権については、別表7のと通りの充当関係により、平成13年中にその返済名目によって別途200万円を領得したということができるから、上尾税務署長はこれを平成13年分の所得として計上したものであり、この判断に誤りはない。

(ウ) 平成12年について

- ① 原告が平成12年2月17日に本件会費口座から340万円の払戻しを受けた上、本件寄附口会計の現金勘定の同月16日時点の残高15万6553円のうちの1万2500円と合わせて341万2500円を取得した事実について

本件出納簿の記載によると、平成12年2月16日現在の残高であった15万6553円と、同月17日に本件会費口座から引き出した340万円を原資として、翌18日に341万2500円が補修工事代金として出金処理がされているところ、この補修工事及びこの工事代金支払に係る領収証(乙12)は架空のものであってこの支払はされていないのであるから、原告が上記341万2500円を補修工事代金名目で領得したものということができる。

原告は、341万2500円のうち340万円について、親の会の決議に基づき、本件会費口座から直接Bを支援する趣旨で寄附されたものであり、本件寄附口座の金員とは関係がない旨主張する。

しかし、親の会の決議に基づいて本件会費口座の資金がBへ寄附されたのであれば、Bにおいて寄附金として正規に受入れ処理をすべきところ、原告は、そのような正規の処理をせず、本件出納簿の摘要欄に「親の会、会費会計より」と記載して入金処理した上、親の会あての架空の領収証(乙12)を利用し、本件出納簿の摘要欄に「補修工事」と記載して出金処理をしたのであり、結局、Bにおける受入れ及び出金の手続を何ら執ることなく費消しているのであるから、これがBに対する正規の寄附行為と認められる余地はないというべきである。

他方、実際の金銭の流れをみると、平成12年2月17日に、本件会費口座から直接339万9580円が原告名義のH銀行鴻巣支店の普通預金口座(口座番号 。乙21)に振り込まれているのである。

したがって、原告が、架空の保守工事代金の領収証を利用して、本件会費口座から直接自己名義の口座に振り込ませた340万円については、原告が不法に領得したものということができる。

また、原告は、上記のその余の1万2500円について、本件出納簿の理論上の数字でしかない旨主張するが、前記(ア)⑤のとおり、本件出納簿の「入金」欄は本件寄附口座からの出金状況をそのまま反映させたものであり、同「入

金」欄記載のとおり原告が本件寄附口座から現実に引き出して出金したものであり、平成12年2月16日及び同月17日の時点において、現金残高が15万6553円であると記載されている。したがって、仮に、各同日時点において、上記金額の現金が保管されていなかったとしても、同額に相当する金銭は、現実に原告が取得し、又は費消したものであることは明らかである。したがって、いずれにしても、同額相当の金銭が平成12年中に本件寄附口座から出金され、かつ、原告が領得したものであることに変わりはなく、原告の上記主張は失当である。

ただ、上尾税務署長は、ここにおいては、341万2500円の架空の領収証を利用して領得したと金額を特定したため、現金15万6553円のうち1万2500円の限度で所得と認定することとしたものであり、この判断に誤りはない。

- ② 原告が平成12年2月28日にBに対し、本件寄附口座に何ら振り込んでいないにもかかわらず、本件寄附会計の現金勘定に630万円を入金したと仮装し、架空の当該金額相当の貸付金債権を取得したとした事実について

原告自身、630万円の貸付をしていない事実を認めている。それにもかかわらず、本件出納簿には、同日、相手科目欄に「借入」とし、摘要欄に「理事長より」、入金欄に「630万円」と記載があることから、原告は、同日、架空の当該金額相当の貸付金債権を取得したとしたということが出来る。そして、当該貸付金債権については、別表7のと通りの充当関係により、平成13年中にその返済名目によって別途630万円を領得したということが出来るから、上尾税務署長はこれを平成13年分の所得として計上したものであり、この判断に誤りはない。

- ③ 原告が、本件寄附口会計から平成12年10月17日時点の現金残高28万4053円を取得した事実について

原告は、上記の28万4053円について、本件出納簿の理論上の数字でしかなく、現実には存在していないのであるから領得のしようがない旨主張するが、前記(ア)⑤及び(ウ)①のとおり、本件出納簿の「入金」欄は本件寄附口座からの出金状況をそのまま反映させたものであり、同「入金」欄記載のとおり原告が本件寄附口座から現実に引き出して出金したものであり、平成12年10月16日の時点において、現金残高が28万4053円である旨記載されている。したがって、仮に、同日時点において上記金額の現金が保管されていなかったとしても、同額に相当する金銭は、現実に原告が取得し、又は費消したものであることは明らかである。したがって、いずれにしても、同額相当の金銭が平成12年中に本件寄附口座から出金され、かつ、原告が領得したものであることに変わりはなく、原告の上記主張は失当である。

- (2) 争点2－所得該当性の有無

(原告の主張)

ア 原告による本件9000万円手形の振出しの経緯等

(ア) 原告は、A学園を開設した平成10年4月当時、Oから、本件各工事業者ら

に未払となっている工事代金が約１億２０００万円くらい存在すると聞かされた。○は、原告に対し、未払となっている個々の具体的な工事内容や工事代金を一切明らかにしなかったが、その支払方法として、約束手形の交付を迫った。原告は、○を父と慕い、全幅の信頼を寄せていたため、○に本件各工事業者らから工事代金の請求が来ているものと信じて疑わず、具体的な工事内容や見積り金額、請求金額等を確認しなかった。

(イ) 原告は、○から１億円を超える未払工事代金を９０００万円に値切ったから、額面総額９０００万円の約束手形を振り出すようにと言われ、平成１０年７月１７日、埼玉県熊谷市内にあるファミリーレストラン「Ｒ」において、未払工事代金の債権者の一人であるＮの代表者Ｓ（以下「Ｓ」という。）に対し、○立会いの下、Ｂが負担すべき工事代金を本件各工事業者らに対して立替払するために、本件９０００万円手形を振り出して交付した。

しかし、原告は、その２、３日後に、○から、本件９０００万円手形を原告が理事長を務めているＥ学園振出しの約束手形に額面総額７０００万円くらいで良いから差し替えるようにと指示された。

そこで、原告は、平成１０年７月２１日、Ａ学園の事務室において、Ｓに対し、○立会いの下、本件９０００万円手形の返還を受けるのと引換えに、Ｅ学園振出しの額面総額７５００万円の手形７、８通（なお、甲２０の１及び２の額面３０００万円の手形がこのときの１通である。）を振り出して交付した。また、原告は、その後、額面総額１５００万円の手形数通を振り出した。さらにその後、原告は、手形のジャンプをしたり、差し替えたりしながら、最終的に、Ｅ学園振出しの額面総額９０６６万２４００円の約束手形１５通（甲９から２２まで。なお、１５通のうちの１通は、手形交換所以外での決済につき書証としては提出されていない。以下「本件Ｅ学園手形」という。）として決済した。

イ 原告は、本件Ｅ学園手形の各満期日までに、個人で資金を調達してＥ学園名義の手形決済の当座預金口座（以下「手形決済口座」という。）に入金して、本件Ｅ学園手形を順次決済し、もって、Ｂに対し、順次、手形決済口座入金額相当の金員を貸し付けた。

原告が本件Ｅ学園手形の決済のために手形決済口座に入金した日及び金額は、以下のとおりであり、それぞれの資金の原資を原告が捻出した方法は、別紙「約束手形決済原資調査表」のとおりである。原告が、手形決済口座に入金した日が当該手形決済資金のＢへの貸付日に当たり、原告のＢに対する貸付金総額は、９１２３万円である（以下、当該貸付を「本件９０００万円手形決済資金貸付け」という。）。

平成１０年において		合計５９８３万円
①	１１月１６日	５００万円
②	１１月２４日	５００万円
③	１１月２４日	５００万円
④	１１月３０日	４８３万円
⑤	１２月１８日	３０００万円
⑥	１２月２１日	５００万円

⑦ 12月21日 500万円

ただし、⑦は、原告が取立人（振出先）Nから額面金額500万円で買い戻したので、手形決済口座には入金していないものである。

(イ)平成11年において 合計3140万円

① 1月11日 200万円

② 1月25日 500万円

③ 3月10日 400万円

④ 4月6日 483万円

⑤ 5月6日 546万円

⑥ 5月31日 504万円

⑦ 7月21日 507万円

ウ 原告のBに対する貸付けは、本件9000万円手形決済資金貸付けのほかに、以下のものがある。

(ア) 原告は、平成10年7月8日、Bに対し、本件寄附口座に入金する方法で本件1300万円貸付けをした。

本件1300万円貸付けの原資は、原告の実母所有の土地を担保として、原告がK銀行鴻巣支店から借り入れたものであり、原告は、本件1300万円貸付けの条件として、K銀行鴻巣支店の銀行ローンに必要な担保設定等の諸費用及び銀行ローン返済金（以下「本件ローン返済金」という。）について本件寄附口座の負担とすることとした。

(イ) 原告は、平成10年7月29日、Bに対し、本件寄附口座に払い込む方法で357万円を貸し付けた。

(ウ) 原告は、平成11年6月10日ころ、Nに対し、Bの支払うべき未払工事代金350万円を立替払し、同日、Bに対し、上記工事代金相当額を貸し付けた。

(エ) 原告は、Oに対して交付した額面100万円の約束手形4通を、平成11年10月20日、原告が調達した400万円によって決済した。したがって、原告は、同日、Bに対し、当該手形決済資金相当額を貸し付けたものである。

エ 原告は、Bに対し、前記イ及びウのとおり貸し付けた金員について、本件寄附口座における寄附金の入金状況に応じ、数回に分けて適宜返済を受けることとした。

原告は、実際に、平成10年から同13年までの間に、本件寄附口座から、前記前提事実(2)ウのとおりの出金年月日に当該金額の金員を払い戻し、以下に特記したもの以外は、いずれも当該金員を原告のBに対する前記イ及びウの貸付金の返済として受領した。

したがって、原告にはいずれの払戻しに係る金員についても利得が生じていないのであるから、いずれも原告の所得に該当しないというべきである。

(ア) 平成10年において

① 6月22日 22万5750円

前記ウ(ア)のとおりであり、原告は、本件1300万円貸付けに当たり、当該貸付金を原告がK銀行鴻巣支店から借り入れる際に要する担保設定等の諸費用及び本件ローン返済金につき、本件寄附口座の負担とすることとしたの

で、上記金員を払い戻して、担保設定等の諸費用に充てた。

② 10月2日 22万5397円

ただし、上記金員は、本件ローン返済金に充てられたものである。

③ 10月21日 45万0794円

ただし、上記金員は、本件ローン返済金2箇月分に充てられたものである。

(イ) 平成11年において

① 1月5日 45万0794円

② 1月7日 52万5000円

③ 1月29日 45万0794円

④ 3月12日 22万5383円

⑤ 4月6日 23万円

⑥ 6月22日 23万5000円

⑦ 7月19日 21万円

⑧ 8月5日 24万円

⑨ 10月12日 21万円

⑩ 10月27日 23万円

⑪ 12月7日 23万5000円

⑫ 12月21日 23万5000円

ただし、上記①から⑫までの各金員は、いずれも本件ローン返済金に充てられたものである。

⑬ 1月7日 9万5150円

⑭ 3月12日 9万4520円

ただし、上記⑬及び⑭の各金員は、いずれも自動車保険料の支払に充てられたものである。

⑮ 3月10日 297万5000円

ただし、原告は、これに先立ち、Oに対し、農圃場新設工事代金として、E学園振出しの額面400万円の小切手を交付し、これを支払った。上記金員は、この400万円の小切手による立替払の返済として受領した。

⑯ 6月2日 420万円

上記金員が、本件J口座を経由し、同日中に、原告名義の普通預金口座に移し替えられた事実は、認める。

ただし、上記金員のうち400万円は、Oの指示によって額面100万円のE学園振出しの約束手形4通（甲45から48まで）として、施設内補修工事代金の支払のために、Oに交付され、上記手形4通のうち3通（額面総額300万円）は、Nへの工事代金の支払に充てられた（甲49）。また、上記金員のうちのその余の20万円は、原告の本件寄附口口座に対する前記イ及びウの貸付金に対する返済として受領した。

⑰ 6月4日 367万5000円

上記金員が、本件J口座を経由し、同日中に、原告名義の普通預金口座に移し替えられた事実は、認める。

ただし、上記金員のうち350万円は、Oの指示によって、平成11年6月10日、Nに対し、原告名義で上記焼却炉、フェンス、ワイヤー工事代金として送金された。また、上記金員のうちその余の17万5000円は、原告の本件寄附口座に対する前記(ウ)及び(エ)の貸付金に対する返済として受領した。

(ウ) 平成12年において

① 1月19日	18万9000円
② 2月2日	12万0750円
③ 2月17日	24万円
④ 4月17日	17万円
⑤ 4月18日	6万円
⑥ 4月27日	26万円
⑦ 5月19日	56万7500円
⑧ 5月26日	12万円
⑨ 6月15日	10万円
⑩ 7月4日	18万円
⑪ 8月31日	15万7500円
⑫ 9月11日	10万5000円
⑬ 10月5日	10万5000円
⑭ 11月13日	円27万円
⑮ 12月18日	21万円

以上の①から⑮までの各金員は、いずれも本件ローン返済金に充てられたものである。

(エ) 平成13年において

① 1月15日	23万円
② 2月15日	15万円
③ 2月21日	52万5000円

以上の①から③までの各金員は、いずれも本件ローン返済金に充てられたものである。

オ 原告は、後日、別件刑事事件の裁判記録を精査した結果、Sが、B設立時から、A学園の施設建設工事にかこつけて、架空工事代金、水増し工事代金などをBに請求して不法な利益を得ることをOと共謀していた事実を知った。しかも、OとSは、実際に、共謀の上、架空工事代金や水増し工事代金を請求して、膨大な金額を詐取していた。

原告が調査したところ、①A学園は平成10年4月に開設されたが、その前後の時期に、A学園の施設等の工事代金はすべて、その工事業者らに支払済みであったこと、②Oが同年7月に原告に説明したNを含む本件工事業者らに対する約1億2000万円の未払工事代金などというものは、既に当時存在していなかったものであること、③原告がSに対して本件9000万円手形を振り出し交付した平成10年7月には、未払工事代金など既に存在しなかったことが判明した。

原告は、本件9000万円手形を、A学園の未払工事代金の支払のために振り出して、Sに対して交付したものであり、その後、平成10年から同13年にかけて、順次手形ジャンプや手形書替えを繰り返し、最終的に本件E学園手形として決済したものであるが、本件9000万円手形による支払は、すべてO及びSの共謀による架空請求に対する支払であったことが判明した。

そうすると、原告は、本来、Bが支払うべき工事代金の支払のためと信じ、本件9000万円手形を振り出し、交付した上、資金を調達して前記イのとおり決済をしたのであるから、原告が捻出した本件9000万円手形の手形決済資金は、原告のBに対する貸付金と構成されるべきであり、最終的には、Bが工事代金名下に、OとSの共謀による詐欺の被害にあったということになるのである。

(被告の主張)

ア 原告は、本件寄附口座から金員を払い戻した行為に関し、当初、①本件寄附口座から払戻しを受けた金員は、すべて本件各工事の工事代金として本件各工事業者らに支払われたものである、仮に、本件各工事業者らによる工事代金の請求が架空工事に基づくもの又は水増しされた工事代金であったとしても、原告自身は、本件各工事業者らからの工事代金の請求が正当なものであると信じて現実に支払をしたものである旨主張していたにもかかわらず、その後、一転して、②原告は、本来、親の会が負担すべき各工事代金を、親の会に代わり、本件9000万円手形を振り出し、最終的には本件E学園手形を振り出してこれらを決済することにより、親の会に代わり上記手形決済資金を立替払したのであるから、親の会に対して上記手形決済資金相当額の求償債権を有するところ、本件寄附口座から寄附金の残高に応じて随時金員の払戻しを受けて、これを上記求償債権の返済として受領していたにすぎないのであるから、払戻しに係る金員の受領は、いずれも所得には該当しない旨主張した。しかも、その後さらに、原告は、③本件寄附口座の金員がBに帰属するものであったとして、原告が本件9000万円手形、最終的には本件E学園手形を決済することにより立替払をしたのは、本来、Bが負担すべき工事代金であったから、Bが当該手形決済資金を用意すべきであったのに、これを行うことができなかったため、原告がBに代わって資金を調達した上、手形決済口座に入金したものであり、したがって、原告はBに対して上記手形決済資金相当額の立替金求償債権を有するところ、本件寄附口座から寄附金の残高に応じて随時金員の払戻しを受け、これを上記求償債権の返済として受領していたにすぎないのであるから、払戻しに係る金員の受領は、いずれも所得には該当しない旨主張するに至った。

以上のような原告の主張の短期間における変遷には、合理的な理由がおよそ見いだし難いだけでなく、その核心部分において看過し難い重大な矛盾が存在する主張を自ら行っているということ自体、その主張の理由が乏しいことを如実に示すものであるというべきである。また、原告は、上記②の主張から上記③の主張に変えたのは、別件刑事判決に従ったまでである旨主張するが、原告が上記②の主張をしていた時点で既に別件刑事判決は確定していたのであるから、上記②の主張から上記③の主張への変遷には合理的理由がなく、場当たりのものであって、その主張は到底信用することができないというべきである。

しかも、原告は、上記①の主張との関係で、仮に工事代金の支払が架空又は水増し工事に関係するものであれば、原告が詐欺の被害者の立場にあるとも主張し、実際に、埼玉県警察本部鴻巣警察署長に対し、〇を被告訴人とする詐欺罪の告訴状(乙28)を提出しているところ、仮に、原告が真実の工事代金ではなかったにもかかわらず、〇等から騙されて本件各工事に係る本件各領収証等に基づきその支払を行ったというのであれば、原告の意思いかんにかかわらず、客観的にみて、原告が親の会又はBの負担すべき債務を代わりに支払ったという関係にはないから、原告が親の会又はBに対して立替金の求償債権を取得することはなく、また、上記②及び③の主張との関係においても、原告が本件9000万円手形を振り出した時点において、既に、BにはA学園の施設等の工事に関し未払工事代金はなかったと原告自らが主張しているのであるから、本件9000万円手形が最終的に本件E学園手形となって振り出され、その手形決済資金を原告自身が捻出したものであるとしても、原告の意思いかんにかかわらず、客観的にみて、原告が親の会又はBの負担すべき債務を代わりに支払ったという関係にはないから、原告が親の会又はBに対して立替金の求償債権を取得することはない。

したがって、原告が本件寄附口座から引き出して取得した金員が立替金ないし本件9000万円手形決済資金貸付に対する返済であると評価する余地はないのであるから、これが原告の所得に該当することは当然というべきである。

イ 原告は、Bが負担すべき工事代金の支払のために本件9000万円手形を振り出したが、その後、これと引換えにE学園の約束手形7、8通を振り出し、さらに、手形ジャンプや手形書換えを経て、本件E学園手形を振り出したものである、この手形決済資金は、本来Bが用意すべきところ、原告が調達して決済したのであるから、原告がBに対し当該手形決済資金を貸し付けたことになる(本件9000万円手形決済資金貸付け)旨主張する。

しかしながら、本件E学園手形は、E学園自身が割引による資金調達の目的で振り出した約束手形であることが明らかであり、また、当該手形決済資金が原告自身の調達した資金であるということができないことも明らかである。

したがって、いずれにしても、原告がBないし親の会に対して約9000万円もの立替金債権を取得する理由はないのであるから、原告が随時本件寄附口座から払戻しを受けては領得していた金員は、いずれも原告の所得に該当することは明らかというべきである。

ウ(ア) 原告が、親の会又はBに対し、前記(2)(原告の主張)ウ(ア)の貸付け(本件1300万円貸付け)を行ったことは認めるが、親の会又はBが、K銀行鴻巣支店の銀行ローンに必要な担保設定等の諸費用及び本件ローン返済金を負担する義務を負うことは否認する。

(イ) 前記(2)(原告の主張)ウ(イ)の貸付、すなわち、原告が平成10年7月29日に本件寄附口座に357万円を振り込む方法により、親の会又はBに対し、当該金員を貸し付けた事実を否認する。

上記の貸付けに係る原資については、別表9のとおりである。すなわち、原告の交際相手であったT(以下「T」という。)が代表取締役となっているものの、

原告の指示により設立された実体のないペーパー会社であるUという会社が存在し、Tは、原告の指示に従い、随時、U名義のH銀行（現在のH銀行。以下同じ。）小松川支店の普通預金口座（以下「U口座」という。乙49）等への入出金や振込手続を行っていたものであるところ、確かに、原告の上記主張のとおり、平成10年7月29日に本件寄附口座に357万円が入金されているが、同金員の原資は、本件寄附口座の通帳及び本件出納簿によると、同月24日に、親の会が「ロゴデザイン・ベッド残金」をUに対して支払ったという名目で、本件寄附口座から357万円を出金した上で、原告が実質的に支配するペーパー会社であるU口座に357万円を振り込んだ後、同日中にU口座から出金した現金355万円であるということが出来るから、上記の貸付金と称する357万円のほとんどである355万円は、そもそも本件寄附口座からU口座を介して本件寄附口座に環流されただけであり、このような資金移動操作をもって、原告が357万円を親の会又はBに貸し付けたなどという原告の主張は明らかに失当である。

この点に関して更に言えば、E学園の総勘定元帳（乙58）には、「甲短期借入金」勘定において、E学園が平成10年7月24日付けでC幼稚園へ185万円及びD幼稚園に203万9000円の合計388万9000円を貸し付け、同月29日付けでC幼稚園から135万円及びD幼稚園から220万円の合計355万円の返済を受けた旨記載されているが、その実態は、前記のとおりであり、単なるUというペーパー会社を介した金員の環流にほかならないから、上記総勘定元帳の記載も、その実体を隠匿するための虚偽記載であることが明らかである。

(ウ) 原告が、親の会又はBに対し、前記(2)（原告の主張）ウ(ウ)及び(エ)の各貸付けをした事実をいずれも否認する。

(エ) 原告が平成11年4月19日に本件寄附口座に50万円を振り込む方法により当該金員を貸し付けたこと（以下「本件50万円貸付け」という。）は認める。

エ 以上のとおりであるから、原告が本件寄附口座から払戻しを受けて取得した金員は、本件1300万円貸付け及び本件50万円貸付けに対する返済として受領したものを除き、弁済として充当すべき貸付金債権が存在せず、原告の所得に該当するものというべきである。

オ 原告が、本件寄附口座から払戻しを受けた金員について親の会又はBが負担すべき債務の支払に充てた旨主張するものについても、以下のとおりであり、いずれも親の会又はBが支払義務を負う債務であるということとはできないから、本件寄附口座からこれらを支出する根拠はなく、正当な費消であるとはいえない。したがって、たとえ原告が本件寄附口座から払戻しを受けた当該金員を原告の主張するとおりの支払に充てたとしても、各金員は原告が利得したというべきものであり、原告の所得に該当するものというべきである。

(ア) 平成10年6月22日に本件寄附口座から払い戻された22万5750円について

たとえ、原告が本件寄附口座又は親の会に対し、本件1300万円貸付けを

した事実があったとしても、原告自身がその原資を銀行から借り入れるに当たり負担した担保設定等の諸費用まで、親の会又はBが負担すべきであるとする根拠は全く不明であり、上記金員が原告の利得であることは明らかである。

- (イ) (a)平成10年中に本件寄附口座から払い戻された①10月2日の22万5397円及び②同月21日の45万0794円、(b)平成11年中に本件寄附口座から払い戻された①1月5日の45万0794円、②同月7日の52万5000円、③同月29日の45万0794円、④3月12日の22万5383円、⑤4月6日の23万円、⑥6月22日の23万5000円、⑦7月19日の21万円、⑧8月5日の24万円、⑨10月12日の21万円、⑩同月27日の23万円、⑪12月7日の23万5000円及び⑫同月21日の23万5000円、(c)平成12年中に本件寄附口座から払い戻された①1月19日の18万9000円、②2月2日の12万0750円、③同月17日の24万円、④4月17日の17万円、⑤同月18日の6万円、⑥同月27日の26万円、⑦5月19日の56万7500円、⑧同月26日の12万円、⑨6月15日の10万円、⑩7月4日の18万円、⑪8月31日の15万7500円、⑫9月11日の10万5000円、⑬10月5日の10万5000円、⑭11月13日の27万円及び⑮12月18日の21万円、(d)平成13年中に本件寄附口座から払い戻された①1月15日の23万円、②2月15日の15万円及び③同月21日の52万5000円について

被告は、本件1300万円貸付けに対する返済に相当する部分については、原告の言い分を認めて既に課税対象から除外している。したがって、それを超える部分については、原告が本件寄附口座又は親の会から取得した金銭を、本件1300万円貸付けの返済と解する余地はなく、また、本件1300万円貸付けの返済以外にその貸付金に係る原資を原告が銀行から借り入れたことによる本件ローン返済金まで、親の会又はBが負担すべきとする理由は見だし難い。結局、原告が本件ローン返済金に充てたとする上記各金員は、いずれも、原告が利得したというべきものであり、原告の所得に該当する。

- (ウ) 平成11年1月7日の9万5150円及び同年3月12日の9万4520円について

上記各金員が自動車保険料の支払に充てられたとの的確な証拠がないばかりか、仮に、自動車保険料であるとしても、当該自動車が果たして誰の所有するどの自動車であるのか、それがいかなる理由で親の会又はBが保険料を負担しなければならないものであるのか全く不明であるから、主張自体失当である。

上記各金員は、いずれも、原告が利得したというべきものであり、原告の所得に該当する。

- (エ) 平成11年3月10日の297万5000円について

原告がOに対して農圃場新設工事代金として、E学園振出しの額面400万円の小切手を交付し、これを支払ったので、上記金員を、この400万円の小切手による立替払の返済として受領した旨の主張は、何らの的確な証拠に基づくものではない上、仮に原告が額面400万円のE学園振出名義の小切手をOに交付した

のだと仮定しても、それが果たして、実際の工事代金の支払につながったか否かも不明である上、E学園振出名義の小切手を交付することによって、いかなる理由で原告自身が親の会又はBに対して立替金債権を取得することになるのかも不明であり、さらには、400万円と297万5000円とで金額が全く異なる理由も不明である。このように原告の主張は、その内容自体が不合理である上、何らの確な証拠に裏付けられたものではなく、失当である。

上記各金員は、原告が利得したというべきものであり、原告の所得に該当する。

(オ) 平成11年6月2日の420万円について

原告が、J社を取引先とする工事代金との名目の下で、本件寄附口座から原告自身が管理している本件J口座を一時的に経由しただけで、原告名義の銀行口座にほぼ全額を移し替えるという不可解な行動を取ったことに加え、J社は、平成8年6月1日付けで解散した法人で実体がなかったのであるから（乙18、51）、上記工事は明らかに架空工事であるところ、原告は、本件出納簿にも、その支出名目として、「施設内補修工事」と虚偽の記載をするなどしていたのであるから、これらのことからすれば、原告が上記420万円を不法に領得したことは明らかというべきである。この点については、別件刑事判決においても、原告が、平成11年6月2日、乙名義の普通預金口座に入金された寄附金のうち420万円を、ほしいままに、自己の用途に充てる目的で、自己が管理する本件J口座に振込入金して横領したと認定されているから、原告の上記主張は到底採用の余地はない。

また、原告がA学園の工事代金の支払として額面100万円の手形4枚をNに交付したことを証する証拠として提出しようとする甲45ないし49からは、平成11年6月16日振出しの約束手形4枚（AA●●010、AA●●011、AA●●の1、AA●●0133。いずれも支払期日は、同年10月20日）の受取人がいずれもO（Oのこと）とされていたこと、そのうち3枚（上記AA●●0109を除く額面合計300万円）については、S作成の別件民事訴訟における答弁書において、Nが農場造成工事代金として受領したことを認めているのみであって、このように金額も合計300万円と異なっている上、上記420万円と当該300万円との関連性を示す何らの証拠もないのであるから、これが上記420万円のうちの400万円を原告名義口座に入金させたことといかなる関係があるのか全く不明であり、これらの書証とS供述があるからといって、原告が上記420万円を農場造成工事代金としてNに支払ったとは到底言うことができない。

上記420万円のうちの20万円について、原告が本件9000万円手形決済資金貸付けに対する返済であるとするのか、それとも、本件1300万円貸付けに対する返済であるとするのかは、判然としない。しかし、いずれにしても理由がないことは既に述べたとおりである。

以上のとおりであり、上記金員は、原告が利得したというべきものであり、原告の所得に該当する。

(カ) 平成11年6月4日の367万5000円について

上記金員も、工事代金の支払に充てられたものではないにもかかわらず、原告は本件出納簿にその支払に充てられた旨の記載をするなどしていたのであり、原告自身が自己の用途に充てる目的で横領したものであることは別件刑事判決からして明らかであるから、原告の所得に該当することに疑いはない。しかも、上記金員のうち350万円を原告がNに送金したことを証明する確な証拠がない上、仮に、親の会又はBが負担すべき工事代金があったのであれば、それを原告名義でNに支払うことは考え難いというべきである。また、上記金員のうち17万5000円を原告の本件寄附口座に対する貸付金への返済と認めることができないのは、前記(オ)と同様である。

以上のとおりであり、上記金員は、原告が利得したというべきものであり、原告の所得に該当する。

(3) 争点3—事実の隠ぺい又は仮装行為の存否

(原告の主張)

ア 原告が本件各領収証等を偽造したという事実は否認する。

本件各領収証等や本件各工事の工事内訳書等の書類は、Oが作成し、何も知らない原告に交付したものである。このことは、別件刑事事件におけるOの供述によっても裏付けられる。

イ 原告が本件各領収証等を入手した経緯及び本件出納簿を作成した経緯等は、前記(1)(原告の主張)イのとおりである。

本件各工事の工事内訳明細書及び本件各領収証等は、虚偽のものであったが、原告は、当時、そのことを知らず、いずれも真正なものと信じていたものであり、そうであるからこそ、乙会長らに対しても、正しいものと信じていた本件各領収証等及び本件出納簿を示して、本件寄附口座から払戻しを受けた金銭は、適正に本件各工事業者らの支払に充てられている旨説明したのである。原告は、これらの書類の作成に一切関与していない。

また、前記(2)(原告の主張)オのとおり、原告は、後日、別件刑事事件の裁判記録を精査した結果、初めて、O及びSがA学園の施設建設工事にかこつけて、架空工事代金、水増し工事代金などをBに請求して不法な利益を得ることを共謀し、実際に、架空工事代金や水増し工事代金を請求して、膨大な金額を詐取したこと、原告がSに対して本件9000万円手形を振り出し交付した平成10年7月には、未払工事代金などはもはや存在しなかったことを知ったものである。

ウ 以上のとおりであり、本件各工事は、確かに実体のないものであったが、原告は、それを知らなかったものであり、本件各領収証等の作成にも一切関与していないのであるから、本件各確定申告書の提出に当たり、原告が事実の隠ぺい又は仮装の行為をしたということとはできないというべきである。

(被告の主張)

ア 本件各工事は、いずれも取引自体が全く存在しないか、又は、実際の工事に仮託したものであり、いずれも本件各工事業者らが実際に工事代金を受領していないことは明らかであり、また、その一部は、原告の個人名義の口座に流入している。したがって、原告が本件各工事に基づく工事代金の支払であるかのごとく装い、自己

の管理する本件寄附口座の金員を不法に領得して利得していたことは明らかである。

イ 本件寄附口座の入出金状況や本件各工事業者らの記録や供述等からすれば、原告が、本件各工事の工事代金の支払名目で本件寄附口座の金員を不正に領得していたことは明らかであるが、これを裏付けるものとして、本件各領収証等の筆跡が原告のものと酷似している事実を挙げることができる。すなわち、原告から提示された本件各工事に係る書類のうち、L及びMの領収証（乙1、3から8まで、12から15まで）並びにNの請負契約書（乙9の2）に記載された筆跡と、原告が作成した平成14年3月18日付け「A学園元親の会会長乙様」と題する書類（乙26）に記載された筆跡とは、それぞれに共通する「A学園」や「親の会」等の文字の筆跡が酷似しており、原告自身がこれらの架空領収書等を作成した可能性が極めて高いといえることができる。

ウ 以上のとおりであるから、原告は、本件各確定申告において、A学園の施設等に係る本件各工事の工事代金の支払名目で不正に領得した金員を、本件各工事業者らに支払ったものと仮装して、自己に帰属すべき所得を隠ぺいし、過少に申告していたものといえることができる。このような原告の行為は、通則法68条1項に規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当するといえるべきである。

第3 争点に対する当裁判所の判断

1 争点1（所得又は仮装貸付金債権の発生の有無等）について

(1) 被告は、原告が、前記第2の3（争点）(1)アのとおり、本件寄附口座から払戻しを受けた金員を原資とするもの以外について、所得又は架空の貸付金債権の発生の有無を争うことにつき、時機に後れた攻撃防御方法である旨主張する。

そこで検討するに、確かに、本件訴訟においては、主たる争点を、原告が本件寄附口座から引き出した金員をすべて受領したことを前提として、それが原告のBに対する貸付金債権の返済として受領したといえることができるか否かであると整理した上で、原告が主張する原告のBに対する貸付金債権（本件9000万円手形決済資金貸付け）の発生原因事実の主張立証を中心として審理を重ねたものである（なお、平成18年11月17日の第3回口頭弁論期日で陳述した原告の準備書面(1)においては、原告は、原告の親の会に対する貸付金債権への返済である旨主張していたが、同19年3月23日の第5回口頭弁論期日で陳述した原告の準備書面(3)において、本件寄附口座の帰属主体を親の会からBに主張を変更し、これに伴い原告のBに対する貸付金債権への返済である旨主張を変更したものである。）。

【判示(1)】

しかしながら、原告は、平成19年3月23日の第5回弁論期日において、準備書面(3)によって、前記第2の3（争点）(1)アに記載された所得又は架空の貸付金債権の発生各事実についてこれを否認し、反論をしていたところ、さらに、同年11月27日の第9回弁論期日において、準備書面(6)により、この反論を詳細にしたにすぎないといえることができるから、時機に後れた攻撃防御方法といえるべきではないといえるべきである。

【判示(2)】

もつとも、原告が平成12年2月17日に本件会費口座から引き出された340万円を取得した事実（前記第2の3(1)アの各事実のうち、平成12年における①の一部）については、原告は、準備書面(3)において、これを認めた上、原告のBに対する貸金の返済として受領した旨主張していたものであるから、準備書面(6)において、この受領自体を否認することは、自白の撤回に当たり、許されないというべきである。また、後記争点2に関するものであるが、原告が平成11年6月2日に本件寄附口座から420万円の払戻しを受けてこれを受領した事実及び同月4日に本件寄附口座から367万5000円の払戻しを受けてこれを受領した事実についても、同様に、原告は、準備書面(3)において、いずれも認めた上で、これらを原告のBに対する貸金の返済として受領した旨主張していたものであるから、準備書面(6)において、上記420万円のうち400万円について受領自体を否認し、また、上記367万5000円のうち350万円について受領自体を否認することも、自白の撤回に当たり、許されないというべきである。

したがって、争点1については、前記第2の3（争点）(1)アの各事実のうち、原告が平成12年2月17日に本件会費口座から引き出された340万円を取得した事実（平成12年における①の一部）以外のものについて、以下、更に検討を進めることとする。

(2)原告は本件出納簿の証明力について疑義がある旨主張するので、まず、この点について検討する。

ア 原告が本件寄附口座の通帳及び印鑑を保管し、本件寄附口座の払戻し等の出納管理を行っていたこと、本件出納簿は原告が作成したものであること及び前記前提事実(2)ウのとおり原告が本件寄附口座から払戻しを受けたことは、当事者間に争いがない。また、本件出納簿の外形をみるに、証拠（乙17）によると、本件出納簿の「入金」欄には、主に本件寄附口座から原告が引き出した金額が記載され、他方、その「出金」欄には、使途を「摘要」欄に簡潔に記載した上で原告が使用した金額が記載されており、本件寄附口会計の現金出納を示すために原告が作成した帳簿であることを認めることができる。そして、証拠（乙2、17）によると、本件寄附口座の取引履歴は、それが金融機関を通じた取引である以上、当該通帳に正確に記載されていると考えられるところ、本件出納簿には、本件寄附口座からの払戻しに係る金員が振込料や手数料等の少額な払戻しを除き、すべて「入金」欄に記載されていると認めることができる上、本件出納簿の具体的な記載内容は、別表8-1から8-4までのとおりであると認めることができる。すなわち、本件出納簿には、①平成10年分において、本件寄附口座から引き出された金員は、振込料、手数料等少額な引出しを除くと、43件の合計約1億4000万円に上るが、これらの金員引出行為がすべて本件出納簿の入金欄に記載され、かつ、使途状況についても、本件平成10年分更正処分において、原告が不法に領得したと認定されたものを含む39件の合計約1億4000万円が本件出納簿の出金欄に記載されていること、②平成11年分において、本件寄附口座から引き出された金員は、振込料、手数料等少額な引出しを除くと、44件の合計約3600万円であるが、これらの金員引出行為がすべて本件出納簿の入金欄に記載され、かつ、使途状

況についても、本件平成11年分更正処分において、原告が不法に領得したと認定されたものを含む40件の合計約3600万円が本件出納簿の出金欄に記載されていること、③平成12年分において、本件寄附口座から引き出された金員は、振込料、手数料等少額な引出しを除くと、29件の合計約1800万円であるが、これらの金員引出行為はすべて本件出納簿の入金欄に記載され、かつ、使途状況についても、本件平成12年分更正処分において、原告が不法に領得したと認定されたものを含む28件の合計約1700万円が本件出納簿の出金欄に記載されていること、④平成13年分において、本件寄附口座から引き出された金員は、振込料、手数料等少額な引出しを除くと、13件の合計約1100万円強であるが、そのうち12件の合計1100万円弱の金員引出行為が本件出納簿の入金欄に記載され、かつ、使途状況についても、本件平成13年分更正処分において、原告が不法に領得したと認定されたものを含む10件の合計約1100万円弱が本件出納簿の出金欄に記載されていることを認めることができる。

イ そして、以上の認定事実により、原告が、税務調査の段階において、本件出納簿を本件寄附口座の払戻し等の管理を適切に行っている証拠として提出していたこと、及び原告が本件訴訟において自認しているように、原告が乙会長に対して本件出納簿を示して本件寄附口座から払戻しを受けた金員を親の会のための正当な目的で費消したと説明していたこと（弁論の全趣旨）を考え併せると、本件出納簿は、原告が、本件寄附口座から原告が払戻しを受けた金員等本件寄附口会計の現金勘定に入金された金員（すなわち、「入金」欄記載の金員）の具体的な使途状況を対外的に証明するために作成されたものというべきである。原告自身、本件寄附口会計の現金勘定の出入りを、本件各領収証等と合致するように本件出納簿を作成したと主張するところであり、少なくとも、本件寄附口座から払い戻された金員等本件出納簿の「入金」欄に記載された金員については、真実、本件寄附口会計の現金勘定に入金扱いとされたものを記載しているというべきであり、また、そのほとんどすべてが「出金」欄に記載され、その使途先についても「摘要」欄に記載されているのであるから、その都度の「出金」欄の記載や「摘要欄」の記載が真実のものであるか否かはともかくとして、すべて現実に本件寄附口会計の出納管理を行い、本件出納簿を作成した原告によって取得され、又は費消されたものであると認めることができるというべきである。

【判示(3)】

したがって、本件出納簿は原告自身が出入金の状況を理解するために作成したその点では正確な内容のものというべきであって、これを日々の金銭出納の状況をそのまま記録したものではなく、本件寄附口会計の現実の現金の流れを反映したものではないから、証明力がないなどという原告の主張は、上記の限りにおいて失当というべきである。また、証明力がない本件出納簿を根拠に原告の取得を認定した本件各更正処分が事実に基づかないものであり違法であるとの原告の主張も理由がないというべきである。

ウ 以上のことからすると、原告が、本件寄附口会計の現金勘定に入金された金員である本件寄附口座からの払戻しに係る金員等を、取得し、又は費消することについては、例えば、原告の親の会又はBに対する正規の貸付金の返済としての受領や、

親の会又はBが負担すべき正規の工事代金等の支払に充てるなど、正当な目的による取得ないし費消であったと認められない限り、それらは原告が不法に領得したものということになる。そして、その限りにおいて、当該金員の使途状況を表す「摘要」欄の記載は、原告が自らの不法な領得行為を隠ぺいするために記載した虚偽のものであるということができる。

争点1では、原告がそれぞれの金員の取得行為等それ自体を否認して争うものであるから、各取得行為等が認められる場合には、当該取得行為等に係る金員について原告の所得を認定することができることになる。

- (3) 前記第2の3(争点)(1)アに記載された所得又は架空の貸付金債権の発生の各事実(ただし、平成12年における①の一部を除く)の有無について検討するに、以下のとおり、本件出納簿の記載内容及び関係各証拠によると、これらの事実を認めることができるというべきである。

ア 平成10年において

- (ア) 原告が、平成10年8月31日、本件寄附口座に何ら振り込んでいないにもかかわらず、本件寄附口会計の現金勘定に1971万8000円を入金したと仮装して、当該金額の貸付金債権を取得したとした事実について

原告が1971万8000円の貸付けをした事実がないことは当事者に争いが無い。しかし、それにもかかわらず、証拠(乙17)によると、本件出納簿には、同日、相手科目欄に「借入」とし、摘要欄に「理事長より」、入金欄に「1971万8000円」と記載があること、その後、「摘要」欄に「借入：理事長借入金返済」と記載されることにより、本件寄附口会計から何度も出金処理が繰り返され、別表7のと通りの充当関係により、原告は平成10年中に上記1971万8000円のうちの149万8441円の返済を受けたとされ、同11年中に1144万8471円の返済を受けたとされ、同12年中にその余の677万1088円の返済を受けたとされていることを認めることができる。そうすると、本件出納簿の証明力については前記(2)のとおりであるから、少なくとも、原告が平成10年8月31日に本件寄附口座に対し1971万8000円の架空の貸付金債権を取得したとした事実及び同10年中に当該債権に対する返済を一部受けたこととして149万8441円を不法に領得し、同11年中に当該債権に対する返済を一部受けたとして1144万8471円を不法に領得し、同12年中に当該債権のその余の返済を受けたとして677万1088円を不法に領得した事実を認めることができる。

したがって、原告が当該貸付金債権について返済を受けたと仮装して平成10年中に不法に領得した149万8441円を平成10年分の所得として、また、同11年中に不法に領得した1144万8471円を平成11年分の所得として、さらに、同12年中に不法に領得した677万1088円を平成12年分の所得として、それぞれ認定することができるというべきである。

- (イ) 原告が、平成10年8月31日、丁寄附分及び戊寄附分合計300万円を取得した事実について

証拠(甲8、55、乙53、88、89)によると、①丁寄附分及び戊寄附分

が当初入金されたH銀行鴻巣支店のB名義の口座は、Bの正規の口座ではなく、その寄附金の受入れの手続もされていなかったこと、②丁寄附分及び戊寄附分合計300万円は、平成10年1月26日に上記口座から払い戻されたが、同日中に、全額がH銀行鴻巣支店のE学園名義口座に入金され、翌27日に全額が出金されていること、③上記②の資金の流れについて、E学園の総勘定元帳上は、E学園が原告から300万円を借入れ、翌27日に、E学園が原告に返済したととされていること、④翌28日には、Q銀行鴻巣支店のB名義口座に新規として300万円が入金され、同年3月10日に全額が出金された後、同日中にそのうち200万円が原告名義でBに対する寄附金とされていること、⑤原告は、平成10年分の所得税につき、これによって200万円の寄附金控除を受けたことを認めることができる。

以上の事実に加え、丁寄附分及び戊寄附分が当初H銀行鴻巣支店のB名義の口座に入金されていた時点では、同口座の金員は実質的には親の会又は丁らに帰属するものというべきところ、平成10年1月26日に払い戻された後に300万円が親の会又は丁らのために正規に支出された形跡はないことを考え合わせると、原告がこの300万円を領得したと認めるのが相当である。そして、その領得時期については、原告が実際に丁寄附分及び戊寄附分を引き出したのは平成10年1月であるが、証拠（乙17）によると、本件出納簿には、同年8月31日に、丁寄附分及び戊寄附分が本件寄附口会計の現金勘定に入金されたと処理された上で、Lに対する1029万円の「設備追加工事代金」（乙1）の一部として出金処理されているのであるから、これが、単なるつじつま合わせのための事後の証拠隠滅工作であったとしても、いずれにしても、原告が同年中に上記300万円を領得したこと自体は認めることができるというべきである。

もっとも、証拠（乙17）によると、Lに対する設備追加工事代金1029万円の架空の領収証（乙1）を利用し、かつ、後記（エ）の架空の貸付金債権300万円を計上した上で、出金処理がされていることを認めることができるから、1029万円から上記債権額300万円を控除した729万円から、原告が同日本件寄附口口座から払戻しを受けて領得した150万円（この点については、後記争点2（2）のとおりである。）と後記（ウ）の架空の返済金350万円を控除した229万円を丁寄附分及び戊寄附分のうちから領得したと認めることができるというべきであり、これを平成10年分の原告の所得と認定することができるというべきである。

（ウ） 原告が平成10年8月31日に本件寄附口会計の現金勘定において350万円を返済したと仮装して、原告の本件寄附口口座からの借入れ債務を減額させた事実について

証拠（乙17）によると、原告は、平成10年2月16日に、本件寄附口口座から実際に500万円を引き出した上、「理事長へ」の「貸付金」との名目でこれを取得したことを認めることができるから、原告は、同日、本件寄附口口座に対する500万円の貸付金返還債務を負担したといえることができる。そして、同年8月31日に本件寄附口口座に350万円を返済した事実がないこと、また、

同日、本件寄附口座からLに対して設備追加工事代金1029万円を支払った事実はないことは、いずれも当事者間に争いが無い。そうすると、それにもかかわらず、証拠（乙17）によると、本件出納簿の記載上、同日に「理事長貸付返済」として、あたかも原告が本件寄附口座に350万円を返済したかのように記載され、その350万円をLに対する設備追加工事代金である1029万円の一部として費消したかのように記載されていることを認めることができるのであるから、原告は、上記の500万円の貸付金返還債務のうち350万円の貸付金返還債務を現実に免れるという利益を得たというべきである。

そして、現金の形をとった利得のみならず、現物給付や債務免除等の経済的利益も課税の対象となるというべきであるから、原告の得た上記のような利益も原告の所得に該当することは明らかである。

したがって、原告は、350万円の貸付金返還債務を現実に免れるという利益を得たのであるから、これを平成10年分の所得として認定することができるというべきである。

(エ) 平成10年8月31日に、原告が本件寄附口座に何ら振り込んでいないにもかかわらず、本件寄附口会計の現金勘定に300万円を入金したと仮装して、同金額の貸付金債権を取得したとした事実について

原告が平成10年8月31日にBに対し、本件寄附口座に現金を振り込む形その他の方法で300万円を貸し付けた事実はないことは、当事者間に争いが無い。しかし、それにもかかわらず、証拠（乙17）によると、本件出納簿には、同日、相手科目欄に「借入」とし、摘要欄に「理事長より」、入金欄に「300万円」との記載があること、その後、「摘要」欄に「借入：理事長借入金返済」と記載されることにより、本件寄附口会計から何度も出金処理が繰り返され、別表7のと通りの充当関係により、原告は平成12年中に上記300万円の架空の貸付けに対し返済を受けたとされていることを認めることができる。そうすると、本件出納簿の証明力については前記のとおりであるから、少なくとも、原告が平成10年8月31日に本件寄附口座に対し300万円の架空の貸付金債権を取得したとした事実及び同12年中に当該債権に対する返済を受けたことにして、当該金員を不法に領得した事実を認めることができる。

したがって、原告が当該貸付金債権について返済を受けたと仮装して平成12年中に不法に領得した300万円を、平成12年分の所得として認定することができるというべきである。

(オ) 原告が、本件寄附口会計から平成10年12月17日時点の現金残高75万3764円を取得した事実について

証拠（乙17）によると、本件出納簿には、平成10年12月10日時点において、残高が75万3764円存在する旨の記載があると認められるところ、前記のとおり、本件出納簿の「入金」欄は、本件寄附口座からの出金状況等本件寄附口会計の現金勘定への入金状況をそのまま反映させたものであり、同「入金」欄記載のとおり原告が本件寄附口座から現実に払戻しを受けて出金するなどしたものであるということが出来る。したがって、仮に、同日時点において上記

の残高に相当する金銭が現金として保管されていなかったとするならば、原告が出納管理をしていたことは争いがないのであるから、同額に相当する金銭は、近接したいずれかの時点において原告が現実を取得し、又は費消したものと認めるのが相当である。

そうすると、75万3764円相当の金銭が平成10年中に本件寄附口座から払い戻され、かつ、原告が領得したものであることに変わりはないのであるから、これを原告の平成10年分の所得として認定することができるというべきである。

(カ) 原告が平成10年12月28日に、本件寄附口座に何ら振り込んでいないにもかかわらず、本件寄附口会計の現金勘定に40万円を入金したと仮装して、架空の当該金額相当の貸付金債権を取得したとした事実について

原告が本件寄附口座に40万円の貸付けをしていない事実は当事者間に争いがない。しかし、それにもかかわらず、証拠(乙17)によると、本件出納簿には、同日、相手科目欄に「借入」とし、摘要欄に「理事長より」、入金欄に「40万円」との記載があること、その後、「摘要」欄に「借入：理事長借入金返済」と記載されることにより、本件寄附口会計から何度も出金処理が繰り返され、別表7のと通りの充当関係により、原告は平成12年中に上記40万円の架空の貸付けに対し返済を受けたとされていることを認めることができる。そうすると、本件出納簿の証明力については前記のとおりであるから、少なくとも、原告が平成10年12月28日に本件寄附口座に対し40万円の架空の貸付金債権を取得したとした事実及び同12年中に当該債権に対する返済を受けたことにして、当該金員を不法に領得した事実を認めることができる。

したがって、原告が当該貸付金債権について返済を受けたと仮装して平成12年中に不法に領得した40万円を、平成12年分の所得として認定することができるというべきである。

イ 平成11年について

(ア) 原告が平成11年1月7日、本件寄附口座に何ら振り込んでいないにもかかわらず、本件寄附口座の現金勘定に246万7500円を入金したと仮装して、架空の当該金額相当の貸付金債権を取得したとした事実について

原告が246万7500円の貸付けをしていない事実は当事者間に争いがない。しかし、それにもかかわらず、証拠(乙17)によると、本件出納簿には、同日、相手科目欄に「借入」とし、摘要欄に「理事長より」、入金欄に「246万7500円」と記載があること、その後、「摘要」欄に「借入：理事長借入金返済」と記載されることにより、本件寄附口会計から何度も出金処理が繰り返され、別表7のと通りの充当関係により、原告は平成12年中に上記の架空の貸付けに対し130万6162円の返済を受け、同13年にその余の116万1338円の返済を受けたとされていることを認めることができる。そうすると、本件出納簿の証明力については前記のとおりであるから、少なくとも、原告が同11年1月7日に本件寄附口座に対し246万7500円の架空の貸付金債権を取得したとした事実及び同12年中に当該債権の一部である130万6162

円の返済を受けたことにして、当該金員を不法に領得し、また、同13年中にその余の116万1338円の返済を受けたことにして、当該金員を不法に領得した事実を認めることができる。

したがって、原告が当該貸付金債権について返済を受けたと仮装して平成12年中に不法に領得した130万6162円を平成12年分の所得として、また、平成13年中に不法に領得した116万1338円を平成13年分の所得として、それぞれ認定することができるというべきである。

(イ) 原告が平成11年3月16日に、本件寄附口座に何ら振り込んでいないにもかかわらず、本件寄附口会計の現金勘定に200万円を入金したと仮装して、架空の当該金額相当の貸付金債権を取得したとした事実について

原告が200万円の貸付けをしていない事実は当事者間に争いが無い。しかし、それにもかかわらず、証拠(乙17)によると、本件出納簿には、同日、相手科目欄に「借入」とし、摘要欄に「理事長より」、入金欄に「200万円」と記載があること、その後、「摘要」欄に「借入：理事長借入金返済」と記載されることにより、本件寄附口会計から何度も出金処理が繰り返され、別表7のとおり、の充当関係により、原告は平成13年中に上記200万円の架空の貸付けに対し返済を受けたとされていることを認めることができる。そうすると、本件出納簿の証明力については前記のとおりであるから、少なくとも、原告が平成11年3月16日に本件寄附口座に対し200万円の架空の貸付金債権を取得したとした事実及び同13年中に当該債権に対する返済を受けたことにして、当該金員を不法に領得した事実を認めることができる。

したがって、原告が当該貸付金債権について返済を受けたと仮装して平成13年中に不法に領得した200万円を、平成13年分の所得として認定することができるというべきである。

ウ 平成12年について

(ア) 原告が平成12年2月17日に本件会費口座から340万円の払戻しを受けた上、本件寄附口会計の同月16日時点における現金残高15万6553円のうちの1万2500円と合わせて341万2500円を取得した事実について

まず、原告は、当初、丙会計から本件会費口座の340万円を、自己のBに対する貸付金債権に対する返済として受領したと認めていたにもかかわらず、これを撤回し、Bを支援する趣旨でBに対して寄附されたものであり、原告は受領していないと否認するに至ったものであるが、この自白の撤回を認めることができないのは、前記(1)のとおりである。

そうすると、原告が本件会費口座から払戻しを受けた340万円を受領した事実は当事者間に争いが無いというべきところ、上記のようにその主張を変遷させたという弁論の全趣旨からすると、原告が上記金員を貸付金債権に対する返済として受領したとは認め難いというべきである。

したがって、原告が本件会費口座から払戻しを受けた後領得した340万円を、平成12年分の所得として認定することができるというべきである。

次に、証拠（乙１７）によると、本件出納簿においては、平成１２年２月１６日現在の残高であった１５万６５５３円と、同月１７日に本件会費口座から引き出した３４０万円を摘要欄に「親の会、会費会計より」と記載して本件会費口会計に入金処理した上、これらを原資として、翌１８日に３４１万２５００円が補修工事代金として出金処理がされていること、この出金処理には、親の会あての領収証（乙１２）が利用されたことを認めることができるところ、この補修工事及び領収証（乙１２）が実体のない架空のものであって、この支払がされていないことは、当事者間に争いがない。

そうすると、原告が上記の本件会費口座に由来する３４０万円と合わせて、本件寄附口会計に存在したもののうちから１万２５００円を補修工事代金名目で領得したものと認めるのが相当である。

なお、本件出納簿の「入金」欄は、本件寄附口座からの出金状況をそのまま反映させたものであり、同「入金」欄記載のとおり原告が本件寄附口座から現実に払戻しを受けて出金したものであるのは、前記のとおりであるから、平成１２年２月１６日の時点において、１５万６５５３円が現金として保管されていたと認めるのが相当であるが、仮に、同日時点で上記金額の金員が現金として保管されていなかったとするならば、原告が出納管理をしていたことは争いがないのであるから、同額に相当する金銭は、これと近接するいずれかの時期に原告が現実取得し、又は費消したということになる。

いずれにしても、原告は、架空の領収証（乙１２）を利用して工事代金相当の３４１万２５００円を本件寄附口会計の現金勘定から出金処理することにより、不法に領得したというべきところ、このうち３４０万円は、既にみたとおり本件会費口座から払戻しを受けたものを領得したものであり、その余の１万２５００円は、平成１２年２月１６日の時点における現金残高１５万６５５３円の一部を領得したものであるから、これを平成１２年分の所得として認めることができるというべきである。

(イ) 原告が平成１２年２月２８日、本件寄附口座に何ら振り込んでいないにもかかわらず、本件寄附口会計の現金勘定に６３０万円を入金したと仮装し、架空の当該金額相当の貸付金債権を取得したとした事実について

原告が６３０万円の貸付けをしていない事実は当事者間に争いがない。しかし、それにもかかわらず、証拠（乙１７）によると、本件出納簿には、同日、相手科目欄に「借入」とし、摘要欄に「理事長より」、入金欄に「６３０万円」と記載があること、その後、「摘要」欄に「借入：理事長借入金返済」と記載されることにより、本件寄附口会計から何度も出金処理が繰り返され、別表７のと通りの充当関係により、原告は平成１３年中に上記６３０万円の架空の貸付けに対し返済を受けたとされていることを認めることができる。そうすると、本件出納簿の証明力については前記のとおりであるから、少なくとも、原告が平成１２年２月２８日に本件寄附口座に対し６３０万円の架空の貸付金債権を取得したとした事実及び同１３年中に当該債権に対する返済を受けたことにして、当該金員を不法に領得した事実を認めることができる。

したがって、原告が当該貸付金債権について返済を受けたと仮装して平成13年中に不法に領得した630万円を、平成13年分の所得として認定することができるというべきである。

(ウ) 原告が、本件寄附口会計から平成12年10月17日時点の現金残高28万4053円を取得した事実について

前記のとおり、本件出納簿の「入金」欄は本件寄附口座からの出金状況をそのまま反映させたものであり、同「入金」欄記載のとおり原告が本件寄附口座から現実に払戻しを受けて出金するなどしたものであるから、証拠(乙17)によると、平成12年10月16日の時点において、28万4053円が現金として保管されていたと認めるのが相当であるが、仮に、同日時点において、上記金額相当の金員が現金として保管されていなかったとするならば、同金額に相当する金銭は、これに近接するいずれかの時期に原告が現実に取得し、又は費消したものであると認めることができる。

したがって、いずれにしても、同金額相当の金銭が平成12年中に本件寄附口座から出金され、かつ、原告が領得したものであることに変わりはなく、これを原告の平成12年分の所得として認定することができるというべきである。

2 争点2(所得該当性の有無)について

(1) 前記争点1についてみたとおり、原告が、本件寄附口会計の現金勘定に入金された金員である本件寄附口座からの払戻しに係る金員等を取得し、又は費消することについては、例えば、原告の親の会又は本件寄附口座に対する正規の貸付金の返済としての取得や、親の会又は本件寄附口座が負担すべき正規の工事代金等の支払に充てるなど、正当な目的による取得ないし費消であったと認められない限り、それらは原告が不法に領得したものであるということになり、そして、その限りにおいて、当該金員の用途状況を表す「摘要」欄の記載は、原告が自らの不法な領得行為を隠ぺいするために記載した虚偽のものであるということになる。

争点2は、原告が本件寄附口座から払戻しを受けて受領したこと自体に争いはないが、これが原告の親の会又はBに対する正規の貸付金の返済としての受領と認められないか否か、また、親の会又はBが負担すべき債務の支払に充てられたものでないか否かである。

(2) まず、原告が、親の会又はBに対する貸付金の返済として、本件寄附口座から払戻しを受けて受領した旨主張するものについて検討する。

ア この点に関し、原告は、Bに対する貸付金債権として、①本件9000万円手形決済資金貸付け、②本件1300万円貸付け、③平成10年7月29日付け357万円の貸付け、④同11年6月10日ころの未払工事代金350万円の立替金返還債権及び⑤同年10月20日付け400万円の手形決済資金貸付けの存在を主張するところ、上記②の本件1300万円貸付けが存在したことは当事者間に争いがないので、その余の貸付金債権の存否について検討する。

(ア) 本件9000万円手形決済資金貸付けについて

この点に関し、原告は、Bに対し、Bが負担すべき未払工事代金の支払のために、平成10年7月17日に本件9000万円手形を振り出し、最終的に、本件

E学園手形を振り出して、これを原告が調達した資金で順次決済したのであるから、Bに対し本件9000万円手形決済資金貸付けをした旨主張するけれども、同時に、A学園が設立された同年4月前後には、既に、A学園の施設等の請負工事に関する工事代金の支払はすべて終了しており、原告が本件9000万円手形を振り出した時点では未払の工事代金は何もなかったと主張しているところである。

そうすると、原告が本件9000万円手形や本件E学園手形を振出し交付したことは、親の会又はBとは何ら関係がないというべきであるから、本件E学園手形の決済資金を原告個人が調達したか否かについて検討するまでもなく、Bに対し本件9000万円手形決済資金貸付けをした事実を認めることができないことは明らかである。

(イ) 平成10年7月29日付け357万円の貸付けについて

この点に関し、原告が、平成10年7月29日に本件寄附口座に357万円を振り込む方法により、Bに対し、当該金員を貸し付けた旨主張する。

確かに、証拠（乙2、17）によると、平成10年7月29日に本件寄附口座に357万円が入金されていることを認めることができる。

しかし、証拠（乙2、17、37から41まで、49、58）によると、①原告の交際相手であったTが代表取締役となっているUは、原告の指示により設立された実体のないペーパー会社であり、Tは、原告の指示に従い、随時、U口座等への入出金や振込み手続を行っていたこと、②平成10年7月24日に、親の会が「ロゴデザイン・ベッド残金」をUに対して支払ったという名目で、本件寄附口座から357万円が出金された上で、U口座に357万円が振り込まれた後、同日中にU口座から現金355万円が出金されていること、③E学園の総勘定元帳には、「甲短期借入金」勘定において、原告が同日付けでC幼稚園へ185万円及びD幼稚園に203万9000円の合計388万9000円を貸し付け、同月29日付けでC幼稚園から135万円及びD幼稚園から220万円の合計355万円の返済を受けた旨記載されていることを認めることができる。

そうすると、平成10年7月29日に、本件寄附口座に振り込まれた357万円は、もともと、これに先立ち同月24日に本件寄附口座から払い戻されたものであり、少なくとも、そのほとんどの355万円は、本件寄附口座からU口座を介して本件寄附口座に環流されただけであると認めることができる。

したがって、このような資金移動操作をもって、原告が357万円を本件寄附口座又は親の会若しくはBに貸し付けたなどということができないのは明らかである。

(ウ) 平成11年6月10日ころの350万円の立替金返還債権について

この点に関し、原告は、平成11年6月10日ころ、Nに対し、Bが負担すべき未払工事代金350万円を立替払いし、同日、Bに対し、上記工事代金相当額を貸し付けた旨主張する。

しかしながら、原告が、A学園が設立された平成10年4月前後には、A学園の施設等の請負工事に関する工事代金の支払はすべて終了していたと認めてい

るのは、前記のとおりであるから、弁論の全趣旨によると、同11年6月当時、Bが負担すべき未払工事代金など既に存在していなかったものと認めることができる。

そうすると、たとえ原告がNに対して350万円を支払ったことがあるとしても、そのことと、本件寄附口座又は親の会若しくはBとは何ら関係がないことは明らかである。

したがって、原告がBに対して上記の350万円の立替金返還債権を有していた事実を認めることはできないというべきである。

(エ) 平成11年10月20日付け400万円の手形決済資金貸付けについて

この点に関し、原告は、Oに対して額面100万円の約束手形4通を振り出して交付し、平成11年10月20日ころ、原告が調達した400万円によって決済したので、Bに対し、上記金額相当の貸付けを出た旨主張する。

原告の振り出した約束手形に関し、なぜ、Bが手形決済資金相当額の返済義務を負うのか明らかではないが、弁論の全趣旨からすると、原告は、Bが負担すべき未払工事代金の支払のために、Oに対して上記のと通りの約束手形を振り出し、交付したと主張するものと解される。

しかしながら、前記のとおり、原告は、A学園が設立された平成10年4月前後には、既に、A学園の施設等の請負工事に関する工事代金の支払はすべて終了していたと認めているのであるから、弁論の全趣旨によると、同11年10月当時、Bが負担すべき未払工事代金など既に存在していなかったものと認めることができる。

そうすると、たとえ原告がOに対して額面総額400万円の約束手形を振り出して、これを決済したことがあるとしても、そのことと、本件寄附口座又は親の会若しくはBとは何ら関係がないことは明らかである。

したがって、原告がBに対して上記の手形決済資金の貸付けをした事実を認めることはできないというべきである。

(オ) なお、原告は何ら認否していないが、被告は、原告が平成11年4月19日に、本件寄附口座に対し50万円を貸し付けたこと（本件50万円貸付け）を認めている。

イ 以上によると、原告の本件寄附口座からの払戻しに係る金員の受領は、本件1300万円貸付け及び本件50万円貸付けに対する返済として受領する限りにおいて、所得に該当しないが、それ以外の受領は、貸付金債権の回収とは認められないから、所得に該当するというべきである。

(3) 次に、原告が本件寄附口座から払戻しを受けて受領した金員を親の会又はBが負担すべき債務の支払に充てたと主張するものについて検討する。

ア 平成10年6月22日に本件寄附口座から払い戻された22万5750円について

この点に関し、原告は、本件1300万円貸付けの原資を銀行から借り入れた際に支払う担保設定等の諸費用に充てたと主張する。

しかし、原告が親の会又はBに対し本件1300万円貸付けをした事実を認める

ことができるとしても、原告自身がその原資を銀行から借り入れるに当たり負担した担保設定等の諸費用まで、親の会又はBが負担すべき債務であると認めるに足りる証拠はない。

したがって、上記金員が原告の利得であることは明らかであるから、これを平成10年分の所得として認めることができるというべきである。

イ (a)平成10年中に本件寄附口座から払い戻された①10月2日の22万5397円及び②同月21日の45万0794円、(b)平成11年中に本件寄附口座から払い戻された①1月5日の45万0794円、②同月7日の52万5000円、③同月29日の45万0794円、④3月12日の22万5383円、⑤4月6日の23万円、⑥6月22日の23万5000円、⑦7月19日の21万円、⑧8月5日の24万円、⑨10月12日の21万円、⑩同月27日の23万円、⑪12月7日の23万5000円及び⑫同月21日の23万5000円、(c)平成12年中に本件寄附口座から払い戻された①1月19日の18万9000円、②2月2日の12万0750円、③同月17日の24万円、④4月17日の17万円、⑤同月18日の6万円、⑥同月27日の26万円、⑦5月19日の56万7500円、⑧同月26日の12万円、⑨6月15日の10万円、⑩7月4日の18万円、⑪8月31日の15万7500円、⑫9月11日の10万5000円、⑬10月5日の10万5000円、⑭11月13日の27万円及び⑮12月18日の21万円、(d)平成13年中に本件寄附口座から払い戻された①1月15日の23万円、②2月15日の15万円及び③同月21日の52万5000円について

この点に関し、原告は、本件ローン返済金の支払に充てたと主張する。

しかし、原告が親の会又はBに対し、本件1300万円貸付けをした事実を認めることができるとしても、原告自身がその原資を銀行から借り入れた結果負担すべき本件ローン返済金まで、親の会又はBが負担すべき債務であると認めるに足りる証拠はない。

したがって、上記各金員が原告の利得であることは明らかであるから、仮に、現実に、当該金員が本件ローン返済金の支払に充てられていたとしても、原告がそれぞれ本件寄附口座から払戻しを受けて受領した年月日に応じ、各年分の所得として認めることができるというべきである。

ウ 平成11年1月7日の9万5150円及び同年3月12日の9万4520円について

この点に関し、原告は、上記各金員がいずれも自動車保険料の支払に充てられた旨主張する。

しかし、上記各金員が自動車保険料の支払に充てられたとの的確な証拠がないばかりか、仮に、自動車保険料の支払に充てられたものであるとしても、当該自動車が果たして誰の所有するどの自動車であるのか、それがいかなる理由で親の会又はBが保険料を負担しなければならないのか全く不明であるから、主張自体失当である。

したがって、上記各金員が原告の利得であることは明らかであるから、仮に、当該各金員が自動車保険料の支払に充てられていたとしても、原告がそれぞれ本件寄

附口口座から払戻しを受けて受領した平成11年分の所得として認めることができるというべきである。

エ 平成11年3月10日の297万5000円について

この点に関し、原告は、Oに対し、農圃場新設工事代金として、E学園振出しの額面400万円の小切手を交付し、これを支払ったので、上記金員を、この400万円の小切手による立替払の返済として受領した旨主張する。

しかし、原告の上記主張は、何らの確な証拠に基づくものではない上、仮に原告が額面400万円のE学園振出し名義の小切手をOに交付したのだと仮定しても、それが果たして、実際の工事代金の支払につながったか否かも不明である上、E学園振出し名義の小切手を交付することによって、いかなる理由で原告自身が親の会又はBに対して立替金債権を取得することになるのかも不明であり、さらには、400万円と297万5000円とで金額が異なる理由も不明である。このように原告の主張は、その内容自体が不合理である上、何らの確な証拠に裏付けられたものではなく、主張自体失当である。

したがって、上記金員が原告の利得であることは明らかであるから、平成11年分の所得として認めることができるというべきである。

オ 平成11年6月2日の420万円について

この点に関し、原告は、上記金員が、本件J口座を経由し、同日中に、I銀行三田支店の原告名義の普通預金口座及びK銀行神田支店の原告名義の普通預金口座に移し替えられた事実を認めつつ、上記金員のうち400万円については、それ以前に施設内補修工事代金の支払のために、Oの指示に従い額面100万円のE学園振出しの約束手形4通をOに交付し、上記約束手形4通のうち3通（額面総額300万円）は、Nへの工事代金の支払に充てられており、上記金員のうちのその余の20万円は、原告の本件寄附口口座に対する貸付金の返済として受領したから、いずれも原告の所得ではない旨主張する。

しかし、前記1争点1について(1)で述べたとおり、原告は、従前、準備書面(3)において、本件寄附口口座から420万円の払戻しを受け、Bに対する貸金の返済として受領した旨主張していたのであるから、これを上記のと通りの主張に変更することは、受領を否認している点において自白の撤回に当たり許されないというべきである。

したがって、原告が本件寄附口口座から420万円の払戻しを受けて受領したことは当事者間に争いがないというべきである。なお、別件刑事判決においても、原告が、平成11年6月2日、本件寄附口口座に入金された寄附金のうち420万円を、ほしいままに、自己の用途に充てる目的で、自己が管理する本件J口座に振込み入金して横領したと認定されているところである。

カ 平成11年6月4日の367万5000円について

この点に関し、原告は、上記金員が、本件J口座を経由し、同日中に、I銀行三田支店の原告名義の普通預金口座に移し替えられた事実を認めつつ、上記金員のうち350万円は、Oの指示によって、平成11年6月10日、Nに対し、原告名義で上記焼却炉、フェンス、ワイヤー工事代金として送金されており、また、上記金

員のうちその余の17万5000円は、原告の本件寄附口座に対する貸付金への返済として受領したものであり、いずれも原告の所得ではない旨主張する。

しかし、前記1争点1について(1)で述べたとおり、原告は、従前、準備書面(3)において、平成11年6月4日に本件寄附口座から367万5000円の払戻しを受け、Bに対する貸金の返済として受領した旨主張していたのであるから、これを上記のと通りの主張に変更することは、受領を否認している点において自白の撤回に当たり許されないというべきである。

したがって、原告が平成11年6月4日に本件寄附口座から367万5000円の払戻しを受けて受領したことは当事者間に争いがないというべきである。なお、別件刑事判決においても、原告が、同日、本件寄附口座に入金された寄附金のうち367万5000円を、ほしきままに、自己の用途に充てる目的で、自己が管理する本件J口座に振込み入金して横領したと認定されているところである。

- 【判示(4)】 (4) 以上によると、原告が本件寄附口座から払戻しを受けて受領した金員については、本件1300万円貸付け及び本件50万円貸付けに対する返済として受領する限りにおいて、所得に該当しないが、それ以外の受領をすることは貸付金債権の回収とは認められず、また、親の会又はBが負担すべき債務の弁済に費消したとも認められないから、いずれも本件寄附口座から払戻しを受けた時点で原告の所得に該当するというべきである。

3 小括

争点1及び争点2における前記検討の結果を踏まえると、原告が本件各係争年分において、本件寄附口座から預金の払戻しを受け、又は、本件会費口座から預金の払戻しを受けるなどして、本件寄附口会計に入金された金員を領得したことについては、被告の主張するとおりの所得があったものと認めることができるから、この金員は、本件各係争年分に係る総所得金額の計算上、雑所得に含まれるというべきである。

4 争点3（事実の隠ぺい又は仮装行為の存否）について

- 【判示(5)】 ア 通則法68条の規定する重加算税は、通則法65条から67条までの規定する各種の加算税を課すべき納税義務違反が、課税要件事実を隠ぺいし、又は仮装する方法によって行われた場合に、行政機関の行政手続により違反者に課されるものであって、これによって、かかる方法の納税義務違反の発生を防止し、もって徴税の実を挙げようという趣旨に出た行政上の措置であり、違反者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目してこれに対する制裁として科せられる刑罰とは趣旨、性質を異にするものである（最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同45年9月11日第二小法廷判決・刑集24巻10号1333頁参照）。

したがって、通則法68条1項による重加算税を課し得るためには、納税者が故意に課税標準等又は納税等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺい、仮装行為を原因として過少申告の結果が発生したものであれば足り、それ以上に、申告に際し、納税者において過少申告を行うことの認識を有していることまで必要とするものではないと解するのが相当である（最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同62年5月8日第二小法廷判決・裁判集民事、151号35頁参照）。

イ 前記争点1及び2において認定、判断したとおりであり、原告は、本件寄附口会計の現金勘定に入金された金員である本件寄附口口座からの払戻しに係る金員等を本件1300万円貸付け及び本件50万円貸付けに対する返済として受領したものを除き、正当な根拠なく取得し、又は費消して不法に領得したものであるというべきところ、その限りにおいて、原告は、本件出納簿の当該金員の使途状況を表す「摘要」欄に、自らの不法な領得行為を隠ぺいするために虚偽の使途を記載したものと認めることができる。

ウ この点に関し、原告は、本件各領収証等の作成に関与していないとか、本件各領収証等及び本件出納簿は、本件各確定申告のときには、存在していなかったものであるなどとする主張して、原告には事実の隠ぺい又は仮装行為がない旨主張する。

しかしながら、原告は、上尾税務署の査察が行われて以降、平成18年11月17日の第3回口頭弁論期日において、準備書面(1)によってその主張を変更するまでは、たとえ、工事代金の水増しがあったとしても、本件各工事が真実の請負契約に基づき実施されたものであり、原告は、本件寄附口口座から払戻しを受けた金員を、本件各工事業者らに対し、本件各領収証等のおりに支払ったと主張していたのであるから、合理的に考えれば、本件各確定申告の際にも、原告としては、そのような理由から、本件寄附口口座から払戻しを受けた金員等を受領しても原告の所得には該当しないとして、雑所得に計上せず、本件各確定申告書に記載しなかったものと認めることができる。しかしながら、真実は既に認定したとおりであり、原告において、本件寄附口口座から払戻しを受けた金員を、本件各工事業者らに対する本件各領収書等のおりの支払に充てていたということではなく、原告が受領して別途費消するなどしていたのである。

【判示(6)】

そうすると、原告は、自らが本件寄附口口座の払戻金等を受領し費消していた事実を隠ぺいしようという意図の下に、本件寄附口会計の出納管理を行う立場にあることを奇貨として、本件寄附口口座の金員を不正に領得しつつ、その発覚を免れるべく、本件出納簿に入園者の保護者らから寄附金の名目で集めた金員について、A学園の施設工事等の支払に充てた旨、又は、原告に対する架空の貸付金債権への返済に充てた旨の虚偽の記載をするなどして、正規の支出をしたものと装った上、自らが本件寄附口口座の払戻し等によって受領した金員を除外して雑所得を計算して所得金額を計算した本件各確定申告書を提出し、所得金額の過少申告をしたものということができる。

したがって、たとえ原告が本件各領収書等の作成自体に関与していなかったとしても、そのことにより上記判断が覆るものではなく、原告の上記主張は失当である。

【判示(7)】

エ 以上のとおり、原告は、真実は本件寄附口口座から払戻しを受けた金員等を受領していたにもかかわらず、本件出納簿に故意に虚偽の記載をし、あたかも本件各工事代金の支払をし、あるいは、原告に対する債権の返済としての支払と見せる方法により、あたかも所得に含まれないかのごとくに隠ぺいし、又は仮装したものと評価することができるというべきである。

したがって、原告は、故意に課税標準等の計算の基礎となる課税要件事実の一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提

出したものというべきである。

オ よって、上尾税務署長は、原告に対し、通則法68条1項を適用して、重加算税を課することができるというべきである。

5 本件各更正処分の適法性について

以上によれば、原告の本件各係争年分の所得税についての、雑所得金額、総所得金額及び納付すべき税額は、いずれも、被告の主張するとおりであり、このうち、納付すべき税額は、平成10年分につき573万3200円、平成11年分につき434万8500円、平成12年分につき369万1700円及び平成13年分につき56万5300円であると認めることができる。そうすると、本件各更正処分における納付すべき税額（本件平成10年分更正処分、本件平成11年分更正処分及び本件平成12年分更正処分については別表1から別表3までの各「審査裁決」欄の、本件平成13年分更正処分については別表4の「更正処分及び賦課決定処分」欄の、各「納付すべき税額」欄の金額）はこれと同額か又はこれを下回るものであるから、本件各更正処分は、いずれも適法である。

6 本件各賦課決定処分の適法性について

前記5のとおり本件各更正処分はいずれも適法であるところ、原告は、本件各確定申告において、A学園の施設等に係る本件各工事の工事代金の名目で不正に領得した金員を、本件各工事業者らに支払ったものと仮装して、自己に帰属すべき所得を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき本件各確定申告書を提出し、もって、過少に申告していたということが出来るのは、前記4のとおりである。

したがって、重加算税の金額は、原告が本件各更正処分により新たに納付すべきこととなった税額（ただし、平成10年分から平成12年分までについては、本件異議決定又は本件裁決により一部取り消された後のものに、通則法65条4項の規定に基づき計算した金額）を基礎として、上記隠ぺい又は仮装による事実に基づき計算される税額（通則法118条3項の規定に基づき、1万円未満を切り捨てた後のもの）に対して通則法68条1項に規定する100分の35の割合を乗じて算出した金額であり、平成10年分につき162万7500円、平成11年分につき162万4000円、平成12年分につき、135万8000円、平成13年分につき24万5000円となる。これは、本件各賦課決定における重加算税の金額（別表1から別表3までの各「審査裁決」欄の「重加算税」欄の金額及び別表4の「更正処分及び賦課決定処分」欄の「重加算税」欄の金額）と同額であるから、本件各賦課決定処分における重加算税の部分は、いずれも適法である。

第4 結語

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 杉原 則彦

裁判官 小田 靖子

裁判官 島村 典男

(別紙)

本件各工事の状況

(単位：円)

領収証日付	順号	本件各工事			書証
		業者名	摘要	金額	
H10. 08. 31	1	L	設備追加工事代	10, 290, 000	領収証(乙第1号証)
H10. 08. 31	2	M	プロパン、警備、電気工事	19, 718, 000	領収証(乙第7号証)
H10. 09. 30	3	M	電話機設置工事	3, 150, 000	領収証(乙第3号証)
H10. 11. 20	4	M	駐車場ゲート追加	956, 550	領収証(乙第4号証)
H10. 11. 25	5	M	配線追加工事	1, 400, 000	領収証(乙第5号証)
H10. 12. 28	6	M	実習用地地盤改良	5, 880, 000	領収証(乙第6号証)
H11. 01. 07	7	M	電気工事	2, 467, 500	領収証(乙第14号証)
H11. 03. 10	8	N	圃場新設工事	2, 975, 000	領収証(乙第9号証)
H11. 03. 16	9	M	農業用水面補修工事	2, 835, 000	領収証(乙第8号証)
H11. 06. 02	10	J 社	施設内補修工事	4, 200, 000	振込依頼書控(乙第10号証)
H11. 06. 04	11	J 社	焼却炉、フェンスワイヤー工事	3, 675, 000	振込依頼書控(乙第11号証)
H12. 02. 18	12	M	補修工事	3, 412, 500	領収証(乙第12号証)
H12. 02. 28	13	M	周辺農道補修整備工事	6, 300, 000	領収証(乙第15号証)
H12. 10. 24	14	M	実習用地地盤改良残金	1, 929, 690	領収証(乙第13号証)
合計				69, 189, 240	

別表 1

課税処分等の経緯（平成10年分）

（単位：円）

区分 項目		確定申告	更正処分	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
		平成11年3月12日	平成13年7月9日	平成15年7月9日	平成15年8月6日	平成15年11月5日	平成15年11月14日	平成17年11月16日
所得金額	給与所得の金額	7,080,900	9,223,483	9,223,483	9,223,483	9,223,483	9,223,483	9,223,483
	雑所得の金額	0	0	23,698,634	0	16,274,991	0	16,274,991
	計（総所得金額）	7,080,900	9,223,483	32,922,117	9,223,483	25,498,474	9,223,483	25,498,474
所得控除額	社会保険料	727,380	727,380	727,380	727,380	727,380	727,380	727,380
	生命保険料	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	寄付金控除	1,760,225	2,295,870	1,990,000	2,295,870	1,990,000	2,295,870	2,154,173
	扶養控除額	1,140,000	1,140,000	1,140,000	1,140,000	1,140,000	1,140,000	1,140,000
	基礎控除額	380,000	380,000	380,000	38000	380,000	380,000	380,000
	計（所得控除の合計額）	4,057,605	4,593,250	4,287,380	4,593,250	4,287,380	4,593,250	4,451,553
課税総所得金額		3,023,000	4,630,000	28,634,000	4,630,000	21,211,000	4,630,000	21,046,000
算出税額		302,300	596,000	8,423,600	596,000	5,454,400	596,000	5,388,400
特別減税額		95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
源泉徴収税額		531,600	960,200	960,200	960,200	960,200	960,200	960,200
納付すべき税額		△324,300	△459,200	7,368,400	△459,200	4,399,200	△459,200	4,333,200
重加算税				2,691,500	0	1,652,000	0	1,627,500

※ 「課税総所得金額」欄の金額は、国税通則法118条1項の規定により1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

※ 「納付すべき税額」欄の△の金額は、還付税額である。

別表 2

課税処分等の経緯（平成11年分）

（単位：円）

区分 項目		確定申告	更正処分	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
		平成12年3月13日	平成13年7月9日	平成15年7月9日	平成15年8月6日	平成15年11月5日	平成15年11月14日	平成17年11月16日
所得金額	給与所得の金額	7,155,150	9,809,339	9,809,339	9,809,339	9,809,339	9,809,339	9,809,339
	雑所得の金額	0	0	31,843,511	0	20,133,471	0	23,133,471
	計（総所得金額）	7,155,150	9,809,339	41,652,850	9,809,339	29,942,810	9,809,339	32,942,810
所得控除額	医療費控除	357,758	422,842	422,842	422,842	422,842	422,842	422,842
	社会保険料	733,882	733,882	733,882	733,882	733,882	733,882	733,882
	生命保険料	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	寄付金控除	1,778,787	2,442,334	2,990,000	2,442,334	2,990,000	2,442,334	8,225,702
	扶養控除額	1,140,000	1,140,000	1,440,000	1,140,000	1,440,000	1,140,000	1,440,000
	基礎控除額	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,00	380,000
	計（所得控除の合計額）	4,440,427	5,169,058	6,016,724	5,169,058	6,016,724	5,169,058	11,252,426
課税総所得金額		2,714,000	4,640,00	35,636,000	4,640,000	23,926,000	4,640,000	21,690,000
算出税額		271,400	598,000	10,695,320	598,000	6,362,620	598,000	5,535,300
定率減税額		54,280	119,600	250,000	119,600	250,000	119,600	250,000
源泉徴収税額		512,100	936,800	936,800	936,800	936,800	936,800	936,800
納付すべき税額		△294,980	△458,400	9,508,500	△458,400	5,175,800	△458,400	4,348,500
重加算税				3,430,000	0	1,914,500	0	1,624,000

※ 「課税総所得金額」欄の金額は、国税通則法118条1項の規定により1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

※ 「納付すべき税額」欄の△の金額は、還付税額である。

別表 3

課税処分等の経緯（平成12年分）

（単位：円）

区分 項目		確定申告	更正処分	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
		平成13年3月12日	平成13年7月9日	平成15年7月9日	平成15年8月6日	平成15年11月5日	平成15年11月14日	平成17年11月16日
所得金額	給与所得の金額	9,116,700	9,662,148	9,662,148	9,662,148	棄却	9,662,148	9,662,148
	雑所得の金額	1,243,200	1,243,200	16,700,450	1,243,200		1,243,200	18,062,640
	計（総所得金額）	10,359,900	10,905,348	26,362,598	10,905,348		10,905,348	27,724,788
所得控除額	社会保険料	724,271	724,271	724,271	724,271		724,271	724,271
	生命保険料	50,000	50,000	50,000	50,000		50,000	50,000
	損害保険控除	3,000	3,000	3,000	3,000		3,000	3,000
	寄付金控除	2,579,975	2,716,337	3,990,000	2,716,337		2,716,337	5,652,795
	扶養控除額	1,140,000	1,140,000	1,140,000	1,140,000		1,140,000	1,140,000
	基礎控除額	380,000	380,000	380,000	380,000		380,000	380,000
	計（所得控除の合計額）	4,877,246	5,013,608	6,287,271	5,013,608		5,013,608	7,950,066
課税総所得金額		5,482,000	5,891,000	20,075,000	5,891,000		5,891,000	19,774,000
算出税額		766,400	848,200	4,937,750	848,200		848,200	4,826,380
定率減税額		153,280	169,640	250,000	169,640		169,640	250,000
源泉徴収税額		802,000	884,600	884,600	884,600		884,600	884,600
納付すべき税額		△188,880	△206,040	3,803,100	△206,040		△206,040	3,691,7003
重加算税				1,396,500	0	棄却	0	1,358,000

※ 「課税総所得金額」欄の金額は、国税通則法118条1項の規定により1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

※ 「納付すべき税額」欄の△の金額は、還付税額である。

別表 4

課税処分等の経緯（平成13年分）

（単位：円）

区分 項目		確定申告	更正処分	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
		平成14年3月18日	平成15年6月10日	平成15年7月9日	平成15年8月6日	平成15年11月5日	平成15年11月14日	平成17年11月16日
所得金額	給与所得の金額	7,727,550	7,727,550	7,727,550	7,727,550	棄却	7,727,550	棄却
	雑所得の金額	0	0	6,142,500	0		0	
	計（総所得金額）	7,727,550	7,727,550	13,870,050	7,727,550		7,727,550	
所得控除額	社会保険料	709,649	709,649	709,649	709,649		709,649	
	生命保険料	50,000	50,000	50,000	50,000		50,000	
	寄付金控除	1,921,887	1,921,887	3,457,512	1,921,887		1,921,887	
	扶養控除額	1,520,000	1,770,000	1,770,000	1,770,000		1,770,000	
	基礎控除額	380,000	380,000	380,000	380,000		380,000	
	計（所得控除の合計額）	4,581,536	4,831,536	6,367,161	4,831,536		4,831,536	
課税総所得金額		3,146,000	2,896,000	7,502,000	2,896,000		2,896,000	
算出税額		314,600	289,600	1,170,400	289,600		289,600	
定率減税額		62,920	57,920	234,080	57,920		57,920	
源泉徴収税額		537,100	537,100	537,100	537,100		537,100	
納付すべき税額		△285,420	△305,420	399,200	△305,420		△305,420	
重加算税				245,000	0	棄却	0	棄却

※ 「課税総所得金額」欄の金額は、国税通則法118条1項の規定により1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

※ 「納付すべき税額」欄の△の金額は、還付税額である。

別表５－１ 平成１０年分の所得税の総所得金額及び納付すべき税額

(単位：円)

項目	順号	金額	摘要
給与所得の金額	①	9,223,483	
雑所得の金額	②	19,774,991	
総所得金額	③	28,998,474	①＋②
所得控除額の合計額	④	4,451,553	
課税される総所得金額	⑤	24,546,000	③－④（1,000円未満の端数切捨て）
⑤に対する税額	⑥	6,788,400	
特別減税額	⑦	95,000	
源泉徴収税額	⑧	960,200	
納付すべき税額	⑨	5,733,200	⑥－⑦－⑧

別表５－２ 平成１１年分の所得税の総所得金額及び納付すべき税額

(単位：円)

項目	順号	金額	摘要
給与所得の金額	①	9,809,339	
雑所得の金額	②	23,133,471	
総所得金額	③	32,942,810	①＋②
所得控除額の合計額	④	11,252,426	
課税される総所得金額	⑤	21,690,000	③－④（1,000円未満の端数切捨て）
⑤に対する税額	⑥	5,535,300	
特別減税額	⑦	250,000	
源泉徴収税額	⑧	936,800	
納付すべき税額	⑨	4,348,500	⑥－⑦－⑧

別表５－３ 平成１２年分の所得税の総所得金額及び納付すべき税額

(単位：円)

項目	順号	金額	摘要
給与所得の金額	①	9,662,148	
雑所得の金額	②	18,062,640	
総所得金額	③	27,724,788	①＋②
所得控除額の合計額	④	7,950,066	
課税される総所得金額	⑤	19,774,000	③－④（1,000円未満の端数切捨て）
⑤に対する税額	⑥	4,826,380	
特別減税額	⑦	250,000	
源泉徴収税額	⑧	884,600	
納付すべき税額	⑨	3,691,700	⑥－⑦－⑧

別表５－４ 平成１３年分の所得税の総所得金額及び納付すべき税額

(単位：円)

項目	順号	金額	摘要
給与所得の金額	①	7,727,550	
雑所得の金額	②	7,355,000	
総所得金額	③	15,082,550	①＋②
所得控除額の合計額	④	6,670,286	
課税される総所得金額	⑤	8,412,000	③－④（1,000円未満の端数切捨て）
⑤に対する税額	⑥	1,352,400	
特別減税額	⑦	250,000	
源泉徴収税額	⑧	537,100	
納付すべき税額	⑨	565,300	⑥－⑦－⑧

別表 6

本件各工事に係る領得の態様一覧						
日付	順号	原告作成に係る現金出納簿(乙第17号証)の記載	工事代金の資金調達源泉			領得の態様
				現金領得の源泉内訳		
H10. 08. 31	1	(借入)理事長より	19,718,000			架空借入金であり、別表3順号9ないし48で返済に仮装して現金を領得
H10. 08. 31	2	プロパン、警備、電気工事			19,718,000	
H10. 08. 31	3	(預金)引き出し	3,790,000	1,500,000	本件寄付口座から出金	工事代金相当額の10,290,000円から順号6の350万円及び順号7の300万円を除いた3,790,000円を親の会から現金で領得
H10. 08. 31	4	丁寄付		2,000,000	保護者からの寄付金	
H10. 08. 31	5	戊寄付		1,000,000	保護者からの寄付金	
H10. 08. 31	6	理事長貸付返済	3,500,000			親の会からの借入金を原告が立替金と相殺したと仮装して、自己の借入金残高を不当に減少
H10. 08. 31	7	(借入)理事長より	3,000,000			架空借入金であり、別表3順号48ないし57で返済に仮装して現金を領得
H10. 08. 31	8	設備追加工事			10,290,000	
H10. 09. 30	9	(預金)引き出し	3,150,000	2,415,000	本件寄付口座から出金	親の会から現金を領得
H10. 09. 30	10	(預金)引き出し		4,500,000	本件寄付口座から出金	
H10. 09. 30	11	電話機設置工事			3,150,000	
H10. 11. 20	12	(預金)引き出し	956,550	956,550	本件寄付口座から出金	親の会から現金を領得
H10. 11. 20	13	駐車場ゲート追加			956,550	
H10. 11. 25	14	(預金)引き出し	1,400,000	1,400,000	本件寄付口座から出金	親の会から現金を領得
H10. 11. 25	15	配線追加工事			1,400,000	
	16	(H10. 12. 17現在の親の会現金残高)	5,480,000	753,764	親の会の現金残高より	工事代金相当額の5,880,000円から順号20の40万円を除いた5,480,000円を親の会から現金で領得
H10. 12. 18	17	(預金)引き出し		1,050,000	本件寄付口座から出金	
H10. 12. 21	18	(預金)引き出し		735,000	本件寄付口座から出金	
H10. 12. 28	19	(預金)引き出し		3,000,000	本件寄付口座から出金	
H10. 12. 28	20	(借入)理事長より	400,000			架空借入金であり、別表3順号57で返済に仮装して現金を領得
H10. 12. 28	21	実習用地地盤改良			5,880,000	
H11. 01. 07	22	(借入)理事長より	2,467,500			架空借入金であり、別表3順号57ないし59で返済に仮装して現金を領得
H11. 01. 07	23	電気工事			2,467,500	
H11. 03. 10	24	(預金)引き出し	2,975,000	2,975,000	本件会費口座より	親の会から現金を領得
H11. 03. 10	25	(借入)親の会返済			2,975,000	
H11. 01. 07	26	(預金)引き出し	835,000	525,000	本件寄付口座から出金	工事代金相当額の2,835,000円から順号30の200万円を除いた835,000円を現金で領得
H11. 01. 07	27	(預金)引き出し		95,150	本件寄付口座から出金	
H11. 01. 12	28	(預金)引き出し		250,000	本件寄付口座から出金	
H11. 03. 12	29	(預金)引き出し		94,520	本件寄付口座から出金	
H11. 03. 16	30	(借入)理事長より	2,000,000			架空借入金であり、別表3順号59及び60で返済に仮装して現金を領得
H11. 03. 16	31	農業用水面補修工事			2,835,000	
H11. 06. 02	32	(預金)引き出し	4,200,000	4,200,000	本件寄付口座から出金	親の会から現金を領得
H11. 06. 02	33	施設内補修工事			4,200,000	
H11. 06. 04	34	(預金)引き出し	3,675,000	3,675,000	本件寄付口座から出金	親の会から現金を領得
H11. 06. 04	35	焼却炉、フェンスワイヤー工事			3,675,000	
	36	(H12. 02. 16現在の親の会現金残高)	3,412,500	156,553	親の会の現金残高より	工事代金相当額の3,412,500円を親の会から現金で領得
H12. 02. 17	37	(寄付金)親の会、会費会計より		3,400,000	本件会費口座より	
H12. 02. 18	38	補修工事			3,412,500	
H12. 02. 28	39	(借入)理事長より	6,300,000			架空借入金であり、この内別表3順号60ないし65で返済に仮装して4,193,662円を領得
H12. 02. 28	40	周辺農道補修整備工事			6,300,000	
	41	(H12. 10. 17現在の親の会現金残高)	1,929,690	284,053	親の会の現金残高より	工事代金相当額の1,929,690円を親の会から現金で領得
H12. 10. 18	42	(預金)引き出し		1,000,000	本件寄付口座から出金	
H12. 10. 24	43	(預金)引き出し		840,000	本件寄付口座から出金	
H12. 10. 24	44	実習用地地盤改良残金			1,929,690	

(別表 7)

原告が親の会に対する貸付金の返済名目で領得した金額

(単位：円)

日付	順号	原告が親の会から返済を受けたとしている金額	原告が親の会に貸付けたとしている金額及び返済を受けたとしている金額の累計額							
			H10. 02. 03 1, 000	H10. 07. 08 13, 000, 000	H10. 08. 31 19, 718, 000	H10. 08. 31 3, 000, 000	H11. 04. 19 500, 000	H10. 12. 28 400, 000	H11. 01. 07 2, 467, 500	H11. 03. 15 2, 000, 000
H10. 04. 02	1	1, 000	1, 000							
H10. 07. 08	2	225, 750		225, 750						
H10. 09. 02	3	4, 704, 000		4, 929, 750						
H10. 09. 30	4	3, 500, 000		8, 429, 750						
H10. 10. 02	5	225, 397		8, 655, 147						
H10. 10. 09	6	892, 500		9, 547, 647						
H10. 10. 21	7	450, 794		9, 998, 441						
H10. 11. 02	8	500, 000		10, 498, 441						
H10. 11. 30	9	4, 000, 000		13, 000, 000	1, 498, 441					
平成10年計		14, 499, 441								
H11. 01. 05	10	450, 794			1, 949, 235					
H11. 01. 20	11	1, 250, 000			3, 209, 235					
H11. 01. 29	12	450, 794			3, 660, 029					
H11. 03. 12	13	225, 383			3, 885, 412					
H11. 04. 06	15	200, 000			4, 085, 412					
H11. 04. 20	17	500, 000			500, 000					
H11. 05. 27	18	2, 500, 000			6, 585, 412					
H11. 06. 02	19	235, 000			6, 820, 412					
H11. 06. 22	20	235, 000			7, 055, 412					
H11. 07. 05	21	735, 000			7, 790, 412					
H11. 07. 19	22	210, 000			8, 000, 412					
H11. 07. 28	23	150, 000			8, 150, 412					
H11. 08. 05	24	240, 000			8, 390, 412					
H11. 08. 05	25	126, 000			8, 516, 412					
H11. 08. 24	26	168, 000			8, 684, 412					
H11. 09. 06	27	315, 000			8, 999, 412					
H11. 09. 27	28	2, 250, 000			11, 249, 412					
H11. 10. 12	29	210, 000			11, 459, 412					
H11. 10. 22	30	126, 000			11, 585, 412					
H11. 10. 27	31	230, 000			11, 815, 412					
H11. 12. 07	32	235, 000			12, 050, 412					
H11. 12. 21	33	235, 000			12, 285, 412					
H11. 12. 21	34	472, 500			12, 757, 912					
H11. 12. 28	35	189, 000			12, 946, 912					
平成11年計		11, 948, 471								
H12. 01. 17	36	4, 200, 000			17, 146, 912					
H12. 01. 19	37	189, 000			17, 335, 912					
H12. 02. 02	38	120, 750			17, 456, 662					
H12. 02. 17	39	240, 000			17, 696, 662					
H12. 02. 29	41	250, 000			17, 946, 662					
H12. 04. 17	42	170, 000			18, 116, 662					
H12. 04. 18	43	60, 000			18, 176, 662					
H12. 04. 27	44	260, 000			18, 436, 662					
H12. 05. 02	45	315, 000			18, 751, 662					
H12. 05. 19	46	367, 500			19, 119, 162					
H12. 05. 26	47	120, 000			19, 239, 162					
H12. 06. 07	48	997, 500			19, 718, 000	518, 562				
H12. 06. 15	49	100, 000				618, 662				
H12. 07. 04	50	180, 000				798, 662				
H12. 08. 21	51	560, 000				1, 358, 662				
H12. 08. 31	52	157, 500				1, 516, 162				
H12. 09. 11	53	105, 000			1, 621, 162					
H12. 10. 05	54	105, 000				1, 726, 162				
H12. 11. 13	55	270, 000				1, 996, 162				
H12. 12. 18	56	210, 000				2, 206, 162				
H12. 12. 20	57	2, 500, 000				3, 000, 000	400, 000	1, 306, 162		
平成12年計		11, 477, 250								
H13. 01. 15	58	230, 000						1, 536, 162		
H13. 01. 18	59	1, 000, 000						2, 467, 500	68, 662	
H13. 01. 30	60	2, 000, 000							2, 000, 000	68, 662
H13. 02. 15	61	150, 000								218, 662
H13. 02. 16	62	350, 000								568, 662
H13. 02. 21	63	525, 000							1, 093, 662	
H13. 03. 09	64	100, 000								1, 193, 662
H13. 03. 09	65	3, 000, 000								4, 193, 662
平成13年計		7, 355, 000								
年分		原告が返済を受けたとする金額 (①)	左のうち貸付金返済額 (②)		差引領得額 (①－②)					
平成10年分計		14, 499, 441	13, 001, 000		1, 498, 441					
平成11年分計		11, 948, 471	500, 000		11, 448, 471					
平成12年分計		11, 477, 250			11, 477, 250					
平成13年分計		7, 355, 000			7, 355, 000					
合計		45, 280, 162	13, 501, 000		31, 779, 162					

※網掛けの部分は、真に親の会に貸付けた金額及びその返済額の累積額で、発生直後から優先的に弁済されたものとする。

(別表 8 - 1)

本件寄付口座から原告が引き出した金員と現金出納簿（乙第17号）の入出金の関連（平成10年分）

順号	日付	本件寄付口座 入出金額	対応	本件現金出納簿（乙17号証）				備考	被告の主張
				入金額	⇒	出金額	符号		
1	H10.2.3	△2,000,000	⇒	2,000,000	⇒	△2,000,000			《「符号」欄 ▲1ないし▲8》 原告が親の会に対する貸付金1300万円の返済として、本件寄付口座から現金を引き出して取得した金額（8件合計14,498,441円）。 平成10年分においては、上記合計額のうち、貸付金額の1300万円を超える部分の金額1,498,441円について、原告の領得と認定（雑所得）。
2	H10.2.5	△11,939,130	⇒	11,939,130	⇒	△11,939,130			
3	H10.2.16	△5,000,000	⇒	5,000,000	⇒	△5,000,000			
4	H10.3.10	△484,800	⇒	484,800	⇒	△484,800			
5	H10.3.12	△7,414,150	⇒	7,414,150	⇒	△7,414,150			
6	H10.4.2	△2,560,173	⇒	2,560,173	⇒	△2,540,000			
7	H10.4.3	△5,000,000	⇒	5,000,000	⇒	△5,000,000			
8	H10.4.3	△2,560,173	⇒	2,560,173	⇒				
9	H10.4.17	△21,000,000	⇒	21,000,000	⇒	△21,000,000			
10	H10.4.22	△5,000,000	⇒	5,000,000	⇒	△5,000,000			
11	H10.5.1	△7,500,000	⇒	7,500,000	⇒	△7,500,000			
12	H10.5.1					△140,000			
13	H10.5.27	△6,300,000	⇒	6,300,000	⇒	△6,300,000			
14	H10.6.22	△225,750	⇒	225,750	⇒				
15	H10.6.26	△3,000,735	⇒	3,000,735	⇒	△3,000,000			《「符号」欄 ★1①ないし★1⑤》 ★設備追加工事に係る支出を装い、原告が本件寄付口座から現金を引き出し領得（雑所得★1①） ★設備追加工事に係る支出を装い、原告が別途領得し隠蔽していた寄付金を本件現金出納簿に記載し辻褄合わせ（雑所得★1②, ③） ★設備追加工事に係る支出を装い、原告が本件寄付口座から借り入れていた金員に係る債務を不当に減少（雑所得★1④）
16	H10.6.29					△133,310			
17	H10.7.8	△14,600,000	⇒	14,600,000	⇒	△14,600,000			
18	H10.7.8					△98,000			
19	H10.7.8					△225,750	▲1		
20	H10.7.24	△3,570,000	⇒	3,570,000	⇒	△3,570,000			
21	H10.7.29	3,570,000	⇐		⇐	△3,570,000			
22	H10.7.29		●	1,500,000					
23	H10.7.30	△189,040	⇒	189,040	⇒	△189,040			
24	H10.8.4	△3,560,908	⇒	3,560,908	⇒	△3,560,173			
25	H10.8.12	△2,500,735	⇒	2,500,735	⇒	△2,500,000			
26	H10.8.27	△1,750,000	⇒	1,750,000	⇒	△1,750,000			
27	H10.8.31		●	19,718,000	⇒	△19,718,000			
28	H10.8.31	△1,500,000	⇒	1,500,000			★1①		《「符号」欄 ★4》 ★配線追加工事に係る支出を装い、原告が本件寄付口座から現金を引き出し領得（雑所得）
29	H10.8.31		●	2,000,000			★1②	●丁寄付	
30	H10.8.31		●	1,000,000	⇒	△10,290,000	★1③	●丁寄付	
31	H10.8.31		●	3,500,000			★1④	●理事長貸付返済	
32	H10.8.31		●	3,000,000			★1⑤	●理事長より借入	
33	H10.9.2	△4,704,000	⇒	4,704,000	⇒	△4,704,000	▲2	借入：理事長借入金返済	
34	H10.9.9					△37,220			
35	H10.9.9					△57,300			
36	H10.9.18	△1,092,735	⇒	1,092,735	⇒	△1,092,000			
37	H10.9.25	△6,000,000	⇒	6,000,000	⇒	△1,500,000			
38						△4,500,000			
39	H10.9.30	△4,500,000	⇒	4,500,000	⇒	△3,150,000	★2	建物：電話機設置工事（乙第3号証）	
40	H10.9.30	△2,415,000	⇒	2,415,000	⇒	△3,500,000	▲3	借入：理事長借入金返済	
41	H10.10.2	△225,397	⇒	225,397	⇒	△225,397	▲4	借入：理事長借入金返済	《「備考」欄 種1》 架空工事であるプロパン、警備、電気工事代支払に係る金員を原告が貸し付けたと仮装（種蒔き）。 当該架空貸付金の返済を装って、本件寄付口座から現金を引き出したと認められる平成10年ないし12年において領得と認定（雑所得、収穫）
42	H10.10.6					△189,000			
43	H10.10.6					△31,500			
44	H10.10.6					△44,992			
45	H10.10.9	△892,500	⇒	892,500	⇒	△892,500	▲5	借入：理事長借入金返済	
46	H10.10.19	△600,000	⇒	600,000	⇒	△600,000			
47	H10.10.21	△189,040	⇒	189,040	⇒	△189,040			
48	H10.10.21	△450,794	⇒	450,794	⇒	△450,794	▲6	借入：理事長借入金返済	
49	H10.10.22	△100,000	⇒	100,000	⇒	△90,000			
50	H10.10.22	10,000	⇐			△10,000			
51	H10.10.23	△362,500	⇒	362,500	⇒	△362,500			
52	H10.11.2	△500,000	⇒	500,000	⇒	△500,000	▲7	借入：理事長借入金返済	
53	H10.11.11					△94,520			
54	H10.11.20	△956,550	⇒	956,550	⇒	△956,550	★3	建物：駐車場ゲート追加（乙第4号証）	《「備考」欄 種2》 設備追加工事代支払に係る金員を原告が貸し付けたと仮装（種蒔き）。 当該貸付金の返済を装って、本件寄付口座から現金を引き出したと認められる平成12年において領得と認定（雑所得、収穫） 《「備考」欄 種3》 実習用地地盤改良費用支払に係る金員を原告が貸し付けたと仮装（種蒔き）。 注：「摘要」欄に記載したコメントのうち頭部に「●」が付してあるものは、本件現金出納簿の「入金」欄に記載された金額のうち本件寄付口座からの払出しがないものである。
55	H10.11.20	△94,520	⇒	94,520	⇒				
56	H10.11.25	△1,400,000	⇒	1,400,000	⇒	△1,400,000	★4	建物：配線追加工事（乙第5号証）	
57	H10.11.30	△4,000,000	⇒	4,000,000	⇒	△4,000,000	▲8	借入：理事長借入金返済	
58	H10.12.10	△94,835	⇒	94,835	⇒	△94,520			
59	H10.12.15	△600,000	⇒	600,000	⇒	△600,000			
60	H10.12.18	△1,050,000	⇒	1,050,000			★5①		
61	H10.12.21	△735,000	⇒	735,000			★5②		
62	H10.12.28	△3,000,000	⇒	3,000,000	⇒	△5,880,000	★5③	建物：実習用地地盤改良（乙第6号証）	
63	H10.12.28		●	400,000			★5④	●理事長より借入	

(入金計) 3,580,000 (●計) 31,118,000
(出金合計) 141,618,465 (他計) 141,618,465
(合計) 172,736,465 (合計) 172,673,556

(別表 8 - 2)

本件寄付口座から原告が引き出した金員と現金出納簿（乙第17号）の入出金の関連（平成11年分）

順号	日付	本件寄付口座 入出金額	対応	本件現金出納簿（乙17号証）				備考	被告の主張
				入金額		出金額	符号		
1	H11.1.5	△450,794	⇒	450,794	⇒	△450,794	▼1	借入：理事長借入金返済	《「符号」欄 ▼1ないし▼23》 原告が親の会に対する架空貸付金の返済として、本件寄付口座から引き出して領得した金額（23件合計11,448,471円雑所得）
2	H11.1.7	△525,000	⇒	525,000	⇒		★1①		
3	H11.1.7	△95,150	⇒	95,150	⇒		★1②		
4	H11.1.7		●	2,467,500	⇒	△2,467,500		●理事長より借入 建物：電気工事（乙第14号証）	
5	H11.1.12	△250,000	⇒	250,000	⇒		★1③		《「符号」欄 ★1①ないし★1⑤》 ★用水面補修工事に係る架空領収書に記載された金額2,835,000円のうち、原告が立替払したとする金額を控除した835,000円を現金で支出したと装って、原告が本件寄付口座から現金で引き出し領得した金額（雑所得★1①ない★1④）
6	H11.1.19	△2,310,735	⇒	2,310,735	⇒	△2,310,000		物品：ユニフォーム	
7	H11.1.20	△1,260,000	⇒	1,260,000	⇒	△1,260,000	▼2	借入：理事長借入金返済	
8	H11.1.26	△1,890,735	⇒	1,890,735	⇒	△1,890,000		物品：ユニフォーム	
9	H11.1.29	△450,794	⇒	450,794	⇒	△450,794	▼3	借入：理事長借入金返済	《「符号」欄 ★2》 ★農場新設置工事に係る支出を装い、原告が本件寄付口座から現金で引き出し領得（雑所得）
10	H11.2.10	△94,520	⇒	94,520	⇒	△94,520		保険：保険料	
11	H11.2.12	△4,567,500	⇒	4,567,500	⇒	△4,567,500		物品：ユニフォーム残金	
12	H11.2.16	△600,000	⇒	600,000	⇒	△600,000		借入：信金返済	
13	H11.3.10	△2,975,000	⇒	2,975,000	⇒	△2,975,000	★2	借入：親の会返済（乙第9号証の1）	《「符号」欄 ★3》 ★施設内補修工事に係る支出を装い、原告が本件寄付口座から現金で引き出し領得した（雑所得）
14	H11.3.12	△94,520	⇒	94,520	⇒		★1④		
15	H11.3.12	△225,383	⇒	225,383	⇒	△225,383	▼4	借入：理事長借入金返済	
16	H11.3.16		●	2,000,000	⇒	△2,835,000	★1⑤	●理事長より借入 修繕：農業用水面補修工事（乙第8号証）	
17	H11.4.6	△230,000	⇒	230,000	⇒	△200,000	▼5	借入：理事長借入金返済	《「符号」欄 ★4》 ★焼却炉、フェンスワイヤー工事を装い、原告が本件寄付口座から現金で引き出し領得した（雑所得）
18	H11.4.16	△600,000	⇒	600,000	⇒	△600,000		借入：信金返済	
19	H11.4.19		●	500,000	⇒	△500,000		●理事長より借入 寄付：V 寄付返戻	
20	H11.4.20	△577,500	⇒	577,500	⇒	△500,000		借入：理事長借入金返済	
21	H11.4.21					△141,255		雑費：地区除外決済金	《「備考」欄 種1》 電気工事に係る代金を原告が親の会に貸し付けたと仮装（種蒔き）
22	H11.4.21					△3,000		雑費：地区除外決済金	
23	H11.5.7	△189,040	⇒	189,040	⇒	△189,040		保険：保険料	
24	H11.5.10	△250,000	⇒	250,000	⇒	△250,000		寄付：W 寄付返戻	
25	H11.5.27	△2,500,000	⇒	2,500,000	⇒	△2,500,000	▼6	借入：理事長借入金返済	当該架空貸付金の返済を装って、本件寄付口座から現金を引き出したと認められる平成12年及び平成13年において領得と認定（雑所得、収穫）
26	H11.6.2	△235,000	⇒	235,000	⇒	△235,000	▼7	借入：理事長借入金返済	
27	H11.6.2	△4,200,000	⇒	4,200,000	⇒	△4,200,000	★3	修繕：施設内補修工事（乙第10号証）	
28	H11.6.4	△840,000	⇒	840,000	⇒	△840,000		物品：ユニフォーム追加分	
29	H11.6.4	△3,675,000	⇒	3,675,000	⇒	△3,675,000	★4	建物：焼却炉、フェンスワイヤー工事（乙第11号証）	《「備考」欄 種2》 用水面補修工事代金2,835,000円の一部である2,000,000円について、原告が立替払することにより親の会に貸し付けたと仮装（種蒔き）
30	H11.6.16	△600,000	⇒	600,000	⇒	△600,000		借入：信金返済	
31	H11.6.22	△235,000	⇒	235,000	⇒	△235,000	▼8	借入：理事長借入金返済	
32	H11.7.5	△735,000	⇒	735,000	⇒	△735,000	▼9	借入：理事長借入金返済	
33	H11.7.19	△210,000	⇒	210,000	⇒	△210,000	▼10	借入：理事長借入金返済	当該架空貸付金の返済を装って、本件寄付口座から現金を引き出したと認められる平成13年において領得と認定（雑所得、収穫）
34	H11.7.28	△150,000	⇒	150,000	⇒	△150,000	▼11	借入：理事長借入金返済	
35	H11.8.5	△240,000	⇒	240,000	⇒	△240,000	▼12	借入：理事長借入金返済	
36	H11.8.5	△126,000	⇒	126,000	⇒	△126,000	▼13	借入：理事長借入金返済	
37	H11.8.18	△600,000	⇒	600,000	⇒	△600,000		借入：信金返済	注：「摘要」欄に記載したコメントのうち頭部に「●」が付してあるものは、本件現金出納簿の「入金」欄に記載された金額のうち本件寄付口座からの払出しがないものである。
38	H11.8.24	△168,000	⇒	168,000	⇒	△168,000	▼14	借入：理事長借入金返済	
39	H11.9.6	△315,000	⇒	315,000	⇒	△315,000	▼15	借入：理事長借入金返済	
40	H11.9.14		●	1,215,123	⇒			●親の会会費会計	
41	H11.9.27	△1,050,000	⇒	1,050,000	⇒	△2,250,000	▼16	借入：理事長借入金返済	
42	H11.10.12	△210,000	⇒	210,000	⇒	△210,000	▼17	借入：理事長借入金返済	
43	H11.10.19	△600,000	⇒	600,000	⇒	△600,000		借入：信金返済	
44	H11.10.22	△126,000	⇒	126,000	⇒	△126,000	▼18	借入：理事長借入金返済	
45	H11.10.27	△230,000	⇒	230,000	⇒	△230,000	▼19	借入：理事長借入金返済	
46	H11.12.7	△235,000	⇒	235,000	⇒	△235,000	▼20	借入：理事長借入金返済	
47	H11.12.16	△600,000	⇒	600,000	⇒	△600,000		借入：信金返済	
48	H11.12.21	△235,000	⇒	235,000	⇒	△235,000	▼21	借入：理事長借入金返済	
49	H11.12.21	△472,500	⇒	472,500	⇒	△472,500	▼22	借入：理事長借入金返済	
50	H11.12.28	△189,000	⇒	189,000	⇒	△189,000	▼23	借入：理事長借入金返済	

(出金合計) 36,413,171 (他計) 36,413,171 (合計) 42,595,794 (合計) 42,486,286

別表（８－３）

本件寄付口座から原告が引き出した金員と現金出納簿（乙第17号）の入出金の関連（平成12年分）

順号	日付	本件寄付口座 入出金額	対応	本件現金出納簿（乙17号証）					備考	被告の主張
				入金額		出金額	符号	摘要		
1	H12.1.17	△4,200,000	⇒	4,200,000	⇒	△4,200,000	▼1	借入：理事長借入金返済		《「符号」欄 ▼1ないし▼21》 原告から親の会に対する貸付金の返済として、原告が親の会から現金を引き出し 領得した金額（21件合計11,477,250円・雑所得）
2	H12.1.19	△189,1000	⇒	189,000	⇒	△189,000	▼2	借入：理事長借入金返済		
3	H12.2.2	△120,750	⇒	120,750	⇒	△120,750	▼3	借入：理事長借入金返済		
4	H12.2.16	△600,000	⇒	600,000	⇒	△600,000		借入：信金返済		《「符号」欄 ★1》 ★補修工事代金の支払を装って、原告が本件会費口座から現金で引き出し領得 した金額（雑所得）
5	H12.2.17	△240,000	⇒	240,000	⇒	△240,000	▼4	借入：理事長借入金返済		
6	H12.2.17		●	3,400,000	⇒	△3,412,500	★1	●親の会、会費会計より 修繕：補修工事（乙第12号証）		
7	H12.2.28		●	6,300,000	⇒	△6,300,000		●理事長より借入 修繕：周辺農道補修整工事（乙15号証）	種1	《「符号」欄 ★2①及び★2②》 ★実習地地盤改良工事代金として、原告が本件寄付口座から現金で引き出し領得 した金額（雑所得）
8	H12.2.29	△250,000	⇒	250,000	⇒	△250,000	▼5	借入：理事長借入金返済		
9	H12.4.14	△600,000	⇒	600,000	⇒	△600,000		借入：信金返済		
10	H12.4.17	△170,000	⇒	170,000	⇒	△170,000	▼6	借入：理事長借入金返済		《「備考」欄 種1》 周辺農道補修整備工事代金を原告が立替払したとして、原告から親の会に貸し付 けたと仮装（種蒔き） 当該架空貸付金の一部返済を装って、本件寄付口座から現金を引き出したと認 められる平成13年において領得と認定（雑所得、収穫）
11	H12.4.18	△60,000	⇒	60,000	⇒	△60,000	▼7	借入：理事長借入金返済		
12	H12.4.27	△260,000	⇒	260,000	⇒	△260,000	▼8	借入：理事長借入金返済		
13	H12.5.2	△315,000	⇒	315,000	⇒	△315,000	▼9	借入：理事長借入金返済		注：「摘要」欄に記載したコメントのうち頭部に「●」が付してあるものは、本件 現金出納簿の「入金」欄に記載された金額のうち本件寄付口座からの払出しが ないものである。
14	H12.5.19	△367,500	⇒	367,500	⇒	△367,500	▼10	借入：理事長借入金返済		
15	H12.5.26	△120,000	⇒	120,000	⇒	△120,000	▼11	借入：理事長借入金返済		
16	H12.6.7	△997,500	⇒	997,500	⇒	△997,500	▼12	借入：理事長借入金返済		
17	H12.6.15	△100,000	⇒	100,000	⇒	△100,000	▼13	借入：理事長借入金返済		
18	H12.6.16	△600,000	⇒	600,000	⇒	△220,703		借入：信金返済		
19	H12.7.4	△180,000	⇒	180,000	⇒	△180,000	▼14	借入：理事長借入金返済		
20	H12.7.17	△2,000,000	⇒	2,000,000	⇒	△2,000,000		貸付金：理事長へ貸付		
21	H12.8.21	△560,000	⇒	560,000	⇒	△560,000	▼15	借入：理事長借入金返済		
22	H12.8.31	△157,500	⇒	157,500	⇒	△157,500	▼16	借入：理事長借入金返済		
23	H12.9.11	△105,000	⇒	105,000	⇒	△105,000	▼17	借入：理事長借入金返済		
24	H12.10.5	△105,000	⇒	105,000	⇒	△105,000	▼18	借入：理事長借入金返済		
25	H12.10.16	△140,000	⇒	140,000	⇒					
26	H12.10.16					△379,297		預金：預け入れ		
27	H12.10.18	△1,000,000	⇒	1,000,000	⇒		★2①			
28	H12.10.24	△840,000	⇒	840,000	⇒	△1,929,690	★2②	建物：実習用地地盤改良残金（乙第13号証）		
29	H12.11.13	△270,000	⇒	270,000	⇒	△270,000	▼19	借入：理事長借入金返済		
30	H12.12.18	△210,000	⇒	210,000	⇒	△210,000	▼20	借入：理事長借入金返済		
31	H12.12.19	△400,000	⇒	400,000	⇒					
32	H12.12.20	△2,500,000	⇒	2,500,000	⇒	△2,500,000	▼21	借入：理事長借入金返済		
33	H12.12.20				⇒	△368,000		寄付金：X寄付返金		

(●計) 9,700,000

(出金合計) 17,657,250

(他計) 17,657,250

(合計) 27,357,250 (合計) 27,287,440

(別表 8 - 4)

本件寄付口座から原告が引き出した金員と現金出納簿 (乙第17号) の入出金の関連 (平成13年分)

順号	日付	本件寄付口座 入出金額	対応	本件現金出納簿 (乙17号証)				備考	被告の主張
				入金額		出金額	符号		
1	H13. 1. 15	△230, 000	⇒	230, 000	⇒	△230, 000	▼1	借入：理事長借入金返済	《「符号」欄 ▼1ないし▼8》 原告から親の会に対する貸付金の返済として、原告が親の会から現金を引き出し 領得した金額 (8件合計7, 355, 000円・雑所得)
2	H13. 1. 18	△1, 000, 000	⇒	1, 000, 000	⇒	△1, 000, 000	▼2	借入：理事長借入金返済	
3	H13. 1. 30	△2, 000, 000	⇒	2, 000, 000	⇒	△2, 000, 000	▼3	借入：理事長借入金返済	
4	H13. 2. 15	△150, 000	⇒	150, 000	⇒	△150, 000	▼4	借入：理事長借入金返済	
5	H13. 2. 16	△350, 000	⇒	350, 000	⇒	△350, 000	▼5	借入：理事長借入金返済	
6	H13. 2. 21	△525, 000	⇒	525, 000	⇒	△525, 000	▼6	借入：理事長借入金返済	
7	H13. 3. 9	△3, 000, 000	⇒	3, 000, 000	⇒	△3, 000, 000	▼7	借入：理事長借入金返済	
8	H13. 3. 9	△100, 000	⇒	100, 000	⇒	△100, 000	▼8	借入：理事長借入金返済	
9	H13. 4. 9	△262, 500	⇒	262, 500					
10	H13. 4. 18	△225, 000	⇒	225, 000					
11	H13. 4. 19	△200, 000							
12	H13. 4. 20	△300, 000	⇒	300, 000					
13	H13. 6. 8	△2, 832, 600	⇒	2, 832, 600	⇒	△2, 827, 600		寄付：寄付返還	
14	H13. 6. 18					△787, 500		親の会会費会計返金	

(出金合計) 11, 175, 100 (合計) 110, 975, 100 (合計) 10, 970, 100

(別紙)

約束手形決済原資調査表

1 決済日 : H10. 11. 16

決済額 : 5, 000, 000

手形番号 : (甲17)

入金日	入金額	入金先	方法	資金源泉
H10. 11. 16	4, 950, 000	甲	振込	ファイナンスリース契約資金 (別紙A-1) の同日付出金による
	50, 000			当座繰越残高

計 5, 000, 000

2 決済日 : H10. 11. 24

決済額 : 5, 000, 000

手形番号 : (甲18)

入金日	入金額	入金先	方法	資金源泉
H10. 11. 20	5, 000, 000	甲	現金	ファイナンスリース契約資金 (別紙A-2) の前日付出金による

計 5, 000, 000

3 決済日 : H10. 11. 24

決済額 : 5, 000, 000

手形番号 : (甲19)

入金日	入金額	入金先	方法	資金源泉
H10. 11. 20	1, 200, 000	甲	振込	ファイナンスリース契約資金 (別紙A-3) の同日付出金による
H10. 11. 20	1, 000, 000	甲	振込	
H10. 11. 20	1, 000, 000	甲	振込	11. 10ないし11. 11のファイナンスリース契約資金 (別紙A-3) が I 銀行口座に入金された残高の同日付出金による
H10. 11. 20	200, 000	甲	振込	
H10. 11. 24	1, 800, 000	Y	振込	借入金 (保証手形は買取) による

計 5, 200, 000

4 決済日 : H10. 11. 24

決済額 : 5, 000, 000

手形番号 : (甲9)

入金日	入金額	入金先	方法	資金源泉
H10. 11. 30	1, 000, 000	甲	振込	ファイナンスリース契約資金 (別紙A-4) の同日付出金による
H10. 11. 30	1, 000, 000	甲	振込	
H10. 11. 30	1, 000, 000	甲	振込	
H10. 11. 30	500, 000	甲	振込	
	1, 438, 500			当座繰越残高

計 4, 938, 500

5 決済日 : H10. 12. 18

決済額 : 30, 000, 000

手形番号 : (甲20)

入金日	入金額	入金先	方法	資金源泉
H10. 12. 18	4, 100, 000	甲	振込	11. 30のファイナンスリース契約資金(別紙A-5)がI銀行口座に入金された残高の同日付、口座からの振込
H10. 12. 18	15, 000, 000	普通	振替	同日付、D幼稚園からの返済950万とC幼稚園からの返済550万の合算。
H10. 12. 18	5, 050, 000	甲	振金	寄付口座から105万を同日出金。家族(祖母)からの借入金400万
H10. 12. 18	1, 000, 000	甲	振込	ファイナンスリース契約資金(別紙A-6)の同日付出金による
H10. 12. 18	1, 000, 000	甲	振込	
H10. 12. 18	1, 000, 000	甲	振込	
H10. 12. 18	1, 000, 000	甲	振込	
H10. 12. 18	1, 000, 000	甲	振込	
H10. 12. 18	1, 000, 000	甲	振込	

計 30, 150, 000

6 決済日 : H10. 12. 21

決済額 : 5, 000, 000

手形番号 : (甲10)

入金日	入金額	入金先	方法	資金源泉
H10. 12. 18	1, 000, 000	甲	振込	
H10. 12. 18	500, 000	甲	振込	ファイナンスリース契約資金(別紙A-6)の同日付出金による
H10. 12. 21	707, 000	甲	振込	寄付口座から73万5000円を12. 18に出金
H10. 12. 21	1, 000, 000	甲	振込	
H10. 12. 21	1, 000, 000	甲	振込	
H10. 12. 21	1, 000, 000	甲	振込	

計 5, 207, 000

7 決済日 : H10. 12. 21

決済額 : 5, 000, 000

手形番号 :

※取立人(振出先)Nより、額面金額にて買い戻し。

入金日	入金額	入金先	方法	資金源泉

計 0

8 決済日 : H11. 1. 11

決済額 : 2, 000, 000

手形番号 : (甲11)

入金日	入金額	入金先	方法	資金源泉
H11. 1. 11	2, 000, 000	甲	現金	12. 30のファイナンスリース契約資金 (別紙A-7) が I 銀行口座に入金された残高の同日付の出金190万と手持ち現金10万

計 2, 000, 000

9 決済日 : H11. 1. 25

決済額 : 5, 000, 000

手形番号 : (甲21)

入金日	入金額	入金先	方法	資金源泉
H11. 1. 25	5, 000, 000	甲	現金	

計 5, 000, 000

10 決済日 : H11. 3. 10

決済額 : 4, 000, 000

手形番号 : (甲12)

入金日	入金額	入金先	方法	資金源泉
H11. 3. 10	4, 000, 000	甲	現金	ファイナンスリース契約資金 (別紙A-8) の3. 1付420万の出金による

計 4, 000, 000

11 決済日 : H11. 4. 6

決済額 : 4, 830, 000

手形番号 : (甲15)

入金日	入金額	入金先	方法	資金源泉
H11. 4. 2	3, 000, 000	甲	現金	3. 31のファイナンスリース契約資金 (別紙A-9) がK銀行口座に入金された残高の3. 31付の出金380万による
H11. 4. 6	330, 000	甲	現金	寄付口座からの同日付23万出金と手持ち現金10万による
H11. 4. 6	1, 500, 000	甲	現金	同日付、D幼稚園からの返済100万とC幼稚園からの返済50万の合算。

計 4, 830, 000

12 決済日：H11. 5. 6

決済：5, 460, 000

手形番号：(甲16)

入金日	入金額	入金先	方法	資金源泉
H11. 430	5, 460, 000	甲	現金	4. 27付、D幼稚園からの返済250万とC幼稚園からの返済100万、???

計 5, 460, 000

13 決済日：H11. 5. 31

決済額：2, 940, 000

手形番号：(甲13)

入金日	入金額	入金先	方法	資金源泉
H11. 5. 31	5, 040, 000	甲	現金	ファイナンスリース契約資金(別紙A-10)の同日付385万の出金と5. 27付の寄付口座からの250万出金した一部

計 5, 040, 000

14 決済日：H11. 5. 31

決済額：2, 100, 000

手形番号：(甲14)

入金日	入金額	入金先	方法	資金源泉
H11. 5. 31	上記金額			上記による口座残額

計 5, 040, 000

15 決済日：H11. 7. 21

決済額：5, 062, 400

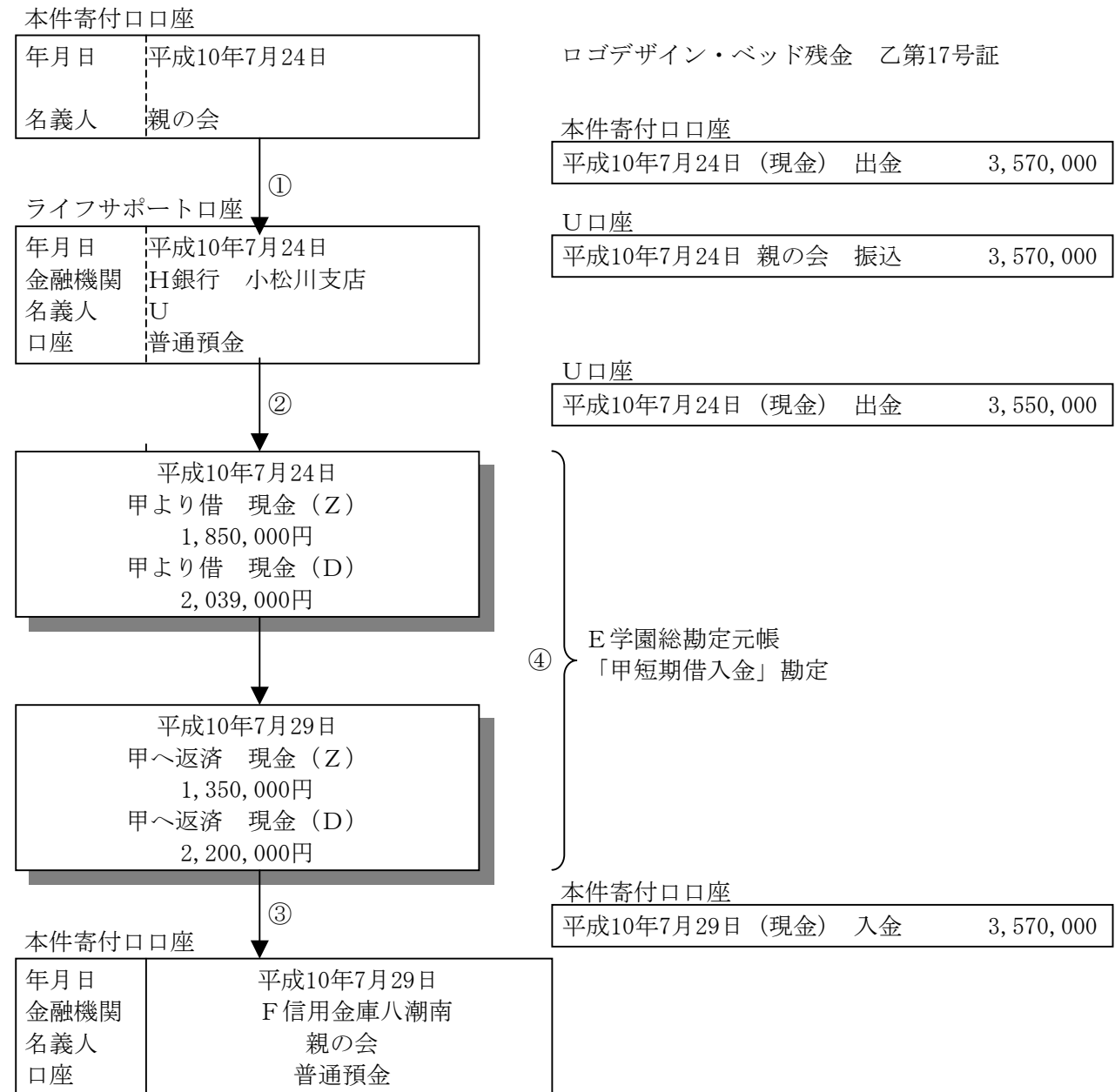
手形番号：(甲22)

入金日	入金額	入金先	方法	資金源泉
H11. 7. 21	5, 070, 000	甲	現金	同日付、D幼稚園からの返済300万とC幼稚園からの返済200万、手持ち現金7万による

計 5, 070, 000

(別表 9)

原告が貸し付けたと主張する金員の流れ (357万円)



【資金の流れ】

- ① 平成10年7月24日、本件寄付口座から出金し、U口座に357万円を振込み入金
- ② 同日、U口座から355万円を現金で出金
- ③ 同月29日、本件寄付口座へ357万円を現金で入金
- ④ E 学園の総勘定元帳には、同月24日に「甲より借」として、3,889,000円が計上され、同月29日に「甲へ返済」として、355万円が計上された。